

内閣法制局への持込み予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月11日 20:03

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危.zip (302 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

先日法制局メモに記載してある法制局からの課題についての検討結果を別添資料に添付します。

恐縮ですが、明日(12日)15時までにご意見あれば、当方までご連絡ください。

なお、苦情に関する対応について、法律内で規定することを検討しておりますので、特にご検討いただければと思います。(資料⑧記載)

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

内閣法制局への持込み予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月11日 20:07

宛先:

添付ファイル: 公安庁.zip (303 KB)

公安調査庁 総務部審理室 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

先日法制局メモに記載してある法制局からの課題についての検討結果を別添資料に添付します。

恐縮ですが、明日(12日)15時までにご意見あれば、当方までご連絡ください。

なお、苦情に関する対応について、法律内で規定することを検討しておりますので、特にご検討いただければと思います。(資料⑧記載)

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

内閣法制局への持込み予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月11日 20:08

宛先:

添付ファイル: 法務省.zip (303 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

先日法制局メモに記載してある法制局からの課題についての検討結果を別添資料に添付します。

恐縮ですが、明日(12日)15時までにご意見あれば、当方までご連絡ください。

なお、苦情に関する対応について、法律内で規定することを検討しておりますので、特にご検討いただければと思います。(資料③記載)

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

内閣法制局への持込み予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月11日 20:12

宛先:

添付ファイル: ①MDA法との関係.jtd (53 KB); ②法律の題名について.jtd (28 KB); ③協議しなければならないについて.jtd (104 KB); ④欠格条項と守秘義務がある公務員に対し適性評価を実施~1.jtd (36 KB); ⑤行政機関の長等を適性評価の対象外とすることについて.jtd (35 KB); ⑥国務大臣等を処罰の対象とすることについて.jtd (62 KB); ⑦捜査に従事する者に対して確認措置を設ける必要性について.jtd (84 KB); ⑧適性評価と苦情に対応するための仕組みについて.jtd (92 KB); ⑨別表第1号変更点.jtd (60 KB); ⑩秘密保全法関連図と罰則表.pdf (110 KB); ⑪特別秘密の保護に関する法律案と秘密保全に関する現行~1.jtd (389 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

先日法制局メモに記載してある法制局からの課題についての検討結果を別添資料に添付します。

恐縮ですが、明日(12日)15時までにご意見あれば、当方までご連絡ください。

なお、苦情に関する対応について、法律内で規定することを検討しておりますので、特にご検討いただければと思います。(資料⑧記載)

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

内閣法制局への持込み予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月11日 20:13

宛先:

添付ファイル: 防衛省.zip (321 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 様、 様

いつも大変お世話になっております。

先日法制局メモに記載してある法制局からの課題についての検討結果を別添資料に添付します。

恐縮ですが、明日(12日)15時までにご意見あれば、当方までご連絡ください。

なお、苦情に関する対応について、法律内で規定することを検討しておりますので、特にご検討いただければと思います。(資料⑧記載)

内閣官房内閣情報調査室総務部

様

様

Tel 03-5253-2111 (内線 様)

様 (直通)

Fax 03-3592-2307

内閣法制局への持込み予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月11日 20:14

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (301 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 下堀様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

先日法制局メモに記載してある法制局からの課題についての検討結果を別添資料に添付します。

恐縮ですが、明日(12日)15時までにご意見あれば、当方までご連絡ください。

なお、苦情に関する対応について、法律内で規定することを検討しておりますので、特にご検討いただければと思います。(資料⑧記載)

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

法制局への持込み予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月11日 20:15

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (301 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋様

いつも大変お世話になっております。

先日法制局メモに記載してある法制局からの課題についての検討結果を別添資料に添付します。

恐縮ですが、明日(12日)15時までにご意見あれば、当方までご連絡ください。

なお、苦情に関する対応について、法律内で規定することを検討しておりますので、特にご検討いただければと思います。(資料⑤記載)

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

(直通)

Fax 03-3592-2307


別表事項の問い合わせについて

内調職員107(内閣情報調査室)

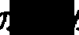
送信日時: 2012年12月11日 19:24

宛先:

添付ファイル: 別表における.jtd (27 KB); 別表修正案.jtd (30 KB)

警察庁警備局警備企画課 小林様、様

いつも大変お世話になっております。

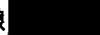
先ほど、当室のからご連絡した件について、添付資料を送付します。

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部





Tel 03-5253-2111 (内線 )

 (直通)

Fax 03-3592-2307

別表事項の問い合わせについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月11日 19:22

宛先:

添付ファイル: 別表における.jtd (27 KB); 別表修正案.jtd (30 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 様、様

いつも大変お世話になっております。

先ほど、当室の からご連絡した件について、添付資料を送付します。

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)
(直通)

Fax 03-3592-2307

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

【第2号（外交に関する事項）】

- ~~イ~~ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針
- ~~ロ~~ イ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉のための対処方針又は交渉の内容
- ~~ハ~~ ロ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する情報であつて外国の政府又は国際機関から得た情報その他の重要な情報
- ~~ニ~~ ハ ~~ロ~~に掲げる情報の収集整理又はその能力
- ~~ホ~~ ニ ハ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号その他へに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

【第3号（公共の安全と秩序の維持に関する事項）】

- イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究
- ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する情報であつて外国の政府又は国際機関から得た情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズム等緊急事態への対処その他の公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

別表における「防衛」、「外交」及び「公共の安全と秩序の維持」について（案）

1 問題の所在

本法別表は、防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持の3分野に関する事項のうち類型的に秘匿する必要性が高いと認められるものを明らかにするため、分野ごとに号立てをした上で各号に具体的な事項を規定している。別表各号該当性は特別秘密の指定の裁量の幅を狭め、特別秘密の客観化を図るという重要な役割を担っていることから、各号に規定する事項が明確に切り分けられた上で適切に規定されているか、検討する必要がある。

2 「防衛」、「外交」及び「公共の安全と秩序の維持」の意味

まず、防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持がそもそも概念として重複していないのかという観点から、それぞれの意味を検討する。

「防衛」とは、直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を實力をもって守ることをいい（防衛省作成想定問答）、自衛隊が外国の軍隊等に対して行う作戦行動のみを指すのではなく、情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動に密接な関連を有する諸活動を含む。

「外交」とは、外務省設置法（昭和26年法律第283号）第4条第1号の「外交政策」に関する同省解説資料に鑑みれば、一般に、我が国が主権国家として、国際社会において国益を追求するとともに諸外国等との適切な関係を維持・構築していくことをいうものと解され、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉や国際会議への参加、条約その他の国際約束の締結などが含まれると考えられる。

「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する（総務省行政管理局「詳解情報公開法」）。

以上のとおり、概念的にはこれら3つの分野はそれぞれ別個のものであり、相互に重複しておらず、別表に規定する事項を3分野に分類して差し支えないものと考えられる。

3 外交に関する事項の規定の方法

上記のとおり、3分野はそれぞれ概念的に別個のものであるが、そのうち外交は、防衛及び公共の安全と秩序の維持を含む多岐にわたる分野に関して横断的に対外関係事務を処理する作用でもあることから、別表において外交に関する事項と防衛及び公共の安全と治安の維持に関する事項とはそれぞれが重複し、外交に関する事項を独自に規定することが適切であるか否か疑義が生じる。すなわち、国及び国民の安全の確保のために重要な政府の活動が防衛及び公共の安全と秩序の維持に含まれるのであれば、外交を独立した事項として規定するのではなく、防衛又は公共の安全と秩序の維持に関する事項を列挙した上で、これらに係る外国政府との交渉等の規定を置けば足りるとも考えられ

る。

そこで、本法別表第2号に規定している事項の内容についてみると、第2号においては、外交に関する

- 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針
- 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容
- 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

等の事項を規定することとしており、また、ここでいう「我が国の安全保障等」とは、

- ① 我が国の安全保障
- ② 国の領域の保全又は国民の生命・身体の保護について外国との間で生じている問題の解決

をいうものと規定することとしている。

このうち、①の「安全保障」とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するが（浅野貴博君提出「我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定(TPP)の関係等に関する質問主意書」(内閣衆質179第26号))、安全保障を確保する手段は、防衛や国際テロ等に対する警察活動に限定されない。むしろ自国の防衛力を必要最小限としている我が国にとっては、外交によって我が国の安全保障を確保することが必要不可欠であり、具体的には、安定的な安全保障環境の醸成、紛争の未然防止、日米安全保障体制の信頼性維持及び効果的運用の確保、米国をはじめとする同盟国及び友好国との関係の維持・強化、軍備管理・軍縮及び不拡散の分野における国際協力や協調等の多角的な取組を進めていくことが必要である。

また、②の国の領域の保全又は国民の生命・身体の保護について外国との間で生じている問題の解決は、外国との間で生じている領有権の問題又は国民の生命若しくは身体に対する被害等の問題を解決することを意味する。具体的には、北方領土問題の解決や北朝鮮による拉致問題の解決等が挙げられるが、これら問題の解決のためには、関係国と連携し、相手国と外交交渉を粘り強く進めていくことが必要となる。

以上のとおり、別表に規定する外交に関する「我が国の安全保障等」の事項は、防衛又は公共の安全と秩序の維持に関する対外関係事務の処理にとどまらず、外交活動自体を直接的な手段として、又は国家が有する様々な手段を総合的に対外関係に用いることによって国及び国民の安全の確保しようとするものであり、独自の実質的な内容を有しているといえる。したがって、外交のために類型的に秘匿する必要性が高いと認められる事項を明らかにするために、別表に外交に関する事項を独立して規定することは意義があり、適切であると考えられる。

RE: 内閣法制局への持込み予定資料について

[REDACTED]

送信日時: 2012年12月12日 17:41
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
CC: 内調職員253(内閣情報調査室); [REDACTED]
添付ファイル: 【防衛省】法制に係る質問等(241212).docx (15 KB)

[REDACTED]様

大変遅くなりました。
添付のとおり、質問等を提出させていただきます。
よろしくお取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

また、意見等ではありませんが、以下のとおり、字句の修正をお願いいたします。
資料②: 15行目: 「混同を生じるおそれあり」→「混同を生じるおそれがあり」
資料④: 2頁目 17行目「情報の裏付けや保管」: 保管は「補完」の間違い?
資料⑦: ※1中2行目: 「従事のできるべく」→「従事できるべく」

防衛省防衛政策局調査課
情報保全企画室総括・保全班
[REDACTED]
代表) 03-3268-3111
内線) [REDACTED]

-----Original Message-----

From: [REDACTED] [mailto:[REDACTED]]
Sent: Tuesday, December 11, 2012 8:13 PM
To: [REDACTED]; [REDACTED]
Subject: 内閣法制局への持込み予定資料について

防衛省 防衛政策局調査課 [REDACTED]様、[REDACTED]様

いつも大変お世話になっております。

先日法制局メモに記載してある法制局からの課題についての検討結果を別添資料に添付します。

恐縮ですが、明日(12日)15時までにご意見あれば、当方までご連絡ください。

なお、苦情に関する対応について、法律内で規定することを検討しておりますので、特にご検討いただければと思います。(資料⑧記載)

内閣官房内閣情報調査室総務部
[REDACTED]
Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
[REDACTED] (直通)
Fax 03-3592-2307

平成24年12月12日
防衛省調査課

内閣官房内閣情報調査室 御中

秘密保全新法に関する質問等の提出について

標記について、平成24年12月11日に照会があった資料(「別表における『防衛』、『外交』及び『公共の安全と秩序の維持』について(案)」を除く。)について、以下のとおり、質問等を提出します。

1 「適性評価と苦情に対応するための仕組みについて(案)」について(意見)

適性評価における苦情処理制度の導入については、当該制度の導入が、適性評価制度の実効的かつ円滑な実施を担保することに真に寄与するか否かという観点から慎重かつ十分な検討を行う必要があるものと思料します。

具体的には、今般、貴室において参考とされている「人事評価制度における苦情処理制度」は、人事評価制度の公正性・透明性の確保と制度の信頼性を高めるため、苦情に適切に対応することが不可欠であり、かつ、日頃から当事者間のコミュニケーションを通じて、評価に対する疑問や不満等の解消を図ることが重要との観点から導入されたものと承知しています。

他方、適性評価制度に関しましては、その調査事項等は法律に明記されるものの、調査結果に基づき適性を評価する際の具体的な判断基準、適性を否定する際の理由などについては、事柄の性質上、極めて機微な内容を含んでいるため、適性評価制度において苦情処理制度を設けたとしても、苦情申立者に対して、具体的・説得的な説明を行うことには一定の限界があるものと考えられることから、「制度の透明性の確保」や「当事者間のコミュニケーションを通じた疑問や不満の解消」といった苦情処理制度の目的が本当に達成できるか、さらには、適性評価制度における苦情処理制度の導入が、本当に適性評価制度の実効的かつ円滑な実施を担保することに寄与するのかについて、具体的な事例も想定しつつ、慎重な検討が必要と考えます。

2 「適性評価と苦情に対応するための仕組みについて(案)」について(質問)

- ① 2の(2)の条文イメージにおいて、「政令で定めるところにより」とあります

- が、現段階において、政令で定めることを考えている内容をご教示いただきたい。
- ② 苦情処理に関する枠組みが有効に機能するか否かは、既に当省より質問している「適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内」において行うとされる適性評価の結果の通知における説明内容によるところが大きいと考えられるが、この「適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲」について、その後の検討内容についてご教示いただきたい。

【ご連絡】 秘密保全法制に関する内閣法制局への資料持込について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月13日 16:16

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室); 櫻井 壯太郎(副
長官補本室);
丸山 洋平(安危本室);
恵介(副長官補本室); 淡路

関係省庁等担当各位

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第51回)を、12月13日(木)、内閣法制局に持ち込みました。

資料については、一部の誤字、平仄等を修正しましたが、内容についての変更はございませんので、前回、持込予定資料として送付したものを、持込資料としていただけたらと思います。

みなさまには短期間の中、ご対応いただきありがとうございました。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

1 論点ペーパー（案）

(1) 法案全般に関するもの

- 本法の対象に特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法）を含めない理由について
- 「特別秘密の保護に関する法律」という題名について

(2) 特別秘密の指定に関するもの

- 「協議しなければならない」について

(3) 適性評価に関するもの

- 欠格事項と守秘義務がある公務員に対し適性評価を実施する理由について
- 行政機関の長等を適性評価の対象外とすることについて
- 国務大臣等を処罰の対象とすることについて
- 特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する者について通常の適性評価によらないで特別秘密を取り扱うことができる仕組みを設ける必要性について
- 適性評価と苦情に対応するための仕組みについて

(4) 別表に関するもの

- 特別秘密の保護に関する本法別表第1号と自衛隊法別表第4で規定が異なる部分とその理由について

2 その他

- 特別秘密・防衛秘密・特別防衛秘密・合衆国軍隊の機密についての相関図及び罰則の比較表
- 特別秘密の保護に関する法律案と秘密保全に関する現行法との対照表

※ 作成中のもの（今回の資料には含まれていない）

- 別表における「防衛」、「外交」及び「公共安全及び秩序の維持」について
- 別表の規定ぶり

平成24年12月 日
内閣情報調査室

本法の対象に特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法）を含めない理由について（案）

本法においては、自衛隊法（昭和29年法律165号）第96条の2第1項と同様に、日米相互援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律166号。以下「MDA秘密保護法」という。）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当する事項を特別秘密として指定する事項から除くこととしている。これは、MDA秘密保護法が日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和29年条約第6号。以下「日米相互防衛援助協定」という。）等に伴うものという特別な性格を有し、本法に規定する特別秘密とMDA秘密保護法に規定する特別防衛秘密とは次のとおり差異があるところ、特別防衛秘密の保護については、日米相互防衛援助協定第3条の「両政府の間で合意する秘密保持の措置」として長期間運用されてきたMDA秘密保護法に、引き続き、よることとすることが適当であると考えられるためである。

1 秘密保護の観点

第1にMDA秘密保護法と本法との間では、秘密保護の観点が異なる。具体的には、MDA秘密保護法においては、日米相互防衛援助協定等に基づき米国から供与された船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材（以下「装備品等」という。）に関する事項又は情報を特別防衛秘密の対象としており、第一義的には我が国の防衛上の観点から秘密保護上の措置を講じるものであるが、その秘密の性格から、同時に米国の秘密を保護することをも意味する。

これに対し、本法では、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち、特に秘匿することが必要であるものについて、その漏えいの防止を図ることを目的としている。

2 対象とする秘密の具体的内容

第2に、MDA秘密保護法と本法とでは、対象とする秘密の具体的内容が大きく異なる。具体的には、MDA秘密保護法においては、

- ① 日米相互防衛援助協定等に基づいてアメリカ合衆国から供与された装備品等又は装備品等に関する情報に限られること
- ② 装備品等についても①構造又は性能、②製作、保管又は修理に関する技術、③使用の方法、④品目及び数量に関する事項のいずれかであること。装備品等に関する情報に関しても前記①、②、③のいずれかに関するものであること
- ③ それが公になっていないものであること

との3要件に該当することを要し、かつ、それをもって足り、主務大臣の指定あるいは告示等の処分を要しない。

一方、本法においては、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次の4つの要件全てに該当するもののみが特別秘密であるとしている。

- ① 別表各号に該当していること（米国から供与された装備品等に係る事項に限られない）
- ② 公になっていないものであること
- ③ その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であること
- ④ 行政機関の長によって特別秘密として指定されたものであること（指定の要式行為として標記又は通知が必要）

3 罰則

第3に罰則についても、MDA秘密保護法は、本法と異なり、特別防衛秘密の漏えいについて、「わが国の安全を害する目的を持って」漏えいした者（10年以下の懲役）や、取扱業務者又は業務知得者以外の者を含めて漏えいした者（5年以下の懲役）を罰することとしているなどの差異がある。

以上

「特別秘密の保護に関する法律」という題名について（案）

新たに制定される法令の題名については、それがその法令に固有のものであることから呼びやすさという要請と、その題名から内容を一応推察させ、あるいは少なくとも内容を誤解させず、他との紛れも生じさせないようにしなければならないという要請とがあり、このような2つの要請のいずれの要請に重点を置くべきかについては、一般的には、なるべく簡潔な表現をとる方に重点を置いて考えるべきとされている（法制執務研究会編「新訂ワークブック法制執務」141頁）。

ところで、本法においては、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特別秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を規定することとしている。これら特別秘密の指定、取扱者の制限等といった事項は、いずれも特別秘密の保護に関するものであることから、本法に規定する内容を簡潔に表現する題名として「特別秘密の保護に関する法律」、更には「特別秘密保護法」が考えられる。

しかしながら、「特別秘密保護法」との題名は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和 29 年法律第 166 号）との混同を生じるおそれがあり、また、最近の立法例をみると「～に関する法律」とする例が「～法」とする例よりも多く、また、「～法」にはいわゆる基本法や省庁等の設置法の例が多く含まれていることから、本法の題名についても「～に関する法律」とする方が適当であると考えられる。

一方、題名から法律の内容を推察させ、誤解や紛れを生じさせないようにするという要請をより重視するならば、例えば次のような題名が考えられる。

- ① 「特別秘密の指定及び取扱者の制限等に関する法律」
- ② 「我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項に係る特別秘密の保護に関する法律」

このうち、①については、特別秘密の保護に関し、本法において規定している内容がより具体的に明らかになるメリットがあるが、全ての事項を書ききることはできないため、「等」を用いざるを得ず、特別秘密の保護に関し本法で規定される事項の外縁が必ずしも明らかになるものではなく、単に「特別秘密の保護に関する法律」とすることに比して、法律の内容が推察し易くなるとは言いがたい。

また、②については、いかなる事項が特別秘密となり得るのかが明らかになるメリットがあるが、「防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項」と「特別秘密」との関係が必ずしも明らかではなく、また、法文中において定義されている用語を端的に題名で使用している例として行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）等の例もある。

以上のことから、本法の題名は「特別秘密の保護に関する法律」が最もふさわしいもの

と考えられる。

(参考)

【「～に関する法律」の例】

- 公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）

【「～法」の例】

- 原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）
- 東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）
- 更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）

「協議しなければならない」について（案）

法案においては、行政機関の長が、他の行政機関との共有事項（※）について特別秘密に指定をしようとするときは、「あらかじめ」、当該他の行政機関の長に「協議しなければならない」こととしており、当該協議が整わない場合にも「協議」したとして特別秘密に指定することが可能であるように解することができるのではないかとの疑義が生じる。

しかしながら、「協議」については、『協議』ということば自体の字義からいえば、必ず相談が成立することを必要とするというまでの意味は含んでいないといえようが、法令上の用法からいうと、少なくとも国内法の上では、（略）原則としては、協議成立ということまでを含んだ意味に用いられている」と解されている（林修三「法令用語の常識」70頁）。

また、例えば、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第12条第1項では、「他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる」と規定しているが、『協議の上、移送する』とは、単に協議をしたという事実があれば移送できるということではなく、行政機関相互の協議が整った場合に移送できるという趣旨であるとされている（総務省行政管理局「詳解情報公開法」113頁）。

本法案にいう「協議」も、「協議」の一般的な意味や情報公開法における意味と同様であり、調整が整うことを要するか否かを明示する文言が規定されていなくても、協議が整うことを含むものである。したがって、協議が整わない場合には、「協議」したことにはならず、特別秘密に指定することはできない。

※ 共有事項とは、「当該行政機関が他の行政機関に提供し、若しくは他の行政機関から提供を受けた事項、又は当該行政機関及び他の行政機関が同一の機会に行政機関以外の者から提供を受けた事項」をいう。

【参照条文】

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（抄）

（事案の移送）

第十二条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 （略）

「協議」「同意」「承認」

この三つの用語は、どれも、法令上しばしば出てくることである。字義からいえば、「協議」は、他人に相談するということであり、「同意」は、他人の行為に賛成の意思を表示することであり、「承認」も、同じく他人の行為に対し肯定的意思を表示することである。用法からいうと、協議は、主として対等者間の場合について用いられ、承認は、下位の者が上位の者の意思を求める場合に主に用いられ、同意は、対等者間の場合にも、下位から上位の場合にも用いられるが、さらに、上位から下位の者に「同意を与える」というような趣旨でも用いられる。

この三つの用語は、公法、私法分野を問わず、法令上ひろく用いられるが、公法分野では、特に、国、地方公共団体等の機関が一定の(行政)行為を行うについて、他の権限ある機関と相談し、その賛成を得た上で、これをしなければならないという場合に、しばしば出てくる。この場合、「同意」と「承認」は、相手方の肯定的な意思表示を得なければならないことが明白であるが、問題となるのは、「協議」の場合である。つまり、たとえば、ある行政機関が一定の行政処分をするについて、あらかじめ、他の権限ある関係行政機関と協議しなければならないと規定されているような場合、ただ相談を持ちかけさえすれば、相手方の同意、不同意を得ずとも、協議をするという要件は満足されるのか、それとも、相談を持ちかけただけではすまないものであって、両者の意思が合致しなければ(つまり、協議がととのわなければ)協議したことにならないのかということである。「協議」ということは自らの字義からいえば、必ず相談が成立することを必要とするというまでの意味は含んでいないといえようが、法令上の用法からいうと、少なくとも国内法の上では、特に、まづき例に於いたような行政機関間の権限分配の結果出てくる協議の場合、原則としては、協議成立ということまでを含んだ意味に用いられているのであり(國際法的にも日米安全保障条約の附屬交換公文のいわゆる事前協議

は、これと同意とされている) ただ単に、相談を持ちかけただけではすまないという趣旨に解するのを取当とする場合が多いものと考えられる。もちろん、法令上、協議不成立の場合の次段階の処理までが規定されているものについては、協議がととのわないときは、その次段階の手に移行してさしつかえないことはいうまでもない(逆にいうと、そういう場合の規定がないものについては、合理的な事情のない限り、協議が成立しなければ、原則として、動きがとれないことになる)。そういう意味で、いま問題にしているような行政機関間の権限分配の例でいえば、「協議」と「同意」「承認」との間には(協議を意味してした行為の効力の問題は別として) 格別の意味の差はないといってもよいであろう。ただ、「協議」ということには、そうはいっても、相談を持ちかけたにかかわらず、相手方が合理的な理由なくそれに成しない場合には、相談を持ちかけただけで協議の手に移ったといえるのではないかというようなニュアンスのあることは否定できないので、法令上わざわざ「協議」と「同意」とを同じ法文の中で使い分けた例もある(外國為替管理令三五条、輸入貿易管理令二二条、輸出取引法三四条・三五条等)。

欠格条項と守秘義務がある公務員に対し適性評価を実施する理由について（案）

1 国家公務員法等における欠格条項

国家公務員法（昭和22年法律第120号）等においては、

- ① 成年被後見人・被保佐人
- ② 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者は官職に就く能力を有しないとされており、欠格条項に該当する者は採用されないだけでなく、職員になった後にこれらの条項に新たに該当することとなった場合は、当然にその職を失うこととされている。

2 適性評価制度の導入の必要性

一方、本法によって導入する適性評価制度は、行政機関の長又は警察本部長が、特別秘密を取り扱わせようとする個別具体の職員について、①特定有害活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項を調査¹し、当該者が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかという観点から適性を評価するものである。こうした特別秘密を取り扱う適性は、国家公務員法等にいう能力に含まれるものではなく、適性評価の結果、適性を有しないと判断されたことによって、免職や降任といった任用上の不利益な取扱いが生じることは許されず、適性評価は公務員の職務遂行能力に関し定める欠格条項とは性格を異にしている。また、上記のとおり、国と国民の安全を確保するために特に秘匿を要する特別秘密を取り扱う適性を判断するための適性評価制度と欠格条項とは、調査事項が大きく異なっており、欠格事由のみでは特別秘密を取り扱うための適性を判断することはできない。

3 特別秘密と国家公務員法等における秘密の差異

本法によって保護しようとしている特別秘密とは、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものであって、その漏えいが我が国の防衛、安全保障等及びテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれのあるものに限定している。

¹特別秘密をもらすおそれと調査事項との関係については別紙参照

かかる特別秘密は、一般に広く、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない旨規定し、職員に対し服務義務の一つとして守秘義務を課している国家公務員法等における秘密とは異なり、特別秘密が漏れいた場合には国及び国民の安全に与える影響は甚大である。このため、特別秘密の漏れいを防止するためには、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者からあらかじめ除外する適性評価制度を導入し、特別秘密を取り扱う者の管理を徹底する必要がある。

4 現行の適格性確認制度との関係

現在、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、特別に秘匿すべき情報（以下「特別管理秘密」という。）について厳格な管理を行うため、平成21年4月から国の行政機関の職員を対象に特別管理秘密の取扱者に対する適格性の確認を実施している。

この適格性の確認は、各行政機関において職員の任用に関して任命権者の権限の範囲内で実施しているものであるが、現行の適格性の確認は、

- ・ 法令上の位置付けが必ずしも明確でないこと。
- ・ 適性評価の実施権者が公私の団体に照会し、報告を求める権限が明確でないため、対象となった職員から正確で必要十分な情報が得られない場合に情報の裏付けや補充に限界があること。

等の課題があり、適性評価制度について、本法において明確に規定することが特別秘密の保護を図る上で重要となっている。

なお、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第1項に規定する防衛秘密については特別管理秘密に相当するものとして取り扱うこととしており、これらの秘密を取り扱う者に対しても「基本方針」に基づく適格性の確認が実施されているところである。

【参照条文】

○国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）

（欠格条項）

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第九十九条から第一百二十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

五 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(秘密を守る義務)

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2～5 (略)

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）

(欠格条項)

第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

五 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
(秘密を守る義務)

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2・3 (略)

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）（抄）

(定義)

第一条 (略)

2 (略)

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ 構造又は性能

ロ 製作、保管又は修理に関する技術

ハ 使用の方法

ニ 品目及び数量

二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

○自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 （略）

特別秘密を漏らすおそれと調査事項

特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれは、

- ア 取扱者が自発的に特別秘密を漏らすおそれ
- イ 取扱者が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ
- ウ 取扱者が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ

の3つに分類することができると考えられる。

以下、ア～ウのおそれごとに、このおそれと結び付き又はこのおそれを示唆するために、取扱者が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価を行う上で有効な判断材料を提供すると考えられるものとして、調査すべき事項を記述する。

ア 「取扱者が自発的に特別秘密を漏らすおそれ」について

特別秘密を漏らすことにより利益を得ようとする者が、行動又は状況に具現している者は、自発的に漏らすおそれがあると評価し得ることから、こうした者は、特別秘密の取扱者から除外する必要があると考えられる。

具体的には、暴力的な手段によって我が国政府を転覆する活動に関与している状況、我が国よりも外国における自己の利益を有している状況、情報漏えいを企図する外国情報機関等からその唆しを受けている状況、経済的に追い詰められている状況等にある者が該当すると考えられることから、特定有害活動との関係、信用状態その他の経済的な状況といった事項を調査することが有効と考えられる。

イ 「取扱者が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ」について

特別秘密の取扱者に自発的に漏らす事情がなくとも、情報漏えいを企図する外国情報機関等が、取扱者の特に国外における経済的な利益を脅かして取扱者の意思を抑圧することで、特別秘密を漏らさせること等が考えられる。したがって、意思を抑圧されていることにつながる、いわば「弱み」を有している者は、特別秘密の取扱者から除外する必要がある。

具体的に何が弱みとなり得るかは人により異なり、一様ではないが、信用状態その他の経済的な状況等の事項の中に弱みとなり得る情報があると考えられることから、こうした事項を調査することが有効と考えられる。

ウ 「取扱者が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ」について

特別秘密の漏えいを防止するためには、常に、その保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを適切かつ確実に講じる必要があるところ、これを期待できない者に特別秘密を取り扱わせれば、本人に故意がなくとも漏らしてしまうことになりかねないため、こうした者は、特別秘密の取扱者から除外する必要がある。

具体的には、日頃から規範意識が欠落していること、合理的な行動をとるべく自己を管理できないこと又は精神疾患等の影響により是非善悪を弁識できない状態に陥る可能性があることが、行動又は状況に具現している者が該当することから、犯罪及び懲戒の経歴、情報の取扱いに係る非違の経歴、薬物の濫用及び影響、精神疾患、飲酒についての節度、信用状態その他の経済的な状況、といった事項を調査することが有効と考えられる。

行政機関の長等を適性評価の対象外とすることについて（案）

1 適性評価の対象外となる者

特別秘密の漏えいの防止を徹底する観点からは、特別秘密を取り扱う者全てを対象として適性評価を実施することが原則となる。しかし、適性評価は特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者からあらかじめ除外するにとどまり、適性評価をもって漏えいを根絶できるものではない。また、仮に適性評価を経ていない職員でも特別秘密を漏らした場合に罰則が適用されることに鑑みると、個別の官職の任命の方法、職務の特定その他の事情を踏まえ、適性評価の有効性と憲法上の要請その他の要素とを比較衡量の上、前述の原則を適用することが適当ではないと考えられる者がいる。そこで、本法では、例外的に、

- 行政機関の長
- 国務大臣
- 内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官
- その他その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者

については、適性評価を経ずに特別秘密を取り扱うことができることとしている。

2 行政機関の長等を適性評価の対象外とする理由

(1) 行政機関の長

行政機関の長には、国務大臣をもって充てられる場合のほか国務大臣以外の特別職又は一般職の国家公務員をもって充てられる場合（例えば、内閣法制局長官、宮内庁長官は特別職の国家公務員であり、警察庁長官、検事総長等は一般職の国家公務員である）がある。いずれの場合であっても、およそ行政機関の長については、行政権の行使等について一定の法的権限が付与され、その職責が重大であることに鑑み、これに答えることができるだけの自己管理能力、職務遂行能力及び豊富な経験を有すると認められた者が任命されている。また、その職責に堪えられない事由があればその職を解かれることが合理的に期待されるので、特別秘密を取り扱う適性の有無の判断について適性評価制度によるまでもない職であると考えられる。

このため、行政機関の長を適性評価の対象とする必要はないと考えられる。

(2) 国務大臣

国務大臣は、内閣総理大臣により任命され、内閣総理大臣と共に内閣を組織して行政権の行使について連帯して責任を負うこととされている。ここで、適性評価によって国務大臣が特別秘密を取り扱うことができないこととなれば、当該国務大臣は職務の一部を遂行することができず、任命した内閣総理大臣も内閣の首長として行政権を行使するという職責を十全に果たせなくなり、内閣に行政権を行使する権限を与えている憲法の趣旨を没却することになりかねない。

加えて、国务大臣については、その職責が重大であることに鑑み、これに応えることができるだけの自己管理能力、職務遂行能力等を有すると認められた者が任命されており、その職責に堪えられない場合にはその職を解かれることが合理的に期待される。

このため、国务大臣の職を占める者を適性評価の対象とする必要はないと考えられる。

(3) 内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官

内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官（以下「内閣官房副長官等」という。）といった職を占める者は、内閣総理大臣を首長とする内閣がその職責を具体的に果たしていく上で、各府省等において国务大臣に準ずる責任を有し、内閣と一体となって行政権の行使に当たると考えられる。ここで、適性評価によって内閣官房副長官等が特別秘密を取り扱うことができないこととなれば、内閣官房副長官等はその職務の一部を遂行することができず、内閣総理大臣を首長とする内閣の行政権の行使を制約することになりかねない。

加えて、内閣官房副長官等については、その職責が重大であることに鑑み、これに応えることができるだけの自己管理能力、職務遂行能力等を有すると認められた者が任命されており、その職責に堪えられない場合にはその職を解かれることが合理的に期待される。

このため、内閣官房副長官等を適性評価の対象とする必要はないと考えられる。

(4) その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者

その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職としては、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職を想定している。具体的には、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第5条第1項に定める人事官、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第4条第1項に定める検査官、警察法（昭和29年法律第162号）第7条第1項に定める国家公安委員会委員等が挙げられる。ここに掲げる職を占める者は、その選任に当たって国民の代表たる国会を関与させることにより、民主的なコントロールを確保することとしており、適性評価によってこれらの者が特別秘密を取り扱うことができないこととなれば、これらの者は、その職務の一部を遂行することができず、その就任について国会の両院の議決又は同意にかからしめることで、その職の民主性、代表性を担保しようとする制度の趣旨を損なうことになりかねない。

加えて、ここに掲げる職を占める者については、その職責が重大であることに鑑み、これに応えることができるだけの自己管理能力、職務遂行能力等を有すると認められた者が任命されており、その職責に堪えられない場合にはその職を解かれることが合理的に期待される。

このため、これらの職を占める者を適性評価の対象とする必要はないと考えられる。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔内閣の組織・国会に対する連帯責任〕

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する。

② （略）

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

〔内閣総理大臣の指名・衆議院の優越〕

第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

② （略）

〔国务大臣の任命・罷免〕

第六十八条 内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

② （略）

○内閣法（昭和22年法律第5号）（抄）

第十四条 （略）

2 （略）

3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。

○内閣府設置法（平成13年法律第89号）（抄）

〔内閣官房長官及び内閣官房副長官〕

第八条 （略）

2 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣官房長官の命を受け、内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画する。

（副大臣）

第十三条 （略）

2 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）をつかさどり、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

3 （略）

4 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

5 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

（大臣政務官）

第十四条 （略）

- 2 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に参画し、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。
- 3 （略）
- 4 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。
- 5 前条第五項の規定は、大臣政務官について準用する。

○国家行政組織法（昭和23年法律第120号）（抄）

（副大臣）

第十六条 （略）

- 2 （略）
- 3 副大臣は、その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。
- 4 （略）
- 5 副大臣の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。
- 6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣がすべてその地位を失ったときは、これと同時にその地位を失う。

（大臣政務官）

第十七条 （略）

- 2 （略）
- 3 大臣政務官は、その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。
- 4 （略）
- 5 大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。
- 6 前条第六項の規定は、大臣政務官について、これを準用する。

国務大臣等を処罰の対象とすることについて（案）

本法においては、国務大臣等が特別秘密を業務として取り扱い、知得した特別秘密を漏らした場合には、次の理由から処罰対象とすることとしている。

1 現行法制における守秘義務と特別秘密との差異

現行法制においては、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官（以下「国務大臣等」という。）については、官吏服務紀律（明治 20 年勅令第 39 号）第 4 条第 1 項の規定の適用があると解されており、同項においては「官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス」と規定され、また、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」（平成 13 年 1 月 6 日閣議決定）1 (8)において「職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。（中略）これらについては、国務大臣等の職を退任した後も同様とする。」と規定されているが、これらの規定に違反した場合の罰則は定められていない。

他方、本法によって保護しようとしている特別秘密は、現行法制において広く保護している職務の遂行に関連して知り得た秘密とは異なり、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものであって、その漏えいが我が国の防衛、安全保障等及びテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれのあるものに限定されている。これら特別秘密が漏えいした場合に国及び国民の安全に与える影響の大きさに鑑みれば、特別秘密を取り扱うことを業務とする者による漏えいを防止することは不可欠であり、国務大臣等について取扱いを異にする理由はない。

2 適性評価制度の対象としていないこととの関係

国務大臣等については、その任命の方法、職務の特性等を勘案し、適性評価の対象としていないが、国務大臣等による漏えい行為が生じた場合には、国及び国民の安全に与える影響が甚大であることから、これを処罰する必要がある。

3 現行自衛隊法等における取扱い

現行自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）においても、防衛秘密の漏えいを根元において抑止するという考えの下、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による防衛秘密の漏えい行為を処罰することとしており、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官も処罰対象となる。また、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和 29 年法律第 166 号）においても、特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による特別防衛秘密の漏えいを処罰することとしており、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官も処罰の対象となる。

【参照条文】

○官吏服務紀律(明治20年勅令第39号)(抄)

第四条 官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス

2 (略)

○ 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範(平成13年1月6日閣議決定)(抄)

1 国務大臣、副大臣及び大臣政務官の服務等

(8) 秘密を守る義務

職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、国務大臣にあっては内閣の、副大臣等にあってはその上司である国務大臣の許可を要する。

これらについては、国務大臣等の職を退任した後も同様とする。

○自衛隊法(昭和29年法律第165号)(抄)

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 (略)

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)(抄)

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 (略)

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2・3 (略)

特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する者について通常の適性評価によらないで特別秘密を取り扱うことができる仕組みを設ける必要性について（案）

本法では、特別秘密の保護を徹底するため、適性評価により適性を有すると認められた者のみが特別秘密を取り扱うことを原則としているが、特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する職員については、適性評価によらず、特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置を講じた場合に、特別秘密を取り扱うことを認めることとしている。

これは、犯罪の捜査等に当たり特別秘密を偶発的に取り扱うことが抽象的に排除できないことをもって、特別秘密を実際に取り扱う具体的な時期等を予想することが困難な場合にまで前述の原則を機械的に当てはめることが行政機関にとって過度の負担となる¹ことを考慮したものである。

また、犯罪の捜査等に当たって特別秘密を取り扱うような場合には、特別秘密を反復継続して取り扱う場合とは異なり、その性格から、限られた範囲の特別秘密を短期的に取り扱うことに限られ、かかる職員は、特別秘密を反復継続して取り扱う職員に比して、特別秘密を漏らすおそれが低いと考えられる²。

したがって、犯罪の捜査等に当たり特別秘密を偶発的に取り扱う職員については、行政機関の長が、適性評価よりも簡易な方法、すなわち、特別秘密の漏えいに結びつくおそれのある典型的な事実であって特に重視すべきものが存在しないことを質問によって確認する方法により、属人的な漏えいのリスクを一定程度排除した上で期間を限定して特別秘密を取り扱わせることにも合理性があり、適性評価制度の趣旨を没却することにはならないものと考えられる。

なお、本法においては、特別秘密を取り扱うことを業務とする者と特別秘密に係る犯罪の捜査等により特別秘密を知得した者がそれぞれ特別秘密を漏えいした場合の法定刑について、法益侵害の危険性等が異なることから差異を設けているところである。

*1 例えば、警察職員全てが特別秘密に係る犯罪の捜査に従事する可能性は排除できないところ、警察官の定員は全国で約28万人に上り、これらの職員がいつでも特別秘密に係る犯罪の捜査に従事できるべく事前に通常の適性評価を実施しておくことは現実的ではない。

*2 特別秘密の取扱いが短期間であることから、職員が外部から唆されたり意思を抑圧される事態は想定しにくく、また、不注意等により意図せず漏えいする可能性は長期間取り扱う場合よりも低くなると考えられる。また、取り扱う特別秘密の範囲が特定の事案の処理に必要な範囲を超えることがないことから、通常の特別秘密の取扱いでは様々なものに抗がり得るのに対し漏えいする可能性が低くなると考えられる。

適性評価と苦情に対応するための仕組みについて（案）

1 適性を有しないとの評価の法的性格

適性評価は、行政機関の長又は警察本部長が特別秘密を取り扱わせようとする個別具体の者について、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項を調査し、当該者が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかという観点から適性を評価する制度である。適性評価は、あくまでも行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことのみを契機として、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者かどうかを評価するものであり、評価対象者の公務員としての職務遂行能力について判断するものではない。

また、公務員の任用は、国家公務員法等の規定により、いわゆる能力主義による（受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行われる）ことが根本基準とされており、特別秘密を取り扱う適性はここにいう能力に含まれるものではないことから、適性評価の結果、適性を有しないと判断されたことによって、免職や降任といった任用上の不利益な取扱いが生じることは許されない。

2 苦情に対応するための仕組み

(1) 苦情に対応するための仕組みを設ける必要性

1のとおり、適性評価は、評価対象者の能力を判断するものではなく、また、評価対象者の権利義務を変動させるものでもないことから、適性評価は「処分その他の公権力の行使」には該当しない^{*1}。したがって、適性を有しないと認める行政機関の長又は警察本部長の行為は、通常の場合は、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならないと解される。

しかしながら、

- 適性を有しないと判断された場合には、特別秘密を取り扱うことができないため担当できる職務の範囲に事実上の制約が生じること。
- 評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても行政機関の長が取得する制度であることから、本人の理解を

*1 適性を有すると認められたとしても、実際にいつどのような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特別秘密を取り扱う資格や権利が付与されるわけではない。逆に、適性を有しないと認められたとしても、資格や権利を失うわけではない。

また、特別秘密は、行政機関又は都道府県警察の事務の遂行に伴って取扱いの必要性が生じるものであり、その保護についての一義的な責任は行政機関の長又は警察本部長が負うとの考え方から、本法制においては保護上の義務を行政機関の長又は警察本部長に課しており、適性を有すると認められたことをもって対象役職員に個別・具体的な義務が課されるわけではない。逆に、適性を有しないと認められたとしても、個別・具体的な義務が解除されるわけではない。

得て円滑に運営する必要があること。

- 適性評価の実施権者と評価対象者の間において、事実関係の認識等に齟齬が生じることも考えられること。

に鑑みると、適性評価制度の実効的かつ円滑な実施を担保するために、適性評価に対する職員の不満、不服、疑問といった苦情に弾力的に対応できる一定の措置を講ずる必要がある。

また、本法においては、行政機関の長は評価対象者に対し、適性を有すると認めるかどうかの結果を通知しなければならないとし、さらに、適性を有しないと認めた旨を通知する場合には、原則として、適性評価の実効性及び円滑な実施を妨げない範囲内においてその理由を通知することとしているが、苦情に対応するための仕組みを設けることは、これらと相まって適性評価制度の実効的かつ円滑な実施を担保することに寄与するものと考えられる。

(2) 苦情に対応するための仕組みの概要

上記(1)の措置として、実施権者である行政機関の長及び警察本部長に対し、評価対象者の苦情について適切に対応する義務を課すこととする。

また、評価対象者が不必要に苦情を申し出ることをためらうことがないように、苦情を申し出た職員が不利益な取扱いを受けないことを規定することとする。

【苦情に対応する仕組みに関する規定（条文イメージ）】

（行政機関の職員に係る適性評価）

第7条（略）

2～8（略）

9 行政機関の長は、第六項の規定により評価対象者に通知された結果その他の適性評価に関する評価対象者の苦情について、政令で定めるところにより、適切に対応するものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第12条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は、適性評価により適性を有しないと認められたこと又は適性評価について苦情の申出をしたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないように、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施について第十条において準用する第七条第四項の規定による同意をしなかったこと又は、適性評価により適性を有しないと認められたこと又は適性評価について苦情の申出をしたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはな

らない。

【参照条文】

○国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）

（任免の根本基準）

第三十三条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、その者の受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

2・3 （略）

（人事評価の実施）

第七十条の三 職員の執務については、その所轄庁の長は、定期的に人事評価を行わなければならない。

② 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、人事院の意見を聴いて、政令で定める。

○人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号）（抄）

（苦情への対応）

第二十条 実施権者は、第十条（第十四条及び第十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定により職員に開示された定期評価における能力評価若しくは業績評価又は特別評価の結果に関する職員の苦情その他人事評価に関する職員の苦情について、内閣府令で定めるところにより、適切に対応するものとする。

2 職員は、前項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）（抄）

（法務大臣に対する苦情の申出）

第百六十六条 被収容者は、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、書面で、法務大臣に対し、苦情の申出をすることができる。

2・3 （略）

（不利益取扱いの禁止）

第百七十条 刑事施設の職員は、被収容者が審査の申請等又は苦情の申出をしたことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

○船員法（昭和22年法律第100号）（抄）

（船内苦情処理手続）

第百十八条の四 （略）

② （略）

③ 船舶所有者は、船員から航海中に第一項の苦情の申出を受けた場合にあっては、船内苦情処理手続に定めるところにより、苦情を処理しなければならない。

④ 船舶所有者は、第一項の苦情の申出をしたことを理由として、船員に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(参考) 人事評価制度における苦情に対応する仕組み**1 人事評価制度の概要**

人事評価制度とは、国家公務員法（昭和21年法律第120号）第3章第4節の規定及び人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号）並びにこれらの規定に基づき所轄庁の庁が定めた人事評価の実施に関する規程（以下「人事評価実施規程」という。）に基づき実施されるものである。

具体的には、同制度において、一般職の非現業の国家公務員に対しては、所轄長の長等により、定期評価として、①能力評価（当該職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）及び②業績評価（当該職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）が実施される。

①②の結果は、昇任、昇任を伴わない昇格、昇給、免職・降任・降格・降号、勤勉手当、人材育成に活用される。

2 人事評価の結果の法的性質

人事評価は、任用・給与・分限その他人事管理の基礎として活用されるものであるが、それ自体はあくまで職員の執務の状況を的確に把握・記録するものである。人事評価をいかに活用するかについては、人事評価制度の範疇ではなく、任用・給与・分限等それぞれの制度において規定されるものであることから、人事評価の結果そのものは職員の身分関係を即時・直接動かさしめるものではない。したがって、人事評価の結果そのものは行政不服審査法の対象にはならない。

3 人事評価に対する職員の苦情に応える制度

他方、人事評価制度においては、人事評価の基準、方法等に関する政令、人事評価の基準、方法等に関する内閣府令（平成21年3月6日内閣府令第3号）及び人事評価実施規程に基づき、同制度への信頼性を確保するための措置として、

- ① 人事評価全般に対する苦情について、人事評価の実施権者が指定した苦情相談員に、文書、口頭、電話、電子メール等によりいつでも相談することができるとする「苦情相談」
- ② 開示された人事評価に関する苦情及び①で解決されなかった苦情について、人事評価の実施権者に対して苦情を申し出ることができるとする「苦情処理」を設けている。

また、人事評価実施規程においては、苦情の内容が評価結果に基づき決定された任用・給与等に関するもの等の場合には、苦情を申し出た職員に対して、苦情内容に応じ、人事院への苦情相談、審査請求等ができることを教示することとしている。

人事評価制度における苦情相談・苦情処理の法的位置付けについて

- 国家公務員法（昭和22年法律第120号）
（人事評価の実施）
第七十条の三（略）
2 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、人事院の意見を聴いて、政令で定める。



- 人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号）
（苦情への対応）
第二十条 実施権者は、第十条（第十四条及び第十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定により職員に開示された定期評価における能力評価若しくは業績評価又は特別評価の結果に関する職員の苦情その他人事評価に関する職員の苦情について、内閣府令で定めるところにより、適切に対応するものとする。
2 職員は、前項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。



- ※ 能力評価…職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価
※ 業績評価…職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価

- 人事評価の基準、方法等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第3号）
（苦情への対応）
第四条 令第二十条第一項の規定に基づく苦情への対応は、苦情相談及び苦情処理により行うものとする。
2 苦情相談及び苦情処理は、人事評価実施規程において定める。
3 苦情相談は、人事評価に関する苦情を幅広く受け付けるものとする。
4 苦情処理は、開示された評価結果に関する苦情及び苦情相談で解決されなかった苦情（開示された評価結果に関する苦情を除く。）のみを受け付けるものとする。
5 苦情処理は、開示された評価結果に関する苦情については、当該苦情に係る定期評価における能力評価若しくは業績評価又は特別評価に係る評価期間につき一回限り受け付けるものとする。
6 苦情処理において開示された評価結果が適当であるかどうかについて審査が行われ、当該開示された評価結果が適当でないと判断された場合には、実施権者は、再び、評価者に令第九条第一項の評価を行わせ、又は調整者に同条第二項の調整を行わせるものとする。



- ※ 人事評価実施規程…国家公務員法及び人事評価の基準、方法等に関する政令の規程に基づき所轄庁の長が定めた人事評価の実施に関する規程

- ③ 第8条により開示された評価結果に関する苦情については当該評価結果の開示が行われた日から起算して、その他の苦情については1の(2)の②の教示があった日から起算して、それぞれ7日を経過する日(その日が行政機関の休日に当たるときはその翌日)までに限り申し出ることができるものとする。
- ④ 開示された評価結果に関する苦情の申出は、当該評価結果に係る評価期間につき1回に限るものとし、職員が当該申出に係る苦情処理の審理結果に納得しない場合であっても、再度の申出は認められない。
- ⑤ 申出は、代理人によって行うことができる。この場合においては、代理人の資格を書面によって証明しなくてはならない。
- ⑥ 苦情を申し出る職員は、事実調査のために行う聴取にその指名する者(以下「参考人」という。)の同席を求めると及び参考人に対する聴取を行うことを求めることができる。

(2) 苦情処理への対応

- ① 実施権者又はその指定する職員(以下「実施権者等」という。)は、申出書の形式審査を行い、形式的不備等があるときは申出人に補正を求める。
- ② 実施権者は、申出を受理する場合には申出人及び必要に応じ評価者・調整者に通知し、却下する場合には申出人に文書で通知する。
- ③ 実施権者等は、事実確認のため、申出人、評価者、その他必要があると認める者からの聴取、必要な書類収集等の事実調査を行う。(1)の⑥による求めがあった場合には、事実確認のために必要があると判断する場合には、申出に応じて参考人を同席させ又は参考人から聴取を行うものとする。この場合において、実施権者等は、同席人数及び発言の制限等を行うことができる。
- ④ ③の聴取は、面談、電話、メール等最も適当と認める方法により行う。なお、事実調査を行う場合は、申出人等の勤務にできるだけ支障を及ぼさないよう配慮するものとする。
- ⑤ 事実調査において職員が対応する場合には、職務として取り扱う。
- ⑥ 実施権者は、審理に付すため、事実調査に係る調書を作成して、書面により内閣総務官(当該苦情処理の申出が行われた評価について、内閣総務官が評価者、調整者、実施権者又は評価若しくは調整の補助者(以下「評価者等」という。)である場合にあっては、当該評価の評価者等以外の者の中から内閣総務官が指定した職員。(3)において同じ。)に提出する。

(3) 審理及び結果の通知

- ① 内閣総務官は、実施権者から提出された調書等に基づき審理を行い、その結果を実施権者に文書で通知する。
- ② 内閣総務官は、審理に当たって必要な場合には、関係者に対して意見書の提出を求めることができる。
- ③ 実施権者は、内閣総務官からの通知に基づき、苦情処理の結果を申出人及び必要に応じて関係者に通知する。

3 人事院の苦情相談等への申出についての教示

苦情の内容が評価結果に基づき決定された任用・給与等に関するもの等の場合には、苦情を申し出た職員に対して、苦情内容に応じ、人事院への苦情相談、審査請求等ができ得ることを教示する。

特別秘密の保護に関する本法別表第1号と自衛隊法別表第4で規定が異なる部分とその理由について (案)

本法別表第1号においては、以下のとおり自衛隊法(昭和29年法律第165号)別表第4に掲げられている事項を基本的に継承しているが、本法別表ホ、チ及びリ並びにトについて、それぞれ1、2に掲げる理由から自衛隊法別表第4の規定を変更している。

特別秘密の保護に関する法律	自衛隊法
イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究	1 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報	2 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力	3 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究	4 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量(※1)	5 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。第8号及び第9号において同じ。)の種類又は数量
ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法	6 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号(※2)	7 防衛の用に供する暗号
チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法(※1)	8 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法(※1)	9 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
ヌ 防衛の用に供する施設的设计、性能又	10 防衛の用に供する施設的设计、性能又

は内部の用途（へに掲げるものを除く。）	は内部の用途（第6号に掲げるものを除く。）
---------------------	-----------------------

1 別表第1号ホ、チ及びリの「船舶」の規定方法の変更

自衛隊法別表第4第5号は、施設と物件の二面性を有する船舶が同法第121条の「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」に含まれないと解されていることを踏まえ、「防衛の用に供する物」に船舶が含まれることを括弧書きで規定しているが（第8号及び第9号において同じ。）、本法においては、船舶を武器、弾薬及び航空機と並記した上で、施設としての性格も備えている船舶を「防衛の用に供する物」の例示とするのは必ずしも適当と言えないため、「その他の防衛の用に供する物」の「その他の」を「その他」としている。

【参照条文】

○自衛隊法(昭和29年法律第165号)(抄)

第二百一十一条 自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 別表第1号トに「その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」を追加

「防衛の用に供する暗号」については、自衛隊法別表第4第7号の規定と変更点はない。当該規定は、自衛隊が作戦行動等において用いる自衛隊が所有し、使用する暗号をいい、「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいう（防衛秘密制度の解説9頁防衛庁防衛局調査課）。

しかし、例えば、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号については、自衛隊が用いるものである「防衛の用に供する暗号」に該当しないため、「その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」を追加的に規定している（口の「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」には、防衛省以外の行政機関が収集した情報であって、防衛に資するものが含まれ得る。）。

特別秘密の保護に関する法律案と秘密保全に関する現行法との対照表

特別秘密の保護に関する法律案（抄）	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十号）（抄）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（抄）
<p>（特別秘密の指定）</p> <p>第三条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては当該行政機関をいい、前条第二項第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあつてはその機関ごと）に政令で定める者をいう。以下同じ。</p> <p>（は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。</p> <p>一 別表第一号に該当する事項 その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの</p> <p>二 別表第二号に該当する事項 その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの</p> <p>三 別表第三号に該当する事項 その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を</p>	<p>（防衛秘密）</p> <p>第九十六條の二 防衛大臣は、自衛隊に於て、公になつていない事項のうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれら事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。</p>	<p>（合衆国軍隊の機密を侵す罪）</p> <p>第六条 合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。）をい、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。</p> <p>2 3 （略）</p>

2 与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上、前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けるとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3
5 (略)

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上、前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けるとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3
4 (略)

別表（第三条、第五条関係）

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
 - イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
 - ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
 - ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量
 - ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
 - ト 防衛の用に供する暗号その他に掲げる情報の伝達の利用に供する暗号
 - チ 武器、弾薬、船舶、航空機

別表第四（第九十六条の二関係）

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の

第一条（略）

この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

- 一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項
 - イ 構造又は性能
 - ロ 製作、保管又は修理に関する技術
 - ハ 使用の方法
 - ニ 品目及び数量
- 二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

別表

- 一 防衛に関する事項
 - イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況
 - ロ 部隊の隷属系統、部隊数、部隊の員数又は部隊の装備
 - ハ 部隊の任務、配備又は行動
 - ニ 部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度
 - ホ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量
 - イ 編制又は装備に関する事項
 - ロ 編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況
 - ハ 編制又は装備の現況
 - ロ 艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能
 - イ 運輸又は通信に関する事項
 - ニ 軍事輸送の計画の内容又は

指定の調整

その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの等の製作、検査、修理又は試験の方法

又 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の利用に供する暗号

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ 公共の安全と秩序の維持に關し収集した特定有害活動に關する重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の利用に供する暗号

防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの様、性能又は使用方法

九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの等の製作、検査、修理又は試験の方法

十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

その実施の状況
ロ 軍用通信の内容
ハ 軍用暗号

（特別秘密の指定）
 第三条（略）

- 3 行政機関の長は、共有事項（当該行政機関が他の行政機関に提供し、若しくは他の行政機関から提供を受けた事項、又は当該行政機関及び他の行政機関が同一の機会に行政機関以外の者から提供を受けた事項をいう。次項及び次条第四項において同じ。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（次項において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。
- 4 行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。
- 5 警察庁長官は、警察共有事項（警察庁が都道府県警察に提供し、若しくは都道府県警察から提供を受けた事項、又は警察庁及び都道府県警察が同一の機会に都道府県警察以外の者から提供を受けた事項をいう。以下この項において同じ。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

指定の解除等

第四条（指定の有効期間及び解除）
 行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日か

<p>取扱いの業務を行わせることができる場合</p> <p>(他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合)</p> <p>第五条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に</p>	<p>1 起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。</p> <p>2 行政機関の長は、指定の有効期間(この項の規定により延長した有効期間を含む。)が満了する時において、当該指定に係る事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。</p> <p>3 行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。</p> <p>4 行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。</p>
<p>3 2 第九十六条の二 (略)</p> <p>防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に</p>	<p>※自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号) (防衛秘密が要件を欠くに至った場合の措置)</p> <p>第九十六条の二 防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理に、当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。</p> <p>2 前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第九十六条の二の規定による標記及び第九十六条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。</p>

<p>第十七条 特別秘密を取り扱うこと</p>	<p>漏えい行為に係る罰則</p> <p>第十四条 (その他の保護措置) 行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六條から第十條までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>その他の保護措置</p> <p>3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者(当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。)に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。</p> <p>2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密(当該事項に該当するものに限り、()の取扱いの業務を行わせることができる。)</p>
<p>第二百二十二条 防衛秘密を取り扱う</p>	<p>第九十六条の二 (略)</p> <p>4 2・3 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(罰則)</p>	<p>第二條 (特別防衛秘密保護上の措置) 行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。</p>	
<p>(合衆国軍隊の機密を侵す罪)</p>		

<p>第十八条 次に掲げる行為により行政機関、都道府県警察又は契約業者が保有する特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び一千万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為</p> <p>二 財物の窃取</p> <p>三 施設への侵入</p> <p>四 施設若しくは設備を損壊し、</p>	<p>2 前項の場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 前二項の罪の未遂は、罰する。</p> <p>4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第三條 (罰則)</p> <p>左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。</p> <p>一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探索し、又は収集した者</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>2 前項の未遂罪は、罰する。</p> <p>3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 (略)</p> <p>6 (略)</p>
<p>第三條 (罰則)</p> <p>左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。</p> <p>一 わが国の安全を害すべく用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探索し、又は収集した者</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>3 前二項の未遂罪は、罰する。</p> <p>4 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第六條 (合衆国軍隊の機密を侵す罪)</p> <p>合衆国軍隊の機密(合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。)を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。</p>	<p>3 前二項の未遂罪は、罰する。</p> <p>2 合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。</p>

<p>第十九条 第十七条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。</p> <p>第二十七條第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。</p>	<p>共謀（陰謀）・教唆・煽動に係る罰則</p>	<p>又はその錠を特別秘密を保有する者（次号及び第八号において「保有者」という。）の同意なくは、行爲</p> <p>五 映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設に設置する行為</p> <p>六 施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知してこれらの内部の音声に係る情報に交換する機能を有する機器を使用する行為</p> <p>七 有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為</p> <p>八 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）の正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第六十八條の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による保有者の管理を害する行為</p> <p>二 前項の罪の未遂は、罰する。</p> <p>三 前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。</p>
<p>第二百二十二条（略）</p> <p>共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。</p>		
<p>第五条 第三条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。</p> <p>第三條第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。</p> <p>第三條第一項の罪を犯すことを教唆し、又は煽動した者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪</p>		<p>三 前二項の未遂罪は、罰する。</p>
<p>第七条 前条第一項又は第二項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。</p> <p>前条第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又は煽動した者も、前項と同様とする。</p>		<p>三 前二項の未遂罪は、罰する。</p> <p>2 (略)</p>

<p>自首減免</p>	<p>第二十条 第十七条第三項若しくは第十八条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十八条第一項、第二項若しくは第十八条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。</p>	<p>国外犯処罰</p> <p>第二十一条 第十七条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。</p> <p>2 第十八条及び第十九条の罪は、刑法第二条の例に従う。</p>
<p>4 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。</p>	<p>第二百二十二条 (略)</p> <p>2、4 (略)</p> <p>5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。</p> <p>6 (略)</p>	<p>第二百二十二条 (略)</p> <p>2、5 (略)</p> <p>6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。</p>
<p>3 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。</p>	<p>(自首減免)</p> <p>第六条 第三條第一項第一号若しくは第三項又は前條第一項若しくは第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。</p> <p>第八條 第六條第一項の罪、同項に係る同條第三項の罪又は同條第一項に係る前條第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。</p>	

別表案に対する外務省回答

送信日時: 2012年12月14日 18:02
宛先: 内閣職員253(内閣情報調査室)
添付ファイル: 別表改訂.docx (21 KB)

様

お世話になっております。

先に頂いた別表案につきまして、当省案を別添のとおり送付させていただきます。

外務省

注・以下緑字は法令用語として先例がある表現

(外務省対案)

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の安全保障等に係る外交政策に関する内容

ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関（以下この号において「外国の政府等」という。）との交渉のための対処方針又は交渉の内容

ハ 我が国の安全保障等に関する情報であつて外国の政府等から得た情報その他の重要な情報

ニ 我が国の安全保障等に関する情報についての分析又は評価

ホ ハ及びニに掲げる事項の収集整理又はその能力

ヘ 情報の保護に関する条約その他の国際約束に基づき特に秘匿することが必要であるものとして、外国の政府等から提供された情報であつて、イからホまで掲げるもの（この場合において「我が国」とあるのは「当該外国等」と読み替えるものとする。）

ト 外務省において外交の用に供する暗号その他ハ及びニに掲げる事項の伝達に用いる暗号

《法令用語の先例》

●外交政策の企画及び立案に関する

外務省組織令

（総合外交政策局の所掌事務）

第四条

一 総合的な外交政策又は日本国の安全保障に係る基本的な外交政策その他の基本的な外交政策の企画及び立案に関すること。

（総務課の所掌事務）

第三十条

二 総合的な外交政策又は第四条第一項第一号に規定する基本的な外交政策の企画及び立案に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

●政府又は国際機関

国際緊急援助隊の派遣に関する法律（目的）

第一条 この法律は、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域において大規模な災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合に、当該災害を受け、若しくは受けるおそれのある国の政府又は国際機関（以下「被災国政府等」という。）の要請に応じ、国際緊急援助活動を行う人員を構成員とする国際緊急援助隊を派遣するために必要な措置を定め、もつて国際協力の推進に寄与することを目的とする。

●対処方針

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

(その他の緊急事態対処のための措置)

第二十四条

2

二 各種の事態に応じた対処方針の策定の準備

●交渉の内容

保険業法

(保険契約の承継等の申込み)

第二百六十七条

2 破綻保険会社は、前項の申込みを行う場合においては、保険契約の移転等に関する他の保険会社又は保険持株会社等との交渉の内容を示す資料その他の内閣府令・財務省令で定める資料を加入機構に提出しなければならない。

●分析又は評価

国立国会図書館法

第十五条

一 要求に応じ、両議院の委員会に懸案中の法案又は内閣から国会に送付せられた案件を、分析又は評価して、両議院の委員会に進言し補佐するとともに、妥当な決定のための根拠を提供して援助すること。

●収集整理及びその能力

自衛隊法別表第四 (第九十六条の二関係)

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。)の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(第六号に掲げるものを除く。)

●条約その他の国際約束の実施

法務省組織令

(国際課の所掌事務)

第三十四条

三 刑事に関する条約その他の国際約束の実施に関すること。

●当該情報

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

(避難住民に関する安否情報の収集及び整理)

第二十三条

六 前各号に掲げるもののほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)

●と行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(保有個人情報の開示義務)

第十四条

四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

●の用に供する暗号

自衛隊法

別表第四(第九十六条の二関係)

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。)の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(第六号に掲げるものを除く。)

法制局持込予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月19日 19:08

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政.zip (76 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第52回、12月20日(木)に内閣法制局に持ち込み予定)を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

[Redacted]

Fax 03-3592-2307

内閣法制局への持込み予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月19日 19:10

宛先:

添付ファイル: 警察庁.zip (76 KB)

警察庁警備局警備企画課 小林様、[REDACTED]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第52回、12月20日(木)に内閣法制局に持ち込み予定)を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
(直通)

Fax 03-3592-2307

内閣法制局への持込み予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月19日 19:11

宛先:

添付ファイル: 公安庁.zip (76 KB)

公安調査庁 総務部審理室 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第52回、12月20日(木)に内閣法制局に持ち込み予定)を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
[REDACTED]
Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

内閣法制局への持込み予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月19日 19:12

宛先:

添付ファイル: 法務省.zip (76 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第52回、12月20日(木)に内閣法制局に持ち込み予定)を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

内閣法制局への持込み予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月19日 19:12

宛先:

添付ファイル: 外務省.zip (76 KB)

外務省 大臣官房総務課 様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第52回、12月20日(木)に内閣法制局に持ち込み予定)を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

様

様

Tel 03-5253-2111 (内線 様)

様 (直通)

Fax 03-3592-2307

内閣法制局への持込み予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月19日 19:14

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (22 KB); ①の別紙.jtd (34 KB); ①公務員に対する適性評価の実施について.jtd (61 KB); ②の別紙.xls (43 KB); ②行政機関の長等を適性評価の対象外とする理由について.jtd (37 KB); ③国務大臣等を処罰の対象とすることについて.jtd (29 KB); ④確認措置を設ける必要性について.jtd (29 KB); ⑤適性評価と苦情に対応するための仕組みについて(別シ~1.jtd (93 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第52回、12月20日(木)に内閣法制局に持ち込み予定)を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

内閣法制局への持込み予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月19日 19:15

宛先:

添付ファイル: 防衛省.zip (76 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 様、 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第52回、12月20日(木)に内閣法制局に持ち込み予定)を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 様)

(直通)

Fax 03-3592-2307

内閣法制局への持込み予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月19日 19:16

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (76 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 下堀様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第52回、12月20日(木)に内閣法制局に持ち込み予定)を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

法制局への持込み予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月19日 19:17

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (76 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第52回、12月20日(木)に内閣法制局に持ち込み予定)を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

1 論点ペーパー（案）

- 公務員に対する適性評価の実施について
- 行政機関の長等を適性評価の対象外とする理由について
- 国務大臣等を処罰の対象とすることについて
- 特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する者について通常の適性評価によらないで特別秘密を取り扱うことができる仕組み（確認措置）を設ける必要性について
- 適性評価と苦情に対応するための仕組みについて

平成24年12月 日
内閣情報調査室**公務員に対する適性評価の実施について（案）****1 現行の適格性確認制度**

外国情報機関による我が国に対する情報収集活動が行われる中で、我が国の重要な情報を保護するため更なる対策の強化が必要であることから、特別に秘匿すべき情報（以下「特別管理秘密」という。）について厳格な管理を行うため、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、平成21年4月から国の行政機関の職員を対象に特別管理秘密の取扱者に対する適格性の確認を実施している。

基本方針では、特別管理秘密の取扱いは適格性を確認された者が行うこととされており、適格性の確認は、あらゆる情報活動の前提となる情報保全の徹底を図るという観点から、必要なものである。適格性の確認に当たっては、調査対象者が特別管理秘密を取り扱うに当たって信用でき、かつ、信頼し得るか否かについて、本法に定める調査事項とほぼ同様の事項を各行政機関が任命権者の権限の範囲内で、人事管理情報等により調査している。

なお、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第1項に規定する防衛秘密については特別管理秘密に相当するものとして取り扱うこととしており、これらの秘密を取り扱う者に対しても「基本方針」に基づく適格性の確認が実施されているところである。

2 国家公務員法等における欠格条項等との関係**(1) 国家公務員法等における規定**

国家公務員法（昭和22年法律第120号）等においては、官職に就くための絶対的能力要件として、欠格条項が定められており（国家公務員法第38条）、職員となった後に欠格条項に新たに該当することとなった場合には当然にその職を失うとされている（国家公務員法第76条）。

また、職員の分限、懲戒及び保障については公正でなければならないとされ（国家公務員法第74条）、職員は、法定事由によらない限り、その意に反して、降任、休職、免職又は降給されることはなく（国家公務員法第75条）、本人の意に反する降任及び免職、本人の意に反する休職については、処分事由が法定され（国家公務員法第78条、第79条）、また、降給については、処分事由が人事院規則に具体的に定められている（人事院規則11-10第4条、第5条）。これら分限処分は、特定の場合に職員の身分保障が公務能率を阻害することがあることから、職員の意に反して身分を変動し、喪失させるものである。また、懲戒処分についても、懲戒事由が法定されており（国家公務員法第82条）、職員の義務違反に対し、公務の規律及び秩序維持の観点から制裁が科されるが、懲戒処分は、分限処分とは異なり、職員の責めに帰すべき義務違反、具体的には公務組織の規律や秩

序を乱す非違行為あるいは不作為の存在を前提としている。

(2) 適性評価制度における調査事項と欠格条項等との関係

本法において導入する適性評価制度は、行政機関の長又は警察本部長が、特別秘密を取り扱わせようとする個別具体の職員について、当該者が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかという観点から適性を評価するものであり（別紙「特別秘密を漏らすおそれと調査事項」参照）、公務員の能力を評価するものではない。こうした特別秘密を取り扱う適性は、国家公務員法等における欠格条項で判断される官職に就く能力、分限処分において判断される公務能率を阻害していること、懲戒処分において判断される公務の規律と秩序を乱していることを評価するものではない。

また、以下の表のとおり、適性評価の調査事項を個別具体的にみると、適性評価に当たって調査する事項は、

- ・ 欠格条項、分限処分及び懲戒処分（以下「欠格条項等」という。）と関係を有する事項ではあるものの、適性評価で調査する事項は欠格条項等の対象となる事由に比べ、広範であり、かつ、欠格条項等に該当しなくとも、適性評価に当たっては適性を有しないと判断される事項となり得るものがあること
- ・ 欠格条項等に該当し得る事由には何ら当てはまらないものがあることから、欠格条項等のみでは、特別秘密を取り扱うための適性を判断することはできない。

調査項目	適性評価における調査事項と欠格条項等との差異
特定有害活動との関係	「日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」が欠格事由に該当するが、適性評価においては、これに限られず、特定有害活動（国内外の組織によるテロ活動、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動）との関係が調査事項とされる。また、特定有害活動を行う団体との関係についても、構成員に加え、これを支援している場合も含まれる。
	国籍については、欠格条項等に明文の規定はないが、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには国籍を必要とするものと解すべきとされている。また、適性評価においても、国籍は、調査事項とされる。
	国籍以外の学歴、職歴、帰化歴、配偶者等の国籍、海外への渡航歴、外国における資産の保有状況といった、特定有害活動との関係に関する事項を効果的かつ効率的に調査するために必要な調査事項は、欠格条項等の対象とされていない。
犯罪及び懲戒の経歴	「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者」が欠格事由に該当するが、適性評価においては、刑の種類や軽重、執行猶予中であるか否かを問わない。
	2年以内の懲戒免職処分は欠格事由に該当するが、適性評価においては、懲戒免職に限らず、全ての懲戒の経歴を調査の対象とし、また、時期を問

	わない。
情報の取扱いに係る非違の経歴	欠格条項等の対象とならないが、適性評価においては、情報の取扱いに関し、監督上の注意・指導を受けたことがあるか否かが調査事項とされる。
薬物の濫用及び影響	薬物の濫用は、これが法律違反に該当する場合には懲戒処分の対象となり得る。また、薬物の影響により心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合には、分限処分の対象となり得る。一方で、適性評価においては、こうした場合のみならず、処方された薬物を服用することにより眠気・ふらつき等の薬理効果が生じているか否かも調査事項とされる。
精神疾患	精神的故障により職務の遂行に支障が生じる場合には分限事由となるが、適性評価に当たっては、職務の遂行に支障が生じない場合でも、職務内外にかかわらず、記憶を失ったり、自己に損害を発生させる行為をとったりしたことがないかなどが調査事項とされる。
飲酒についての節度	飲酒の結果により、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合には、分限処分の対象となり得る。一方で、適性評価においては、こうした場合のみならず、所持品の紛失、自己に損害を発生させる行動や器物損壊等の行動を取ったことがあるかなども調査事項とされる。
信用状態その他の経済的な状況	通常、欠格条項等の対象とならないが、適性評価においては、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられないかなどが調査事項とされる。

3 適性評価の実施のために取得した個人情報の取扱い

適性評価においては、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに深く関わる個人情報を取得することとなる。適性評価によって取得されたプライバシーに深く関わる個人情報が、例えば人事評価において利用されるのではないかとといった不安感や不信感が評価対象者に発生すると、評価対象者が正確な情報を提供することを躊躇し、適性評価の実効性を損なうことになりかねない。このため、本法においては、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を適性評価の実施以外の目的のために利用し、又は提供してはならないこととしている。

しかしながら、2のとおり、適性評価で調査する事項は、欠格条項等の対象となる事由と関係を有する事項があることから、適性評価を実施するために行う調査において、評価対象者について欠格条項等に該当する事由が明らかになることも想定される。このような個人情報を懲戒処分等のために、利用・提供することを禁止することとする場合、事実上、評価対象者に自主的な申告を促す以外に、懲戒処分等を実施する余地はなくなる。しかしながら、評価対象者の自主的な申告の有無によって懲戒処分等が左右されることは不合理であり、また、国家公務員法等に定める欠格条項等に該当する場合には、これに基づき適切な措置を講じることが国家公務員法等の目的とすることにも合致する。したがって、このような場合には、適性評価の実施以外の目的のための個人情報の利用・提供の禁止の例外事由とする。

【条文イメージ】

第十一条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のため

に、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三十八条、第七十六条、第七十八条、第七十九条若しくは第八十二条、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条、第四十二条若しくは第四十三条又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条、第二十八条第一項、第二項若しくは第四項若しくは第二十九条第一項に該当すると認めるときは、この限りでない。

特別秘密を漏らすおそれと調査事項

着眼点・理由	適性を認められない場合の例	調査事項
<p>取扱者が自発的に特別秘密を漏らすおそれ (特別秘密を漏らすことにより利益を得ようとする者が、行動又は状況に具現している者は、自発的に漏らすおそれがあるため)</p>	<p>○ 特定有害活動を自ら行ったり、特定有害活動を行う団体や個人を支援している場合</p> <p>○ 外国情報機関等から特定有害活動への働き掛けを受けている場合</p>	<p>○ 特定有害活動との関係(必要に応じ、行政機関に照会)</p> <p>○ 特定有害活動との関係(学歴、職歴、帰化歴、配偶者等の国籍、国外に保有する資産、国外への渡航歴等について調査。必要に応じ、行政機関、金融機関等に照会。)</p>
	<p>○ 経済的に追い詰められている状況にある場合</p>	<p>○ 信用状態その他の経済的な状況(必要に応じ、金融機関等に照会)</p>
<p>取扱者が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ (特別秘密の取扱者に自発的に漏らす事情がなくとも、外国情報機関等が取扱者の意思を抑圧することで、特別秘密が漏れることが考えられるため)</p>	<p>○ 外国に多額の経済的利益を有している場合</p>	<p>○ 特定有害活動との関係(必要に応じ、金融機関等に照会)</p>
	<p>○ 経済的に追い詰められている状況にある場合</p>	<p>○ 信用状態その他の経済的な状況(同)</p>
<p>取扱者が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ (特別秘密の漏えいを防止するためには、常に、その保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを適切かつ確実に講じる必要があるところ、これを期待できない者に特別秘密を取り扱わせれば、本人に故意がなくとも漏らしてしまうことになりかねないため)</p>	<p>○ 日頃から規範意識が欠落していることが行動又は状況に具現している場合</p> <p>○ 合理的な行動をとるべく自己を管理できないことが行動又は状況に具現している場合</p>	<p>○ 犯罪及び懲戒の経歴(必要に応じ、市町村や勤務先に照会)</p> <p>○ 情報の取扱いに係る非違の経歴(必要に応じ、勤務先に照会)</p> <p>○ 薬物の濫用及び影響(必要に応じ、医療機関に照会)</p> <p>○ 飲酒についての節度(必要に応じ、勤務先の上司や同僚に質問)</p> <p>○ 信用状態その他の経済的な状況(同)</p>
	<p>○ 精神疾患等の影響により是非善悪を弁識できない状態に陥る可能性があることが行動又は状況に具現している場合</p>	<p>○ 精神疾患(必要に応じ、医療機関に照会)</p> <p>○ 薬物の濫用及び影響(同)</p>

【参照条文】

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）
（定義）

第一条 （略）

2 （略）

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ 構造又は性能

ロ 製作、保管又は修理に関する技術

ハ 使用の方法

ニ 品目及び数量

二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

（欠格条項）

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第九十九条から第一百二十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（分限、懲戒及び保障の根本基準）

第七十四条 すべて職員の分限、懲戒及び保障については、公正でなければならない。

② （略）

（身分保障）

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

② （略）

（欠格による失職）

第七十六条 職員が第三十八条各号の一に該当するに至つたときは、人事院規則に定める場合を除いては、当然失職する。

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院

規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
(本人の意に反する休職の場合)

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合
(懲戒の場合)

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令(国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。)に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合
(秘密を守る義務)

第一百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

②～⑤ (略)

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、隊員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 隊員は、前項各号の一に該当するに至つたときは、防衛省令で定める場合を除き、当然失職する。

(身分保障)

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

- 一 勤務成績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

四 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

第四十三条 隊員は、次の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合を除き、その意に反して休職にされないことがない。

一 心身の故障のため長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 (略)

○人事院規則一一一一〇(職員の降給)(平成二十一年人事院規則一一一一〇)

(降格の事由)

第四条 各庁の長(給与法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第二号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、各庁の長が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

一 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合(職員が降任された場合を除く。)

イ 職員の能力評価又は業績評価の人事評価政令第九条第三項(人事評価政令第十四条において準用する場合を含む。)に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語が最下位の段階である場合(次条及び第六条第一項第一号イにおいて「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。)その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくなないと認められる場合において、指導その他の人事院が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

ロ 各庁の長が指定する医師二名によつて、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ハ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事院が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

二 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の給与法第八条第一項の規定による定数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第五条 各庁の長は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の人事院が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

（欠格条項）

第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（分限及び懲戒の基準）

第二十七条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

（降任、免職、休職等）

第二十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務実績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 （略）

4 職員は、第十六条各号（第三号を除く。）の一に該当するに至つたときは、条

例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2～4 (略)

(秘密を守る義務)

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2・3 (略)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号) (抄)

(利用及び提供の制限)

第八条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4 (略)

行政機関の長等を適性評価の対象外とする理由について（案）

本法においては、特別秘密の漏えいの防止を徹底する観点から、特別秘密を取り扱うことができる者を適性評価により適性を有すると認められたものに原則として限定しているが、

- 行政機関の長
- 国務大臣
- 内閣官房副長官、副大臣
- その他職務の特定を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者

については、それぞれ次の理由から、例外的に適性評価を実施することなく、特別秘密を取り扱うことができることとしている。

1 行政機関の長

行政機関の長には、国務大臣をもって充てられる場合のほか国務大臣以外の国家公務員をもって充てられる場合（内閣法制局長官、宮内庁長官、警察庁長官、検事総長等）がある。いずれの場合であっても、行政機関の長は、当該行政機関の事務を統括し、その所掌事務を遂行しているところ、仮に、適性評価の結果、行政機関の長が適性を有しないと認められた場合、当該行政機関の長は、その所掌事務遂行のために必要な特別秘密を取り扱うことができず、必要な職責を果たすことが困難となる。そもそも、本法においては、特別秘密の指定や適性評価等について、行政機関の長がこれを実施することとしており、このような行政機関の長の職責の重大性から、その任命に当たっては、特別秘密を取り扱う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。したがって、行政機関の長については、適性評価の対象とすることは適当でない。

なお、上記のとおり、行政機関の長については、特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

2 国務大臣

内閣総理大臣及び内閣総理大臣により任命された国務大臣で組織される内閣において、内閣の意思決定その他の活動は閣議によることとされ（内閣法（昭和22年法律第5号）第4条第1項）、内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負うとされている（憲法第66条第3項）。閣議においては、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件が議題となり、特別秘密を取り扱うことが当然に想定される所であり、仮に、適性評価の結果、国務大臣が適性を有しないと認められ、特別秘密を取り扱うことができない場合、当該国務大臣は当該閣議に参画することができず、

内閣が連帯して責任を負うことができない事態が生じる。また、このような国務大臣の職責の重大性から、内閣総理大臣は国務大臣を任命するに当たって、特別秘密を取り扱う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。したがって、国務大臣を適性評価の対象とすることは適当ではない。

なお、上記のとおり、国務大臣については、特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

3 内閣官房副長官、副大臣

内閣官房副長官及び副大臣（以下「内閣官房副長官等」という。）は、それぞれ、内閣官房長官、大臣が不在の場合にあらかじめその命を受け、その職務を代行することとされており（内閣法第14条第3項、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第16条第3項）、仮に、適性評価の結果、内閣官房副長官等が適性を有しないと認められ、特別秘密を取り扱うことができない場合、当該内閣官房副長官等は、それぞれ内閣官房長官、大臣の職務を代行することができず、代行すべき国務大臣の職責を果たすことができないおそれがある。したがって、内閣官房副長官等を適性評価の対象とすることは適当ではない。

なお、上記のとおり、内閣官房副長官等については、特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

4 職務の特性を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者

職務の特性を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職として、大臣政務官と就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職を想定している。

(1) 大臣政務官

大臣政務官は、特定の政策及び企画に参画することとされており、大臣政務官は、大臣及び副大臣と共に、意思決定を行うなど当該行政機関の運営に責任を有している^{*1}。これら三者は特別秘密を共有することが当然に想定される場所であり、仮に、適性評価の結果、大臣政務官が適性を有しないと認められ、特別秘密を取り扱うことができない場合、当該大臣政務官は当該行政機関における意思決定に参画することができず、当該行政機関の運営に支障が生じるおそれがある。したがって、大臣政務官を適性評価の対象とすることは適当ではない。

*1 これに対し、事務次官は、政務三役の意思決定に基づき行われる政策の実施、個別の行政執行等の事務責任者とされている（「衆議院議員柿沢未途（みんな）提出事務次官の役割に関する質問に対する答弁書について（内閣衆質173第35号））。

(2) 就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職

就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職には、本法に規定する行政機関の長に該当する合議制の機関を構成する職とその他の合議制の機関を構成する職とがあり、前者の例として、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第5条第1項に定める人事官、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第4条第1項に定める検査官、警察法（昭和29年法律第162号）第7条第1項に定める国家公安委員会委員が、また、後者の例として、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第14条第1項に定める国家公務員倫理審査会会長及び委員、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第30条第1項に定める総合科学技術会議議員がある（別紙「就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職」参照）。

このうち、本法に規定する行政機関の長とされる合議制の機関を構成する職を占める者については、当該合議制の機関が本法に規定する行政機関の長として職責を果たすためには、その構成員についても、適性評価の対象とすることは適当ではない。

また、その他の合議制の機関を構成する職を占める者についても、各法において、その選任について、民主的なコントロールを確保するため、国民の代表たる国会を関与させることとされており、当該者の罷免についても、各法に規定する事由が必要とされている。したがって、仮に、適性評価の結果、これらの者が適性を有しないと認められ、特別秘密を取り扱うことができない場合、これら合議制の機関が職責を果たすことが困難となるおそれがある。したがって、これらの者を適性評価の対象とすることは適当ではない。

なお、上記のとおり、これらの者については、特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職

別紙

1 就任に国会の同意を要する役職

((※)は本法において行政機関の長とされる合議制の機関を構成する職)

役職名	根拠条文	所属する機関が置かれる機関	任命権者
1 人事官(※)	国家公務員法(昭和22年法律第120号)第5条第1項	(人事院)	内閣
2 国家公務員倫理審査会会長及び委員	国家公務員倫理法(平成11年法律第129号)第14条第1項	人事院	内閣
3 総合科学技術会議議員	内閣府設置法(平成11年法律第89号)第30条第1項	内閣府	内閣総理大臣
4 食品安全委員会委員	食品安全基本法(平成15年法律第48号)第29条第1項	内閣府	内閣総理大臣
5 公益認定等委員会委員	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第35条第1項	内閣府	内閣総理大臣
6 原子力委員会委員長及び委員	原子力委員会設置法(昭和30年法律第188号)第5条第1項	内閣府	内閣総理大臣
7 原子力規制委員長及び委員	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)第7条第1項	内閣府	内閣総理大臣
8 衆議院議員選挙区画定審議会委員	衆議院議員選挙区画定審議会設置法(平成6年法律第3号)第6条第2項	内閣府	内閣総理大臣
9 国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律(平成4年法律第109号)第15条第2項	内閣府	内閣総理大臣
10 情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成15年法律第60号)第4条第1項	内閣府	内閣総理大臣
11 再就職等監視委員会委員長及び委員	国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の8第1項	内閣府	内閣総理大臣
12 公正取引委員会委員長及び委員(※)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第27条第2項	内閣府	内閣総理大臣
13 国家公安委員会委員(※)	警察法(昭和29年法律第162号)第7条第1項	内閣府	内閣総理大臣
14 証券取引等監視委員会委員長及び委員	金融庁設置法(平成10年法律第130号)第12条第1項	金融庁	内閣総理大臣
15 公認会計士・審査委員会委員長及び委員	公認会計士法(昭和23年法律第103号)第37条の2第1条	金融庁	内閣総理大臣
16 公害等調整委員会委員長及び委員(※)	公害等調整委員会設置法(昭和47年法律第52号)第7条第1項	総務省	内閣総理大臣
17 地方財政審議会委員	総務省設置法(平成11年法律第91号)第12条第1項	総務省	総務大臣
18 国地方係争処理委員会委員	地方自治法(昭和22年法律第67号)第250条の9第1項	総務省	総務大臣
19 電気通信紛争処理委員会委員	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第147条第1項	総務省	総務大臣
20 電波監理審議会委員	電波法(昭和25年法律第131号)第99条の3第1項	総務省	総務大臣
21 公安審査委員会委員長及び委員(※)	公安審査委員会設置法(昭和27年法律第242号)第5条第1項	法務省	内閣総理大臣
22 中央更生保護審査会委員長及び委員	更生保護法(平成19年法律第88号)第6条第1項	法務省	法務大臣
23 中央労働委員会公益委員(※)	労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の3第2項	厚生労働省	内閣総理大臣
24 社会保険審査会委員長及び委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和28年法律第206号)第22条第1項	厚生労働省	厚生労働大臣
25 労働保険審査会委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)第27条第1項	厚生労働省	厚生労働大臣
26 中央社会保険医療協議会の公益を代表する委員	社会保険医療協議会法(昭和25年法律第47号)第3条第6項	厚生労働省	厚生労働大臣
27 調達価格等算定委員会委員	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第33条第1項	資源エネルギー庁	経済産業大臣
28 運輸安全委員会委員長及び委員(※)	運輸安全委員会設置法(昭和48年法律第113号)第8条第1項	国土交通省	国土交通大臣
29 運輸審議会委員	国土交通省設置法(平成11年法律第100号)第18条第1項	国土交通省	国土交通大臣
30 土地鑑定委員会委員	地価公示法(昭和44年法律第49号)第15条第1項	国土交通省	国土交通大臣
31 公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第113条第1項	環境省	環境大臣
32 検査官(※)	会計検査院法(昭和22年法律第73号)第4条第1項	(会計検査院)	内閣
33 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法(昭和22年法律第73号)第19条の3第1項	会計検査院	会計検査院長

2 就任に国会の議決による指名を要する役職

34 中央選挙管理会委員	公職選挙法(昭和25年法律第100号)第5条の2第2項	総務省	内閣総理大臣
35 政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の32第1項	総務省	総務大臣

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔内閣の組織・国会に対する連帯責任〕

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

② （略）

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第四条 内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとする。

2・3 （略）

第十四条 （略）

2 （略）

3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（行政機関の長の権限）

第十条 各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の仕事について、これを統督する。

（副大臣）

第十六条 （略）

2 （略）

3 副大臣は、その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。

4 （略）

5 副大臣の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣がすべてその地位を失ったときは、これと同時にその地位を失う。

（大臣政務官）

第十七条 （略）

2 （略）

3 大臣政務官は、その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。

4 （略）

5 大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。

6 前条第六項の規定は、大臣政務官について、これを準用する。

○内閣府設置法（平成十三年法律第八十九号）（抄）

（内閣官房長官及び内閣官房副長官）

第八条（略）

- 2 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣官房長官の命を受け、内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画する。

（副大臣）

第十三条（略）

- 2 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）をつかさどり、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

3（略）

- 4 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

- 5 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

（大臣政務官）

第十四条（略）

- 2 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に参画し、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

3（略）

- 4 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

- 5 前条第五項の規定は、大臣政務官について準用する。

国務大臣等を処罰の対象とすることについて（案）

1 現行法制における守秘義務と特別秘密との差異

現行法制においては、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官（以下「国務大臣等」という。）については、官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）第4条第1項の規定の適用があると解されており、同項においては「官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス」と規定され、また、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」（平成13年1月6日閣議決定）1(8)において「職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。（中略）これらについては、国務大臣等の職を退任した後も同様とする。」と規定されているが、これらの規定に違反した場合の罰則は定められていない。

他方、本法によって保護しようとしている特別秘密は、現行法制において広く保護することとしている職務の遂行に関連して知り得た秘密とは異なり、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものであって、その漏えいが我が国の防衛、安全保障等及びテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれのあるものに限定されている。これら特別秘密が漏えいした場合に国及び国民の安全に与える影響の大きさに鑑みれば、特別秘密を取り扱うことを業務とする者による漏えいを防止することは不可欠であり、国務大臣等について取扱いを異にする理由はない。

2 適性評価制度の対象としていないこととの関係

国務大臣等は、その職務の性格から特別秘密を取り扱うことが当然の前提とされ、また、仮に、適性評価の結果、特定の国務大臣等が特別秘密を取り扱うことができないこととなった場合には、閣議において重要な意思決定ができないなどの支障が生じる。また、国務大臣等の任命に当たっては、適性評価の対象外であることを踏まえ必要な考慮がなされるものと考えられる。このため、国務大臣等については、適性評価によって適性を有すると認められた者以外の者を特別秘密の取扱いから除外し、特別秘密の漏えいを未然に防止しようとする適性評価制度の対象とはしていないが、国務大臣等が特別秘密を漏えいした場合に、これを処罰対象とすることについては、上記のような支障はなく、むしろ、特別秘密の保護を図るためにはその漏えいを罰則をもって防止する必要がある。

3 現行自衛隊法等における取扱い

現行自衛隊法（昭和29年法律第165号）においても、同法第59条に定める守秘義務は自衛隊員のみが対象となっており、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官（以下「防衛大臣等」という。）は守秘義務違反の処罰対象とされていない。一方、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による防衛秘密の漏えい行為については、防衛大臣等も処罰

対象となっている。また、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）においても、特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による特別防衛秘密の漏えいを処罰することとしており、防衛大臣等も処罰の対象となっている。

【参照条文】

○官吏服務紀律(明治二十年勅令第三十九号) (抄)

第四条 官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス
2 (略)

○国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範(平成十三年一月六日閣議決定) (抄)

1 国務大臣、副大臣及び大臣政務官の服務等

(8) 秘密を守る義務

職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、国務大臣にあつては内閣の、副大臣等にあつてはその上司である国務大臣の許可を要する。
これらについては、国務大臣等の職を退任した後も同様とする。

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号) (抄)

(秘密を守る義務)

第五十九条 隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

2・3 (略)

(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。

2~4 (略)

第一百八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五十九条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

二~四 (略)

2 (略)

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 (略)

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 (略)

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は
領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2・3 (略)

平成24年12月 日
内閣情報調査室

特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する者について通常の適性評価によらないで特別秘密を取り扱うことができる仕組み(確認措置)を設ける必要性について(案)

1 適性評価によらず、確認措置を実施する必要性

適性評価には数か月を要するところ、犯罪捜査に当たり予期せず捜索現場において特別秘密を差し押さえ、あるいは、特別秘密に係る犯罪の捜査を開始する場合等に、当該捜査に従事する職員に対し適性評価を実施していたのでは、証拠の分析等必要な捜査を行うことができず、迅速な捜査等の遂行が困難となり、漏えい等の取締り自体に支障が生じるおそれがある。また、逆に、特別秘密を実際に取り扱う具体的な時期等を予想することが困難であるにもかかわらず、特別秘密を偶発的に取り扱うことが抽象的に排除できない全ての者について常に適性評価を実施し、その見直しを継続していくことは現実的ではない。

犯罪捜査以外の事務についても、例えば、会計検査等においては、社会的関心の高い事項等については機動的・弾力的な検査が行われるところ、仮に、特別秘密を取り扱う部署において不適正な会計経理が発覚した場合等には、特別秘密を取り扱う部署に対して検査を開始することとなることが想定されるが、適性評価により適性を有すると認められた者のみが特別秘密を取り扱うこととすると、適正かつ迅速な検査の実施に支障が生じる。

したがって、これら特別秘密の取扱いを具体的に予見できない事務について、通常の適性評価よりも簡易な方法によって特別秘密を取り扱うことができる仕組みを設ける必要がある。

2 確認措置の内容

犯罪の捜査等に当たって特別秘密を取り扱うような場合は、特別秘密を反復継続して取り扱う場合とは異なり、その事務の性格から、取り扱う特別秘密の範囲が限られ、かつ、その取扱期間が短期間となる。

このような場合は、特別秘密の取扱いが偶発的に生じるものであり、かつ、その取扱範囲や期間が限定的であることから、特別秘密を反復継続して取り扱う場合に比べ、職員が外部から唆されたり意思を抑圧される事態が生じることは想定しにくい。したがって、特定有害活動との関係に関する事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項である学歴、職歴、国外への渡航歴等について調査する必要性は乏しい。しかしながら、短期間であるにせよ、特別秘密を取り扱うものであることから、本法において規定する適性評価の調査事項に関し、特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある事実が存在しないことを確認する必要があるが、上記1のとおり、迅速な捜査の遂行等の必要性から、その調査を簡易かつ迅速に行うことが求められる。このため、数か月の期間を要する適性評価と同様の調査方法を採用のではなく、適性評価よりも簡易な方法、すなわち、対象となる職員に特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある典型的な事実であって特に重視すべきものが存在しないことを質問し、疑義が生じた場合は必要な確認を行うことにより、特別秘密を取り扱うこととする。

適性評価と苦情に対応するための仕組みについて（案）**1 苦情に対応するための仕組みを設ける必要性**

適性評価は、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者かどうかを評価するものに過ぎず、職員の任用について人事評価又はその他の能力の実証等に基づいて行わなければならないことを規定する国家公務員法（昭和22年法律第120号）等の能力に該当するものではない。また、適性評価は、評価対象者の権利義務を変動させるものでもないことから、適性評価は「処分その他の公権力の行使」には該当しない^{*1}。したがって、行政機関の長又は警察本部長が実施した適性評価の結果、評価対象者が適性を有しないと認められたとしても、行政不服審査法の不服申立又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならない。

一方で、適性評価の結果、適性を有しないと認められた場合、行政機関の長は、その職員を特別秘密の取扱者から除外するとともに、これによってその職務の遂行に支障が生じるときは、適切な時期に特別秘密を取り扱うことのない職に転任させるといった措置を講じることがある。また、職員が既に一定の官職にあり、上位の官職は全て特別秘密を取り扱うことが想定されている場合に、当該職員が適性評価の結果、適性が認められないときに、上位の官職に就けないという事態も想定されるところである。

このように、適性評価の結果は、職員に事実上の影響を与えることが否定できないが、行政不服審査法等の対象とならないことから、適性評価制度の実効的かつ円滑な実施を担保するためには、適性評価に対する職員の不満、不服、疑問といった苦情に弾力的に対応できる一定の措置を講ずる必要があると考えられる。

また、

- ・ 適性評価は、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても行政機関の長が取得する制度であることから、本人の理解を得て円滑に運営する必要があること。
- ・ 適性評価の実施権者と評価対象者の間において、事実関係の認識等に齟齬が生じることも考えられること。

*1 適性を有すると認められたとしても、実際にいつどのような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特別秘密を取り扱う資格や権利が付与されるわけではない。逆に、適性を有しないと認められたとしても、資格や権利を失うわけではない。

また、特別秘密は、行政機関又は都道府県警察の事務の遂行に伴って取扱いの必要性が生じるものであり、その保護についての一義的な責任は行政機関の長又は警察本部長が負うとの考え方から、本法制においては保護上の義務を行政機関の長又は警察本部長に課しており、適性を有すると認められたことをもって対象役職員に個別・具体的な義務が課されるわけでもない。逆に、適性を有しないと認められたとしても、個別・具体的な義務が解除されるわけでもない

- ・ 行政機関の長の当該判断に影響を与えた情報に誤りがあるのではないかといった疑問等を確認するために本法では適性評価の結果及び理由の通知を規定しているものの、一度行った適性評価の判断について行政機関の長が再検討する機会が設けられていないこと。

から、苦情に対応するための仕組みを設けることは、適性評価の結果及び理由の通知と相まって、適性評価制度の実効的かつ円滑な実施を担保することに寄与するものと考えられる。

2 苦情に対応するための仕組みの概要

対象者からの苦情に対応するための仕組みとして、実施権者である行政機関の長及び警察本部長に対し、評価対象者の苦情について適切に対応する義務を課すこととする。

また、評価対象者が不必要に苦情を申し出ることをためらうことがないように、苦情を申し出た職員が不利益な取扱いを受けないことを規定することとする。

【苦情に対応する仕組みに関する規定（条文イメージ）】

（行政機関の職員に係る適性評価）

第7条 （略）

2～8 （略）

9 行政機関の長は、第六項の規定により評価対象者に通知された結果その他の適性評価に関する評価対象者の苦情について、政令で定めるところにより、適切に対応するものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第12条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと~~又は~~、適性評価により適性を有しないと認められたこと又は適性評価について苦情の申出をしたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないように、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施について第十条において準用する第七条第四項の規定による同意をしなかったこと~~又は~~、適性評価により適性を有しないと認められたこと又は適性評価について苦情の申出をしたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

【参照条文】

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）

(任免の根本基準)

第三十三条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、その者の受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

②・③ (略)

(人事評価の実施)

第七十条の三 職員の執務については、その所轄庁の長は、定期的に人事評価を行わなければならない。

② 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、人事院の意見を聴いて、政令で定める。

○人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）（抄）

(苦情への対応)

第二十条 実施権者は、第十条（第十四条及び第十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定により職員に開示された定期評価における能力評価若しくは業績評価又は特別評価の結果に関する職員の苦情その他人事評価に関する職員の苦情について、内閣府令で定めるところにより、適切に対応するものとする。

2 職員は、前項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

(法務大臣に対する苦情の申出)

第百六十六条 被収容者は、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、書面で、法務大臣に対し、苦情の申出をすることができる。

2・3 (略)

(不利益取扱いの禁止)

第百七十条 刑事施設の職員は、被収容者が審査の申請等又は苦情の申出をしたことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

○船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）

(船内苦情処理手続)

第百十八条の四 (略)

② (略)

③ 船舶所有者は、船員から航海中に第一項の苦情の申出を受けた場合にあっては、船内苦情処理手続に定めるところにより、苦情を処理しなければならない。

④ 船舶所有者は、第一項の苦情の申出をしたことを理由として、船員に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(参考) 人事評価制度における苦情に対応する仕組み**1 人事評価制度の概要**

人事評価制度とは、国家公務員法（昭和21年法律第120号）第3章第4節の規定及び人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号）並びにこれらの規定に基づき所轄庁の庁が定めた人事評価の実施に関する規程（以下「人事評価実施規程」という。）に基づき実施されるものである。

具体的には、同制度において、一般職の非現業の国家公務員に対しては、所轄長の長等により、定期評価として、①能力評価（当該職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）及び②業績評価（当該職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）が実施される。

①②の結果は、昇任、昇任を伴わない昇格、昇給、免職・降任・降格・降号、勤勉手当、人材育成に活用される。

2 人事評価の結果の法的性質

人事評価は、任用・給与・分限その他人事管理の基礎として活用されるものであるが、それ自体はあくまで職員の執務の状況を的確に把握・記録するものである。人事評価をいかに活用するかについては、人事評価制度の範疇ではなく、任用・給与・分限等それぞれの制度において規定されるものであることから、人事評価の結果そのものは職員の身分関係を即時・直接動かしめるものではない。したがって、人事評価の結果そのものは行政不服審査法の対象にはならない。

3 人事評価に対する職員の苦情に応える制度

他方、人事評価制度においては、人事評価の基準、方法等に関する政令、人事評価の基準、方法等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第3号）及び人事評価実施規程に基づき、同制度への信頼性を確保するための措置として、

- ① 人事評価全般に対する苦情について、人事評価の実施権者が指定した苦情相談員に、文書、口頭、電話、電子メール等によりいつでも相談することができるとする「苦情相談」
- ② 開示された人事評価に関する苦情及び①で解決されなかった苦情について、人事評価の実施権者に対して苦情を申し出ることができるとする「苦情処理」を設けている。

また、人事評価実施規程においては、苦情の内容が評価結果に基づき決定された任用・給与等に関するもの等の場合には、苦情を申し出た職員に対して、苦情内容に応じ、人事院への苦情相談、審査請求等ができることを教示することとしている。

人事評価制度における苦情相談・苦情処理の法的位置付けについて

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）
（人事評価の実施）

第七十条の三（略）

② 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、人事院の意見を聴いて、政令で定める。

○ 人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）
（苦情への対応）

第二十条 実施権者は、第十条（第十四条及び第十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定により職員に開示された定期評価における能力評価若しくは業績評価又は特別評価の結果に関する職員の苦情その他人事評価に関する職員の苦情について、内閣府令で定めるところにより、適切に対応するものとする。

2 職員は、前項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

※ 能力評価…職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価

※ 業績評価…職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価

○ 人事評価の基準、方法等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第三号）
（苦情への対応）

第四条 令第二十条第一項の規定に基づく苦情への対応は、苦情相談及び苦情処理により行うものとする。

2 苦情相談及び苦情処理は、人事評価実施規程において定める。

3 苦情相談は、人事評価に関する苦情を幅広く受け付けるものとする。

4 苦情処理は、開示された評価結果に関する苦情及び苦情相談で解決されなかった苦情（開示された評価結果に関する苦情を除く。）のみを受け付けるものとする。

5 苦情処理は、開示された評価結果に関する苦情については、当該苦情に係る定期評価における能力評価若しくは業績評価又は特別評価に係る評価期間につき一回限り受け付けるものとする。

6 苦情処理において開示された評価結果が適当であるかどうかについて審査が行われ、当該開示された評価結果が適当でない判断された場合には、実施権者は、再び、評価者に令第九条第一項の評価を行わせ、又は調整者に同条第二項の調整を行わせるものとする。

※ 人事評価実施規程…国家公務員法及び人事評価の基準、方法等に関する政令の規程に基づき所轄庁の長が定めた人事評価の実施に関する規程

(内閣官房の場合)

○ 内閣官房人事評価実施規程（平成二十一年七月二十九日内閣総理大臣決定）
（苦情への対応）

第十五条 職員の苦情への対応は、別紙2に従い行うものとする。

- 2 実施権者は、苦情相談への対応を行う者として苦情相談員を指名し、部内の職員に周知するものとする。
- 3 実施権者は、職員が苦情の申出をしたことを理由に、当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 苦情相談又は苦情処理に関与した職員は、苦情申出があった事実及び当該内容について、その秘密の保持に留意しなければならない

別紙第2

苦情対応要領

1 苦情相談

(1) 苦情相談への申出

- ① 職員は、人事評価について苦情がある場合に、苦情相談員に、文書、口頭、電話、電子メール等によりいつでも相談することができる。
- ② 第8条（第12条第2号において準用する場合を含む。以下同じ。）により開示された評価結果に関する苦情については、当該評価結果の開示が行われた日から起算して7日を経過する日（その日が行政機関の休日に当たるときはその翌日）までに限り申し出ることができるものとする。

(2) 苦情相談員の対応

- ① 苦情相談員は、苦情を申し出た職員の意向を確認した上で、必要に応じ評価者に伝達して改善を促すなど、適切に対応する。
- ② 苦情相談員は、職員が苦情相談の結果、納得しない場合には、2の(1)の③の苦情処理の申出期間に留意の上、苦情処理の手續に移行できることを教示する。

2 苦情処理

(1) 苦情処理への申出

- ① 職員は、第8条の規定により開示された評価結果に関する苦情又は苦情相談では解決できなかった苦情（開示された評価結果に関する苦情を除く。）について、実施権者に対し苦情を申し出ることができる。
- ② ①の苦情の申出は、次の事項を記載し、署名又は捺印した書面を提出して行わなければならない。
 - ア 申出人の所属・職名・氏名
 - イ 評価者及び調整者の職名・氏名
 - ウ 申立の趣旨及び理由
 - エ 開示された評価結果に関するものである場合には、開示のあった日及びその内容
 - オ 苦情相談を経たものである場合には、苦情相談員の氏名、苦情相談の内容及びその結果並びに苦情処理の手續に移行できる旨の教示のあった日
 - カ 申出の年月日

- ③ 第8条により開示された評価結果に関する苦情については当該評価結果の開示が行われた日から起算して、その他の苦情については1の(2)の②の教示があった日から起算して、それぞれ7日を経過する日(その日が行政機関の休日に当たるときはその翌日)までに限り申し出ることができるものとする。
- ④ 開示された評価結果に関する苦情の申出は、当該評価結果に係る評価期間につき1回に限るものとし、職員が当該申出に係る苦情処理の審理結果に納得しない場合であっても、再度の申出は認められない。
- ⑤ 申出は、代理人によって行うことができる。この場合においては、代理人の資格を書面によって証明しなくてはならない。
- ⑥ 苦情を申し出る職員は、事実調査のために行う聴取にその指名する者(以下「参考人」という。)の同席を求めると及び参考人に対する聴取を行うことを求めることができる。

(2) 苦情処理への対応

- ① 実施権者又はその指定する職員(以下「実施権者等」という。)は、申出書の形式審査を行い、形式的不備等があるときは申出人に補正を求める。
- ② 実施権者は、申出を受理する場合には申出人及び必要に応じ評価者・調整者に通知し、却下する場合には申出人に文書で通知する。
- ③ 実施権者等は、事実確認のため、申出人、評価者、その他必要があると認める者からの聴取、必要な書類収集等の事実調査を行う。(1)の⑥による求めがあった場合には、事実確認のために必要であると判断する場合には、申出に応じて参考人を同席させ又は参考人から聴取を行うものとする。この場合において、実施権者等は、同席人数及び発言の制限等を行うことができる。
- ④ ③の聴取は、面談、電話、メール等最も適当と認める方法により行う。なお、事実調査を行う場合は、申出人等の勤務にできるだけ支障を及ぼさないよう配慮するものとする。
- ⑤ 事実調査において職員が対応する場合には、職務として取り扱う。
- ⑥ 実施権者は、審理に付すため、事実調査に係る調書を作成して、書面により内閣総務官(当該苦情処理の申出が行われた評価について、内閣総務官が評価者、調整者、実施権者又は評価若しくは調整の補助者(以下「評価者等」という。)である場合にあっては、当該評価の評価者等以外の者の中から内閣総務官が指定した職員。(3)において同じ。)に提出する。

(3) 審理及び結果の通知

- ① 内閣総務官は、実施権者から提出された調書等に基づき審理を行い、その結果を実施権者に文書で通知する。
 - ② 内閣総務官は、審理に当たって必要な場合には、関係者に対して意見書の提出を求めることができる。
 - ③ 実施権者は、内閣総務官からの通知に基づき、苦情処理の結果を申出人及び必要に応じて関係者に通知する。
- 3 人事院の苦情相談等への申出についての教示
- 苦情の内容が評価結果に基づき決定された任用・給与等に関するもの等の場合には、苦情を申し出た職員に対して、苦情内容に応じ、人事院への苦情相談、審査請求等ができることを教示する。

【機2】FW: 資料の送付について

内調職員253(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月21日 16:19

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

添付ファイル:【防衛省】法制に係る質問等(241221).docx (20 KB)

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2012年12月21日 14:45
宛先: 内調職員253 (内閣情報調査室)
件名: 資料の送付について

内調 [REDACTED] 様

お疲れ様です。

例の適性評価に係る苦情処理関連について、添付のとおり、質問を提出したいと考えております。

防衛省防衛政策局調査課
情報保全企画室総括・保全班

代表) 03-3268-3111

内線) [REDACTED]

平成24年12月21日
防衛省調査課

内閣官房内閣情報調査室 御中

秘密保全新法に関する質問等の提出について

標記について、平成24年12月19日に照会があった資料（「適性評価と苦情に対応するための仕組みについて（案）」について）について、平成24年12月12日に提出した質問等に引き続き、以下のとおり、質問等を提出します。

- 1 本ペーパーの2の条文イメージ（第7条第9項）において、「政令で定めるところにより」とありますが、現段階において、政令で定めることを考えている内容をご教示いただきたい。【平成24年12月12日付質問と同じ】
- 2 苦情処理に関する枠組みが有効に機能するか否かは、既に当省より質問している「適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内」において行うとされる適性評価の結果の通知における説明内容によるところが大きいと考えられますが、この「適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲」について、その後の検討内容についてご教示いただきたい。【平成24年12月12日付質問と同じ】
なお、仮に不満に対応する仕組みを設ければ、適性を有するかどうかの判断について裁量を有する行政機関の長が、不満への対応に注意を払うあまり、もらうリスクに対して厳格な判断をすることを躊躇するおそれがあるため、先般、平成24年12月12日付質問の1においても申し上げましたが、具体的な事例も想定しつつ、それに対して適切に対応ができるもののかなど、慎重な検討を行う必要があると考えます。そのためには、適性評価の結果の通知の内容と合わせて、適性評価に係る苦情に対応する仕組みを検討すべきと考えますが、この点、貴室のお考えをご教示いただきたい。
- 3 本ペーパーにおいては、適性評価に係る苦情に対応する仕組みについて、法律に規定することを念頭に置かれていますが、適性評価は、本ペーパーにおいても記述されていますとおり、「評価対象者の権利義務を変動させるものでもない」ため、必ずしも法律の専属的所管事項ではないと考えられます。この点、当該仕組みのモデルとされている人事評価に係る苦情対応に係る規定については、政令において規定されています。
今般、適性評価に係る苦情に対応する仕組みについて、法律に規定する理由をご教示いただきたい。
- 4 本ペーパーの1において、苦情に対応するための仕組みを設けることの理由の一つとして、「一度行った適性評価の判断について行政機関の長が再検討する機会が設けられていない」とありますが、この再検討あるいは再評価の仕組みについて、現時点において、検討されている内容をご教示いただきたい。

（以上）

【ご連絡】 内閣法制局への持込み資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月25日 13:57

宛先: 櫻井 壯太郎(副長官補本室); 淡路 恵介(副長官補本室)

添付ファイル: 内政.zip (2 MB)

内閣官房副長官補室(内政) 淡路様、櫻井様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保立法制に関する資料(第53回、12月25日(火)に内閣法制局に持ち込み)を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

法制局持込資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月25日 13:59

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政.zip (2 MB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第53回、12月25日(火)に内閣法制局に持ち込み)を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月25日 14:01

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危.zip (2 MB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第53回、12月25日(火)に内閣法制局に持ち込み)を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月25日 14:02

宛先:

添付ファイル: 警察庁.zip (2 MB)

警察庁警備局警備企画課 小林様、様

いつも大変お世話になっております。



標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第53回、12月25日(火))に内閣法制局に持ち込みを送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部


Tel 03-5253-2111 (内線 )

 (直通)

Fax 03-3592-2307

内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月25日 14:03

宛先: [REDACTED]

添付ファイル: 公安庁.zip (2 MB)

公安調査庁 総務部審理室 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第53回、12月25日(火)に内閣法制局に持ち込み)を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)
御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月25日 14:04

宛先:

添付ファイル: 法務省.zip (2 MB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第53回、12月25日(火)に内閣法制局に持ち込み)を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月25日 14:05

宛先:

添付ファイル: 外務省.zip (2 MB)

外務省 大臣官房総務課 [redacted] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第53回、12月25日(火)に内閣法制局に持ち込み)を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月25日 14:10

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (46 KB); 国務大臣等を処罰の対象とすることについて.jtd (29 KB); 就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする~1.xls (42 KB); ①の別紙1.xlsx (18 KB); ①の別紙2.jtd (34 KB); ①公務員に対する適性評価の実施について.jtd (61 KB); ②行政機関の長等を適性評価の対象外とする理由について.jtd (37 KB); ③適性評価と苦情に対応するための仕組みについて(別シ~1.jtd (91 KB); ④確認措置を設ける必要性について.jtd (29 KB); 法案概要(一枚).jtd (41 KB); 法案概要(四枚).jtd (43 KB); 適性評価による事実上の影響と不利益取扱いとの関係について.jtd (43 KB); 論点集.jtd (254 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第53回、12月25日(火)に内閣法制局に持ち込み)を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。なお、海上保安庁は、ZIPファイルは扱えないとのことですので、フォルダ分けはできませんので、資料一覧を元にご確認下さい。(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月25日 14:11

宛先:

添付ファイル: 防衛省.zip (2 MB)

防衛省 防衛政策局調査課 様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第53回、12月25日(火)に内閣法制局に持ち込み)を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

内閣法制局への持込み予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月25日 14:12

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (2 MB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 下堀様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第53回、12月25日(火)に内閣法制局に持ち込み)を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月25日 14:13

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (2 MB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第53回、12月25日(火)に内閣法制局に持ち込み)を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
(直通)

Fax 03-3592-2307

- 1 説明資料
 - 公務員に対する適性評価の実施について
 - 行政機関の長等を適性評価の対象外とする理由について
 - 適性評価と苦情に対応するための仕組みについて
 - 特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する者について通常の適性評価によらないで特別秘密を取り扱うことができる仕組み（確認措置）を設ける必要性について
- 2 論点ペーパー（案）
 - 適性評価による事実上の影響と不利益な取扱いとの関係について
- 3 手持ち資料集（案）
 - 国務大臣等を処罰の対象とすることについて
 - 就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職
- 4 法案概要
 - 1枚紙
 - 4枚紙
- 5 論点集（案）

平成24年12月 日
内閣情報調査室

公務員に対する適性評価の実施について（案）

1 現行の適格性確認制度

外国情報機関による我が国に対する情報収集活動が行われる中で、我が国の重要な情報を保護するため更なる対策の強化が必要であることから、特別に秘匿すべき情報（以下「特別管理秘密」という。）について厳格な管理を行うため、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、平成21年4月から国の行政機関の職員を対象に特別管理秘密の取扱者に対する適格性の確認を実施している。

基本方針では、特別管理秘密の扱いは適格性を確認された者が行うこととされており、適格性の確認は、あらゆる情報活動の前提となる情報保全の徹底を図るという観点から、必要なものである。適格性の確認に当たっては、調査対象者が特別管理秘密を取り扱うに当たって信用でき、かつ、信頼し得るか否かについて、本法に定める調査事項とほぼ同様の事項を各行政機関が任命権者の権限の範囲内で、人事管理情報等により調査している（別紙1「適性評価制度と適格性確認制度との比較参照」）。

なお、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第1項に規定する防衛秘密については特別管理秘密に相当するものとして取り扱うこととしており、これらの秘密を取り扱う者に対しても「基本方針」に基づく適格性の確認が実施されているところである。

2 国家公務員法等における欠格条項等との関係

(1) 国家公務員法等における規定

国家公務員法（昭和22年法律第120号）等においては、官職に就くための絶対的能力要件として、欠格条項が定められており（国家公務員法第38条）、職員となった後に欠格条項に新たに該当することとなった場合には当然にその職を失うとされている（国家公務員法第76条）。

また、職員の分限、懲戒及び保障については公正でなければならないとされ（国家公務員法第74条）、職員は、法定事由によらない限り、その意に反して、降任、休職、免職又は降給されることはなく（国家公務員法第75条）、本人の意に反する降任及び免職、本人の意に反する休職については、処分事由が法定され（国家公務員法第78条、第79条）、また、降給については、処分事由が人事院規則に具体的に定められている（人事院規則11-10第4条、第5条）。これら分限処分は、特定の場合に職員の身分保障が公務能率を阻害することがあることから、職員の意に反して身分を変動し、喪失させるものである。また、懲戒処分についても、懲戒事由が法定されており（国家公務員法第82条）、職員の義務違反に対し、公務の規律及び秩序維持の観点から制裁が科されるが、懲戒処分は、分限処

分とは異なり、職員の責めに帰すべき義務違反、具体的には公務組織の規律や秩序を乱す非違行為あるいは不作為の存在を前提としている。

(2) 適性評価制度における調査事項と欠格条項等との関係

本法において導入する適性評価制度は、行政機関の長又は警察本部長が、特別秘密を取り扱わせようとする個別具体の職員について、当該者が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかという観点から適性を評価するものであり（別紙2「特別秘密を漏らすおそれと調査事項」参照）、公務員の能力を評価するものではない。こうした特別秘密を取り扱う適性は、国家公務員法等における欠格条項で判断される官職に就く能力、分限処分において判断される公務能率を阻害していること、懲戒処分において判断される公務の規律と秩序を乱していることを評価するものではない。

また、以下の表のとおり、適性評価の調査事項を個別具体的にみると、適性評価に当たって調査する事項は、

- ・ 欠格条項、分限処分及び懲戒処分（以下「欠格条項等」という。）と関係を有する事項ではあるものの、適性評価で調査する事項は欠格条項等の対象となる事由に比べ、広範であり、かつ、欠格条項等に該当しなくとも、適性評価に当たっては適性を有しないと判断される事項となり得るものがあること
- ・ 欠格条項等に該当し得る事由には何ら当てはまらないものがあることから、欠格条項等のみでは、特別秘密を取り扱うための適性を判断することはできない。

調査項目	適性評価における調査事項と欠格条項等との差異
特定有害活動との関係	「日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」が欠格条項に該当するが、適性評価においては、これに限られず、特定有害活動（国内外の組織によるテロ活動、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動）との関係が調査事項とされる。また、特定有害活動を行う団体との関係についても、構成員に加え、これを支援している場合も含まれる。
	国籍については、欠格条項等に明文の規定はないが、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには国籍を必要とするものと解すべきとされている。また、適性評価においても、国籍は、調査事項とされる。
	国籍以外の学歴、職歴、帰化歴、配偶者等の国籍、海外への渡航歴、外国における資産の保有状況といった、特定有害活動との関係に関する事項を効果的かつ効率的に調査するために必要な調査事項は、欠格条項等の対象とされていない。
犯罪及び懲戒の経歴	「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者」が欠格条項に該当するが、適性評価においては、刑の種類や軽重、執行猶予中であるか否かを問わない。
	2年以内の懲戒免職処分は欠格条項に該当するが、適性評価においては、

	懲戒免職に限らず、全ての懲戒の経歴を調査の対象とし、また、時期を問わない。
情報の取扱いに係る非違の経歴	欠格条項等の対象とならないが、適性評価においては、情報の取扱いに関し、監督上の注意・指導を受けたことがあるか否かが調査事項とされる。
薬物の濫用及び影響	薬物の濫用は、これが法律違反に該当する場合には懲戒処分の対象となり得る。また、薬物の影響により心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合には、分限処分の対象となり得る。一方で、適性評価においては、こうした場合のみならず、処方された薬物を服用することにより眠気・ふらつき等の薬理効果が生じているか否かも調査事項とされる。
精神疾患	精神的故障により職務の遂行に支障が生じる場合には分限処分の対象となり得るが、適性評価に当たっては、職務の遂行に支障が生じない場合でも、職務内外にかかわらず、記憶を失ったり、自己に損害を発生させる行為をとったりしたことがないかなどが調査事項とされる。
飲酒についての節度	飲酒の結果により、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合には、分限処分の対象となり得る。一方で、適性評価においては、こうした場合のみならず、所持品の紛失、自己に損害を発生させる行動や器物損壊等の行動を取ったことがあるかなども調査事項とされる。
信用状態その他の経済的な状況	通常、欠格条項等の対象とならないが、適性評価においては、自己の資力に照らし不相当な金銭消費が見受けられないかなどが調査事項とされる。

3 適性評価の実施のために取得した個人情報の取扱い

適性評価においては、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに深く関わる個人情報を取得することとなる。適性評価によって取得されたプライバシーに深く関わる個人情報が、例えば人事評価において利用されるのではないかといった不安感や不信感が評価対象者に発生すると、評価対象者が正確な情報を提供することを躊躇し、適性評価の実効性を損なうことになりかねない。このため、本法においては、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を適性評価の実施以外の目的のために利用し、又は提供してはならないこととしている。

しかしながら、2のとおり、適性評価で調査する事項は、欠格条項等の対象となる事由と関係を有する事項があることから、適性評価を実施するために行う調査において、評価対象者について欠格条項等に該当する事由が明らかになることも想定される。このような個人情報を懲戒処分等のために、利用・提供することを禁止することとする場合、**行政機関の長において、欠格条項等に該当する事由の存在を認識しながら、何らの措置を取ることができず、結果として職務を遂行することによっての適性を欠く者をその職位等と見せるといふ不合理な事態が生じる事となる。**したがって、このような場合には、適性評価の実施以外の目的のための個人情報の利用・提供の禁止の例外事由とする。

【条文イメージ】

(適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)

第十一条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該個人情報によって識別される者が国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十八条各号、第七十八条各号、第七十九条各号若しくは第八十二条第二項各号、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第三項各号、第四十二条各号若しくは第四十三条各号又は地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第十六条各号、第二十八条第一項各号、同条第二項各号若しくは第二十九条第一項各号のいずれかに該当する疑いが当該個人情報によって生じたときは、この限りでない。

適性評価制度と適格性確認制度との比較

機密性2情報

適性評価制度		適格性確認制度	
	適性評価の保護に関する法律(案)	概要	備考
根拠	○特別秘密の保護に関する法律(案)	○カウンタートンテリジエンス機能の強化に関する基本方針 ○秘密取扱者適格性確認制度の実施に関するガイドライン (カウンタートンテリジエンス推進会議承認) ○秘密取扱者適格性確認制度実施規程(空行政機関が作成) ○国の行政機関の職員 ・ 特別管理秘密の取扱いが見込まれることとなった者	※ 適格性の確認は、任命権者である行政機関の長等による特別秘密を取り扱う官職への職員の任用に關して任命権者の権限の範囲内で実施している。
対象	○国の行政機関の職員・都道府県警察職員・契約業者の役員等 ・ 特別秘密の取扱いが見込まれることとなった者 ・ 直近の適性評価から5年経過日以後も特別秘密の取扱いが引き続き見込まれる者 ・ 直近の適性評価から5年を経過していない者で特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価することが特に必要であると認められたもの ○行政機関の長、國務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官等が対象外	○特別職の国家公務員(自衛隊員を除く。)は対象外 ○国の行政機関の長が指定した者	
実施権者	○国の行政機関の職員一当該国の行政機関の長 ○都道府県警察一当該都道府県警察の警察本部長 ○契約業者の役員等一契約に係る国の行政機関の長		
調査事項	②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 ③情報取扱に際しての経歴に関する事項 ④業務の遂行及び影響に関する事項 ⑤精神疾患に関する事項 ⑥飲酒についての節度に関する事項 ⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項 ⑧①についての調査を効果的・効率的に実施するため、以下の事項を調査 ○学歴及び職歴に関する事項 ○外国との関連を有する事情に関する事項 ○配偶者、家族及び同居人の氏名、生年月日、住所及び国籍 (本人の人物特定事項の一つとして把握) ○本人が買掛票に記載し提出 ○必要な範囲内において担当者が本人やその関係者(上司のほか友人を含む。)に質問 ○必要な範囲内において行政機関や公私の団体に照会	○セキュリティクリアランス対象活動を行っている国、組織又は人への関与 ○刑事処分 ○懲戒処分等 ○情報の不適切な取扱い ○業務遂行等 ○精神障害 ○アルコール依存等 ○金銭問題 ○特定の外国への頻繁な私的渡航 ○外国籍配偶者 ○構化 ○特異な言動 ○特異な行動 ○人事管理情報 ○上司・人事担当員に対する質問 ○本人に対する面談を実施	※ 適格性の確認は、職員の任用に關して任命権者の権限の範囲内で実施しているものであり、また、対抗措置を講じられるおそれがあることを考慮し、調査事項は公表していない。 ※ 思想・良心又は信仰そのものを調査事項としておらず、内心を告白させることもない。また、内心の領域にある信条そのものも調査事項としていない。 なお、前掲の「基本方針」では、適格性の確認に当たって、国家公務員法第27条の平等取扱原則を遵守しなければならない旨を規定している。
情報の取得の方法	○本人が買掛票に記載し提出 ○必要な範囲内において担当者が本人やその関係者(上司のほか友人を含む。)に質問 ○必要な範囲内において行政機関や公私の団体に照会		※ 職員の任用に關して任命権者の権限の範囲内で、主として人事管理情報を用いて適格性確認を実施することから、その実施に当たり必ずしも職員の同意を得ていない。
同意の取得 照会権限 結果の通知	○本人が買掛票に記載し提出 ○必要な範囲内において担当者が本人やその関係者(上司のほか友人を含む。)に質問 ○必要な範囲内において行政機関や公私の団体に照会		
理由の通知	適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲で通知する	通知しない	※ 適格性確認は、職員の任命に關して任命権者の権限の範囲内で実施しているものであり、適格性の有無の判断の結果や理由を通知することとはしていない。

特別秘密を漏らすおそれと調査事項

着眼点・理由	適性を認められない場合の例	調査事項
<p>取扱者が自発的に特別秘密を漏らすおそれ (特別秘密を漏らすことにより利益を得ようとする者が、行動又は状況に具現している者は、自発的に漏らすおそれがあるため)</p>	<p>○ 特定有害活動を自ら行ったり、特定有害活動を行う団体や個人を支援している場合 ○ 外国情報機関等から特定有害活動への働き掛けを受けている場合</p> <hr/> <p>○ 経済的に追い詰められている状況にある場合</p>	<p>○ 特定有害活動との関係(必要に応じ、行政機関に照会) ○ 特定有害活動との関係(学歴、職歴、帰化歴、配偶者等の国籍、国外に保有する資産、国外への渡航歴等について調査。必要に応じ、行政機関、金融機関等に照会。)</p> <hr/> <p>○ 信用状態その他の経済的な状況(必要に応じ、金融機関等に照会)</p>
<p>取扱者が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ (特別秘密の取扱者に自発的に漏らす事情がなくとも、外国情報機関等が取扱者の意思を抑圧することで、特別秘密が漏れることが考えられるため)</p>	<p>○ 外国に多額の経済的利益を有している場合</p> <hr/> <p>○ 経済的に追い詰められている状況にある場合</p>	<p>○ 特定有害活動との関係(必要に応じ、金融機関等に照会)</p> <hr/> <p>○ 信用状態その他の経済的な状況(同)</p>
<p>取扱者が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ (特別秘密の漏えいを防止するためには、常に、その保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを適切かつ確実に講じる必要があるところ、これを期待できない者に特別秘密を取り扱わせれば、本人に故意がなくとも漏らしてしまうことになりかねないため)</p>	<p>○ 日頃から規範意識が欠落していることが行動又は状況に具現している場合 ○ 合理的な行動をとるべく自己を管理できないことが行動又は状況に具現している場合</p> <hr/> <p>○ 精神疾患等の影響により是非善悪を弁識できない状態に陥る可能性があることが行動又は状況に具現している場合</p>	<p>○ 犯罪及び懲戒の経歴(必要に応じ、市町村や勤務先に照会) ○ 情報の取扱いに係る非違の経歴(必要に応じ、勤務先に照会) ○ 薬物の濫用及び影響(必要に応じ、医療機関に照会) ○ 飲酒についての節度(必要に応じ、勤務先の上司や同僚に質問) ○ 信用状態その他の経済的な状況(同)</p> <hr/> <p>○ 精神疾患(必要に応じ、医療機関に照会) ○ 薬物の濫用及び影響(同)</p>

【参照条文】

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（欠格条項）

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第九十九条から第一百二十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（分限、懲戒及び保障の根本基準）

第七十四条 すべて職員の分限、懲戒及び保障については、公正でなければならない。

② （略）

（身分保障）

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

（欠格による失職）

第七十六条 職員が第三十八条各号の一に該当するに至つたときは、人事院規則に定める場合を除いては、当然失職する。

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

（本人の意に反する休職の場合）

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

（懲戒の場合）

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公

務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。)に違反した場合

- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

② (略)

(秘密を守る義務)

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

②～⑤ (略)

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、隊員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 隊員は、前項各号の一に該当するに至つたときは、防衛省令で定める場合を除き、当然失職する。

(身分保障)

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

- 一 勤務成績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合
- 四 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

第四十三条 隊員は、次の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合を除き、その意に反して休職にされることがない。

- 一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

○人事院規則一一一一〇(職員の降給)(平成二十一年人事院規則一一一一〇)(抄)

(降格の事由)

第四条 各庁の長(給与法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第二号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、各庁の長が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判

断して定めるものとする。

- 一 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）
 - イ 職員の能力評価又は業績評価の人事評価政令第九条第三項（人事評価政令第十四条において準用する場合を含む。）に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語が最下位の段階である場合（次条及び第六条第一項第一号イにおいて「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくなないと認められる場合において、指導その他の人事院が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。
 - ロ 各庁の長が指定する医師二名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなる場合
 - ハ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事院が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。
- 二 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の給与法第八条第一項の規定による定数に不足が生じた場合
（降号の事由）

第五条 各庁の長は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、指導その他の人事院が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

（欠格条項）

第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(分限及び懲戒の基準)

- 第二十七条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。
- 2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。
 - 3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(降任、免職、休職等)

- 第二十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。
- 一 勤務実績が良くない場合
 - 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
 - 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- 2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。
- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
 - 二 刑事事件に関し起訴された場合
- 3 (略)
- 4 職員は、第十六条各号(第三号を除く。)の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

(懲戒)

- 第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。
- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
 - 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
 - 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2～4 (略)

(秘密を守る義務)

- 第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2・3 (略)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)

(抄)

(定義)

第二条 (略)

- 2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別するこ

とができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

3・4 （略）

5 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（利用及び提供の制限）

第八条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4 （略）

行政機関の長等を適性評価の対象外とする理由について（案）

本法においては、特別秘密の漏えいの防止を徹底する観点から、特別秘密を取り扱うことができる者を適性評価により適性を有すると認められたものに原則として限定しているが、

- 行政機関の長
- 国務大臣
- 内閣官房副長官、副大臣
- その他職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者

については、それぞれ次の理由から、例外的に適性評価を実施することなく、特別秘密を取り扱うことができることとしている。

1 行政機関の長

行政機関の長には、国務大臣をもって充てられる場合のほか国務大臣以外の国家公務員をもって充てられる場合（内閣法制局長官、宮内庁長官、警察庁長官、検事総長等）がある。いずれの場合であっても、行政機関の長は、当該行政機関の事務を統括し、その所掌事務を遂行しているところ、仮に、適性評価の結果、行政機関の長が適性を有しないと認められた場合、当該行政機関の長は、その所掌事務遂行のために必要な特別秘密を取り扱うことができず、必要な職責を果たすことが困難となる。そもそも、本法においては、特別秘密の指定や適性評価等について、行政機関の長がこれを実施することとしており、このような行政機関の長の職責の重大性から、その任命に当たっては、特別秘密を取り扱う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。したがって、行政機関の長については、適性評価の対象とすることは適当でない。

なお、上記のとおり、行政機関の長については、特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

2 国務大臣

内閣総理大臣及び内閣総理大臣により任命された国務大臣で組織される内閣において、内閣の意思決定その他の活動は閣議によることとされ（内閣法（昭和22年法律第5号）第4条第1項）、内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負うとされている（憲法第66条第3項）。閣議においては、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件が議題となり、特別秘密を取り扱うことが当然に想定される所であり、仮に、適性評価の結果、国務大臣が適性を有しないと認められ、特別秘密を取り扱うことができない場合、当該国務大臣は当該閣議に参画することができず、

内閣が連帯して責任を負うことができない事態が生じる。また、このような国务大臣の職責の重大性から、内閣総理大臣は国务大臣を任命するに当たって、特別秘密を取り扱う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。したがって、国务大臣を適性評価の対象とすることは適当ではない。

なお、上記のとおり、国务大臣については、特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

3 内閣官房副長官、副大臣

内閣官房副長官及び副大臣（以下「内閣官房副長官等」という。）は、それぞれ、内閣官房長官、大臣が不在の場合にあらかじめその命を受け、その職務を代行することとされており（内閣法第14条第3項、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第16条第3項）、仮に、適性評価の結果、内閣官房副長官等が適性を有しないと認められ、特別秘密を取り扱うことができない場合、当該内閣官房副長官等は、それぞれ内閣官房長官、大臣の職務を代行することができず、代行すべき国务大臣の職責を果たすことができないおそれがある。したがって、内閣官房副長官等を適性評価の対象とすることは適当ではない。

なお、上記のとおり、内閣官房副長官等については、特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

4 職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者

職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職として、大臣政務官と合議制の機関を構成する職であって、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とするものを想定している。

(1) 大臣政務官

大臣政務官は、特定の政策及び企画に参画することとされており、大臣政務官は、大臣及び副大臣と共に、意思決定を行うなど当該行政機関の運営に責任を有している^{*1}。これら三者は特別秘密を共有することが当然に想定される場所であり、仮に、適性評価の結果、大臣政務官が適性を有しないと認められ、特別秘密を取り扱うことができない場合、当該大臣政務官は当該行政機関における意思決定に参画することができず、当該行政機関の運営に支障が生じるおそれがある。したがって、大臣政務官を適性評価の対象とすることは適当ではない。

*1 これに対し、事務次官は、政務三役の意思決定に基づき行われる政策の実施、個別の行政執行等の事務責任者とされている（衆議院議員柿沢未途（みんな）提出事務次官の役割に関する質問に対する答弁書について（内閣衆質173第35号））。

(2) **合議制の機関を構成する職であって、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とするもの**

就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職には、本法に規定する行政機関の長に該当する合議制の機関を構成する職とその他の合議制の機関を構成する職とがあり、前者の例として、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第5条第1項に定める人事官、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第4条第1項に定める検査官、警察法（昭和29年法律第162号）第7条第1項に定める国家公安委員会委員が、また、後者の例として、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第14条第1項に定める国家公務員倫理審査会会長及び委員、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第30条第1項に定める総合科学技術会議議員がある。

このうち、本法に規定する行政機関の長とされる合議制の機関を構成する職を占める者については、当該合議制の機関が本法に規定する行政機関の長として職責を果たすためには、その構成員についても、適性評価の対象とすることは適当ではない。

また、その他の合議制の機関を構成する職を占める者についても、各法において、その選任について、民主的なコントロールを確保するため、国民の代表たる国会を関与させることとされており、当該者の罷免についても、各法に規定する事由が必要とされている。したがって、仮に、適性評価の結果、これらの者が適性を有しないと認められ、特別秘密を取り扱うことができない場合、**その者が適切に当該機関の意思決定に関与することができず、かつ、別の者が直ちにこれに替わることもできないため、結果的に、当該機関が職責を果たすことが困難となるおそれがある。**したがって、これらの者を適性評価の対象とすることは適当ではない。

なお、上記のとおり、これらの者については、特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔内閣の組織・国会に対する連帯責任〕

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する。

② （略）

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第四条 内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとする。

②・③ （略）

第十四条 （略）

2 （略）

3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）（抄）

（行政機関の長の権限）

第十条 各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督する。

（副大臣）

第十六条 （略）

2 （略）

3 副大臣は、その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。

4 （略）

5 副大臣の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣がすべてその地位を失ったときは、これと同時にその地位を失う。

（大臣政務官）

第十七条 （略）

2 （略）

3 大臣政務官は、その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。

4 （略）

5 大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。

6 前条第六項の規定は、大臣政務官について、これを準用する。

○内閣府設置法（平成十三年法律第八十九号）（抄）

（内閣官房長官及び内閣官房副長官）

第八条（略）

- 2 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣官房長官の命を受け、内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画する。

（副大臣）

第十三条（略）

2（略）

- 3 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）をつかさどり、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

4（略）

- 5 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

- 6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣が全てその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

（大臣政務官）

第十四条（略）

2（略）

- 3 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に参画し、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

4（略）

- 5 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

6（略）

【第7条（一般職の国家公務員等に対する取扱い）】

（一般職の国家公務員等に対する取扱い）
 第七条 第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける国金職員、裁判所職員、国金職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国金職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する職員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国金職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる専業主者は、第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

1. 本条の趣旨

本制度は、民間部門の労働者と公務員の共通の制度として、公務員は、国家公務員法等において身分保障や分限・懲戒事由が法定されていること等を踏まえ、公益通報をしたことを理由とする公務員に対する不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法等の定めるところによる旨規定するものである。

2. 公務員による「犯罪行為及び法令違反行為」について

公務員による「犯罪行為及び法令違反行為」として、以下のような事実が考えられるため、本制度は、民間部門の労働者のみならず、公務員についても対象とすることが不可欠である。

- (1) 本制度が公益通報の対象とする「通報対象事実」は、国民生活の安定及び向上に密接にかかわる法令に規定する
 - ① 犯罪行為
 - ② 規定違反に対し、主務大臣の命令等が用意されており、かつ、当該命令等に違反することが罪となる行為である場合における当該規定（途中段階に他の命令等が介在する場合も含む）に違反する事実等である。

- (2) このうち、公務員による犯罪行為としては、刑法第2編の罪を犯す場合が考えられる。具体例としては、通常の犯罪行為である業務上横領罪等のほか、公務員であることを要件とする身分犯としての虚偽公文書作成罪等も該当する。

また、刑法のほかにも、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律など、公務員や行政機関の職員の罪を定めた法律で国民の生活に密接に関わるものがあり、これらの法令の犯罪行為及び法令違反行為も公益通報の対象とする必要がある。

- (3) なお、規制法には「〇〇大臣は～しななければならない」というような規定が多く見られるが、不作為について罰則も用意されていないものについては、これらの規定に違反する事実を上記(1)の「犯罪行為及び法令違反行為」に当たらず、本制度の公益通報の対象とはならない。

3. 公益通報をしたことを理由とする公務員に対する不利益な取扱いの禁止について

- (1) 例えば、一般職の国家公務員は、
 - ・ 国家公務員法第33条第1項の規定により、「すべて職員の仕事は能力の実証に基づいて行う」とされていること、
 - ・ 同法第74条第1項の規定により、「すべての職員の分限、懲戒及び身分保障については、公正でなければならぬ」とされていること、
 - ・ 同法第75条第1項の規定により、「職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない」とされていること
 - ・ 刑事訴訟法第239条の規定により、「その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」とされていることから、職員が公益通報をしたことを理由として免職その他不利益な処分を行うことが禁止されていると云える。さらに、国家公務員法は、第27条により、「同法の公平平等な運用を求めていること」から、公益通報をした職員に対し、そのことを理由として「事実上の不利益な取扱い」が行われることを予定し許容するものではなく、同条に違反して不利益な取扱いを行った場合には第109条第8号に該当し、同条で罰則が課されている。

- (2) また、上記のとおり、国家公務員法において、職員に対する事実上の行為を含む「免職その他不利益な取扱い」を禁止しているにもかかわらず、国家公務員法第108条の7、国家公務員の育児休業法等に関する法律第10条など、一般職の職員が不利益な取扱いを受けない旨規定されている例が見られるが、これらの規定はいずれも一般職の国家公務員を適用対象とした法令において、国家公務員法の規定に基づきすでに担保されていることを確認的に規定しているに過ぎないものである。

- (3) こうしたことから、一般職の国家公務員については、公益通報をした職員に対して解雇その他不利益な取扱いを禁止することは現行の国家公務員法上も担保されている。この趣旨を明確化するため、本条で「公益通報をしたことを理由とす

る公務員に対する不利益な取扱いの禁止については、第3条から第5条までの規定にかかわらず、国家公務員法の定めるところによる。」旨規定したものである。

(4) ただし、公務員法制においては本法に相当する公益通報の具体的要件等が明確に規定されているわけではないことから、任命権者等に本法に規定する公益通報であれば免職その他不利益取扱いがなされないよう公務員法制を適用すべきことを明確に義務付けるものである。

(5) なお、単に「一般職の国家公務員等の任命権者」とせず、「一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は」とするのには、公益通報をしたことを理由として公務員に不利益を及ぼし得る者としては、任命権者だけでなく給与決定権者なども考えられることから、任命権者以外の不利益を及ぼし得る者も含む趣旨であり、不利益を及ぼし得る者の例示として任命権者を挙げるものである。

4. 公務員の公益通報と守秘義務との関係

(1) 国家公務員法第100条の守秘義務の対象となる「秘密」とは、単に形式的に秘抜の指定をしただけでは足りず、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうと解すべきだとされているところである(昭和52年12月19日最高裁判決)。

(2) 本法における公益通報の対象は「犯罪行為」や「法令違反行為」という反社会性が明白な行為であり、秘密として保護するに値しないと考えられることから、通常、これらの事業について法案に定める要件に該当する公益通報をしても、守秘義務違反を問われることはないと考えられる。

(3) なお、公益通報に当たって、第三者の個人情報や営業秘密、国の安全にかかわる情報など、他人の正当な利益や公共の利益に当たる「保衛に値する秘密」を併せて漏らした場合には、守秘義務違反に問われる場合が考えられる。

5. 公務員の公益通報と刑事訴訟法の告発義務との関係

本法が定める「公益通報」と刑事訴訟法が定める「告発」とでは、

① 刑事訴訟法の告発が処罰を求める意思表示であるのに対し、本法の公益通報は処罰を求める意思表示は必要としないこと

② 刑事訴訟法の告発先が検察官や司法警察官であるのに対し、本法の通報先には「権限を有する各省庁」や「報道機関などの行政外部の者」を含むことなど、その目的や要件を異にしており、本法は公務員の刑事訴訟法上の告発義務に何ら変更を加えるものではない。

○国民生活審議会消費者政策部会「21世紀型の消費者政策の在り方について」

(平成15年5月28日)

第4章 消費者政策の実効性確保

第4節 公益通報者保護制度の整備

3. 通報者の保護

(2) 通報者の範囲

② 公務員についても、民間部門の労働者と同様に通報者が保護される必要がある。公務員は、身分保護や分限・懲戒事由が法定されていること、犯罪についての告発義務が課されていることから、公務員が、公益のためにその認知した法令違反行為を適宜の方法で通報しても、そのことを理由として不利益な取扱いを受けることは現行法上も許容されるものではない。この趣旨を明確にし、十分な周知を図るとともに、通報を受けると窓口の明確化等により、迅速かつ適切に通報に対処していく必要がある。

① 公務員の告発義務

【参考】刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)

第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

2 虚言又は公罪は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

② 公務員に対する身分保障等を定めた規定

【参考】国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)

(平等取扱いの原則)

第二十七条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第三十八条第五号に規定する場合を除くの外政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。

(任免の根本基準)

第三十三条 すべて職員は、この法律及び人事院規則の定めるところにより、その者の受職成績、勤続成績又はその他の能力の實証に基いて、これを行う。

2 人事院は、試験を採用試験、昇任試験又はその両者を兼ねるものいづれとすることを適宜決定する。

3 職員の免職は、法律に定める事由に基いてこれを行わなければならない。

4 前三項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

(分限、懲戒及び保護の根本基準)

第七十四条 すべて職員の分限、懲戒及び保護については、公正でなければならぬ。

2 前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

(身分保護)

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

2 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

【参考】地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（平等取扱の原則）

第十三条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない。人種、信令、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第十六条第五号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

（労務及び懲戒の基準）

第二十七条 すべて職員は、公正でなければならぬ。
2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降格されることがない。
3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

（降任、免職、休職等）

第二十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。
一 勤務実績が良くない場合
二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
四 職務若しくは定数の改廃又は予算の減少により職職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。
一 心身の故障のため、長期の休業を要する場合
二 刑事事件に関し起訴された場合
3. 4 (略)

（懲戒）

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。
一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合
2~4 (略)

○公務員に対する「不利益取扱いの禁止」を定めた規定

【参考】国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）

（不利益取扱いの禁止）

第八十条の七 職員は、職員団体の構成員であること、これを結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその職員団体における正当な行為をしたことのために不利益な取扱いを受けない。

【参考】国家公務員倫理規程（平成三年法律第九号）
（不利益取扱いの禁止）
第十條 職員は、正当な理由として、不利益な取扱いを受けない。

【参考】国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一号）

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

第七十八條 職員が、左の各号の一に該当する場合には、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。
一 勤務実績が良くない場合
二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合
四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により職職又は過員を生じた場合

（本人の意に反する休職の場合）

第七十九條 職員が、左の各号の一に該当する場合は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。
一 心身の故障のため、長期の休業を要する場合
二 刑事事件に関し起訴された場合

（懲戒の場合）

第八十二條 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。
一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五條第三項の規定に基づく訓令並びに同法第四項及び第六項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合
二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合
2 (略)

【参考】裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）

裁判官及び裁判官以外の裁判所職員の職務、試験、給与、罷免、分限、懲戒、保護、服務及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を適用する。（中略）

一 国家公務員法（第一条から第三条まで、第四条から第二十六条まで、第二十八条、第五十五条、第六十三條第二項、第六十四條第二項、第六十七條、第七十二條第二項、第七十三條第二項、第九十五條、第九十九條第九項及び第九十八條の規定並びにこれらに関する罰則並びに執行官について第八十一條の二から第八十一條の六までの規定を除く。）
二~九 (略)

【参考】国会議員法（昭和二十二年法律第八十五号）

第九條 国会議員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、又は免職されることではない。

【参考】自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）

第四二條 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号の一に該当する場合は、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。
一 勤務成績が良くない場合
二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
三 前二号に規定する場合は、その職務に必要な適格性を欠く場合
四 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により、職務又は過員を生じた場合

(各省各庁の長等の職務)
 第十四条 各省各庁の長等は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる職務を有する。
 一～三 (略)
 四 当該各省各庁又は特定独立行政法人等に属する職員が法又は法に基づき命令に違反する行為について倫理監督官その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
 五 (略)

○最高裁判昭和52年12月19日決定(徴税トラの巻事件判決)

「国家公務員法100条1項の文言及び趣旨を考慮すると、同条項にいう「秘密」であるためには、国家機密が属する事項につき形式的に秘扱の指定をしただけでは足りず、右「秘密」とは、非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘扱として保護するに値すると認められるものをいふと解すべき」

○刑法第2編の罪のうち、公務員という身分があつてはじめて犯罪の成立が認められる罪

【参考】刑法(明治四十年法律第四十五号)

(定義)
 第七条 この法律において「公務員」とは、国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に從事する議員、委員その他の職員をいう。
 2 この法律において「公務所」とは、官公庁その他公務員が職務を行う所をいう。

(虚偽偽造等)

第百五十四条 行使の目的で、御璽、国璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造し、又は偽造した御璽、国璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。
 2 御璽若しくは国璽を押し又は御名を署した詔書その他の文書を変造した者も、前項と同様とする。

(公文書偽造等)

第百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。
 2 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。
 3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(虚偽公文書作成等)

第百五十六条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前二条の例による。

(公務員職務濫用)

第百九十三条 公務員がその職務を濫用して、人に職務のないことを行わせ、又は権利の行使

を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。

(特別公務員職務濫用)

第百九十四条 裁判、偵察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその職務を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、六月以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

(特別公務員暴行陵虐)

第百九十五条 裁判、偵察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、被告人、被告人、被疑者その他の者に対して暴行又は陵虐若しくは加虐の行為をしたときは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。
 2 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者に対して暴行又は陵虐若しくは加虐の行為をしたときも、前項と同様とする。

(特別公務員職務濫用等致死傷)

第百九十六条 前二条の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により死断する。

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第百九十七条 公務員が、その職務に関し、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。

2 公務員にならうとするとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員となつた場合において、五年以下の懲役に処する。

(第三者供賄)

第百九十七条の二 公務員が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(加重収賄及び事後収賄)

第百九十七条の三 公務員が前二条の罪を犯し、よつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の有期懲役に処する。

2 公務員が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を受受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときは、前項と同様とする。

3 公務員であつた者が、その在職中に請託を受けて賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(あつせん収賄)

第百九十七条の四 公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようにあつせんをすること又ははしたことの報酬として、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

○刑法以外の法律の罪で公務員が対象となるものの例

【参考】行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十八号)
 第六章 罰則

第五十三条 行政機関の職員若しくは職員であつた者又は第六条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録

された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 行政機関の職員がその職務を遂行して、専らその職務の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を取扱ったときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 前三条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

【参考】水道法（昭和三十二年法律第七十七号）

（事業の認可及び経営主体）

第六条 水道事業を営む者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域を含む市町村の同意を得た場合に限る。水道事業を営むことができるものとする。

（衛生上の措置）

第二十二條 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

（給水の緊急停止）

第二十三條 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 (略)

第七章 罰則

第五十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第三十三條第一項（第三十一條及び第三十四條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 (略)

第五十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第三十二條（第三十一條及び第三十四條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六～八 (略)

この他にも、

- ・ 日本郵政公社の職員が郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）に違反する場合
- ・ 公務員である医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、齒科衛生士がそれぞれ医師法（昭和 23 年法律第 201 号）、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）、齒科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）に違反する場合
- ・ 国の開設する病院、診療所及び助産所が医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に違反する場合
- ・ ガス事業を営む地方公共団体がガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）に違反する場合

合、鉄道事業を営営する地方公共団体が鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）に違反する場合などが考えられる。

公益通報者保護法 逐条解説

公益通報者保護法 逐条解説

内閣府国民生活局企画課編

内閣府国民生活局企画課編

手持ち資料集（案）

- 国務大臣等を処罰の対象とすることについて（案）
- 就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職

国務大臣等を処罰の対象とすることについて（案）

1 現行法制における守秘義務と特別秘密との差異

現行法制においては、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官（以下「国務大臣等」という。）については、官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）第4条第1項の規定の適用があると解されており、同項においては「官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス」と規定され、また、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」（平成13年1月6日閣議決定）1(8)において「職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。（中略）これらについては、国務大臣等の職を退任した後も同様とする。」と規定されているが、これらの規定に違反した場合の罰則は定められていない。

他方、本法によって保護しようとしている特別秘密は、現行法制において広く保護することとしている職務の遂行に関連して知り得た秘密とは異なり、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものであって、その漏えいが我が国の防衛、安全保障等及びテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれのあるものに限定されている。これら特別秘密が漏えいした場合に国及び国民の安全に与える影響の大きさに鑑みれば、特別秘密を取り扱うことを業務とする者による漏えいを防止することは不可欠であり、国務大臣等について取扱いを異にする理由はない。

2 適性評価制度の対象としていないこととの関係

国務大臣等は、その職務の性格から特別秘密を取り扱うことが当然の前提とされ、また、仮に、適性評価の結果、特定の国務大臣等が特別秘密を取り扱うことができないこととなった場合には、閣議において重要な意思決定ができないなどの支障が生じる。また、国務大臣等の任命に当たっては、適性評価の対象外であることを踏まえ必要な考慮がなされるものと考えられる。このため、国務大臣等については、適性評価によって適性を有すると認められた者以外の者を特別秘密の取扱いから除外し、特別秘密の漏えいを未然に防止しようとする適性評価制度の対象とはしていないが、国務大臣等が特別秘密を漏えいした場合に、これを処罰対象とすることについては、上記のような支障はなく、むしろ、特別秘密の保護を図るためにはその漏えいを罰則をもって防止する必要がある。

3 現行自衛隊法等における取扱い

現行自衛隊法（昭和29年法律第165号）においても、同法第59条に定める守秘義務は自衛隊員のみが対象となっており、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官（以下「防衛大臣等」という。）は守秘義務違反の処罰対象とされていない。一方、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による防衛秘密の漏えい行為については、防衛大臣等も処罰

対象となっている。また、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）においても、特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による特別防衛秘密の漏えいを処罰することとしており、防衛大臣等も処罰の対象となっている。

【参照条文】

○官吏服務紀律(明治二十年勅令第三十九号) (抄)

第四条 官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス
2 (略)

○国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範(平成十三年一月六日閣議決定) (抄)

1 国務大臣、副大臣及び大臣政務官の服務等

(8) 秘密を守る義務

職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表するには、国務大臣にあつては内閣の、副大臣等にあつてはその上司である国務大臣の許可を要する。

これらについては、国務大臣等の職を退任した後も同様とする。

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号) (抄)

(秘密を守る義務)

第五十九条 隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

2・3 (略)

(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。

2~4 (略)

第一百八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五十九条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

二~四 (略)

2 (略)

第一百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 (略)

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 (略)

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は
領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2・3 (略)

就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職

1 就任に国会の同意を要する役職

(※)は本法において行政機関の長とされる合議制の機関を構成する職

役職名	根拠条文	所属する機関が置かれる機関	任命権者
1 人事官(※)	国家公務員法(昭和22年法律第120号)第5条第1項	(人事院)	内閣
2 国家公務員倫理審査会会長及び委員	国家公務員倫理法(平成11年法律第129号)第14条第1項	人事院	内閣
3 総合科学技術会議議員	内閣府設置法(平成11年法律第89号)第30条第1項	内閣府	内閣総理大臣
4 食品安全委員会委員	食品安全基本法(平成15年法律第48号)第29条第1項	内閣府	内閣総理大臣
5 公益認定等委員会委員	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第35条第1項	内閣府	内閣総理大臣
6 原子力委員会委員長及び委員	原子力委員会設置法(昭和30年法律第188号)第5条第1項	内閣府	内閣総理大臣
7 原子力規制委員長及び委員	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)第7条第1項	内閣府	内閣総理大臣
8 衆議院議員選挙区固定審議会委員	衆議院議員選挙区固定審議会設置法(平成6年法律第3号)第6条第2項	内閣府	内閣総理大臣
9 国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律(平成4年法律第109号)第15条第2項	内閣府	内閣総理大臣
10 情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成15年法律第60号)第4条第1項	内閣府	内閣総理大臣
11 再就職等監視委員会委員長及び委員	国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の8第1項	内閣府	内閣総理大臣
12 公正取引委員会委員長及び委員(※)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第27条第2項	内閣府	内閣総理大臣
13 国家公安委員会委員(※)	警察法(昭和29年法律第162号)第7条第1項	内閣府	内閣総理大臣
14 証券取引等監視委員会委員長及び委員	金融庁設置法(平成10年法律第130号)第12条第1項	金融庁	内閣総理大臣
15 公認会計士・審査委員会会長及び委員	公認会計士法(昭和23年法律第103号)第37条の2第1条	金融庁	内閣総理大臣
16 公害等調整委員会委員長及び委員(※)	公害等調整委員会設置法(昭和47年法律第52号)第7条第1項	総務省	内閣総理大臣
17 地方財政審議会委員	総務省設置法(平成11年法律第91号)第12条第1項	総務省	総務大臣
18 国地方係争処理委員会委員	地方自治法(昭和22年法律第67号)第250条の9第1項	総務省	総務大臣
19 電気通信紛争処理委員会委員	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第147条第1項	総務省	総務大臣
20 電波監理審議会委員	電波法(昭和25年法律第131号)第99条の3第1項	総務省	総務大臣
21 公安審査委員会委員長及び委員(※)	公安審査委員会設置法(昭和27年法律第242号)第5条第1項	法務省	内閣総理大臣
22 中央更生保護審査会委員長及び委員	更生保護法(平成19年法律第88号)第6条第1項	法務省	法務大臣
23 中央労働委員会公益委員(※)	労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の3第2項	厚生労働省	内閣総理大臣
24 社会保険審査会委員長及び委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和28年法律第206号)第22条第1項	厚生労働省	厚生労働大臣
25 労働保険審査会委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)第27条第1項	厚生労働省	厚生労働大臣
26 中央社会保険医療協議会の公益を代表する委員	社会保険医療協議会法(昭和25年法律第47号)第3条第6項	厚生労働省	厚生労働大臣
27 調達価格等算定委員会委員	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第33条第1項	資源エネルギー庁	経済産業大臣
28 運輸安全委員会委員長及び委員(※)	運輸安全委員会設置法(昭和48年法律第113号)第8条第1項	国土交通省	国土交通大臣
29 運輸審議会委員	国土交通省設置法(平成11年法律第100号)第18条第1項	国土交通省	国土交通大臣
30 土地鑑定委員会委員	地価公示法(昭和44年法律第49号)第15条第1項	国土交通省	国土交通大臣
31 公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第113条第1項	環境省	環境大臣
32 検査官(※)	会計検査院法(昭和22年法律第73号)第4条第1項	(会計検査院)	内閣
33 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法(昭和22年法律第73号)第19条の3第1項	会計検査院	会計検査院長

2 就任に国会の議決による指名を要する役職

34 中央選挙管理委員会	公職選挙法(昭和25年法律第100号)第5条の2第2項	総務省	内閣総理大臣
35 政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の32第1項	総務省	総務大臣

特別秘密の保護に関する法律案の概要

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿することが必要なものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えい等に対する罰則等について定める。

1 骨子

(1) 特別秘密の管理に関する措置

① 行政機関における特別秘密の指定

ア 行政機関の長は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する別表に掲げる事項（下記(ア)～(イ)参照）に該当する事項であつて、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なものを特別秘密として指定するものとする。

(ア) 防衛に関する事項 現行の防衛秘密に相当する事項

(イ) 外交に関する事項 主として我が国の安全保障等に関する事項

(イ) 公共の安全と秩序の維持に関する事項 主としてテロの防止等に関する事項

イ 行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

ウ 行政機関の長は、指定の際には5年を超えない範囲内でその有効期間を定め（延長可）、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

② 特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

ア 特別秘密を取り扱うことができる者は、適性評価により適性を有すると認められた行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。

イ 適性評価は、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、いわゆるテロ活動等との関係、犯罪・懲戒の経歴、経済的な状況等に関する事項についての調査を実施し、当該職員等が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

ウ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

エ 適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供を~~個人情報条項等に規定する範囲がある場合を除き~~禁止するとともに、適性評価の実施への不同意、適性を有しないと認められたこと~~を~~を理由とする不利益な取扱いを禁止する。

(2) 特別秘密の漏えい等に対する罰則

特別秘密を取り扱うことを業務とする者その他業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員による故意又は過失による漏えい、欺罔、財物の窃取等による特別秘密の取得行為並びに故意の漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。

(3) その他所要の規定を整備する。

2 留意事項

閣議決定希望時期は、平成25年3月上旬

特別秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特別秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特別秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特別秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、次の①～③に掲げる事項（公になっていないものに限る。）を特別秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

① 別表第1号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

② 別表第2号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国の安全保障等（※）に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「我が国の安全保障等」とは、⑦我が国の安全保障、④国の領域の保全又は国民の生命・身体の保護について外国との間で生じている問題の解決をいう。

③ 別表第3号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等（※）に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「テロリズム防止等」とは、⑦特定有害活動（国内外の組織によるテロ活動、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動）の抑止、④テロリズム等緊急事態（国内外の組織によるテロ活動の発生等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態）による被害の発生・拡大の防止をいう。

イ 行政機関の長は、当該行政機関と他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

- ウ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年）を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。
- エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。
- (2) 特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施
- ア 特別秘密を取り扱うことができる者は、次に掲げる者又は適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員若しくは契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。
- ・ 行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣その他職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者
 - ・ 特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する職員であって、行政機関の長又は警察本部長が確認措置（特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことを質問その他の措置により確認する措置をいう。）を講じたもの
- イ 適性評価の有効期間は、原則として5年とする。
- ウ 適性評価は、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、①特定有害活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項その他の事項についての調査を実施し、当該職員等が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。
- エ ウの①についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施する。
- オ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- カ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を当該職員等に対し通知しなければならない。
- キ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等がウの①～③についての調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがないこと等の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。
- ク 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応する。

ケ 適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供を、欠格条項等に該当する疑いがある場合を除き、禁止するとともに、適性評価の実施への不同意、適性を有しないと認められたこと、適性評価について苦情の申し出をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

2 特別秘密の漏えい等に対する罰則

(1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

ア 特別秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）

イ 業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）

(2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特別秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。

(3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 訓示的規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特別秘密を取り扱うことができる者を適性評価によってその適性を有すると認められた職員等に限定する規定は、公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

(4) 内閣法の一部改正に関する規定

内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

【第2号（外交に関する事項）】

- イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針
- ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容
- ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

【第3号（公共の安全と秩序の維持に関する事項）】

- イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究
- ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

論 点 集 (案)

論点集（案）

1. 総論		1
	(1) 秘密保護法制の検討経緯について	1
	1 自公政権時代の検討状況	
	(1) 秘密保全法制の在り方に関する検討チーム	
	(2) 情報保全の在り方に関する有識者会議	
	2 検討委員会の設置及び有識者会議の開催	
	(2) 秘密保全法制と国民の知る権利との関係について（情報公開に逆行すると の批判に対する対応）	4
	1 特別秘密は不開示情報	
	2 政府の統一的な基準による適切かつ統一的な運用の確保	
	3 拡張解釈の禁止に関する規定	
	(3) 秘密保全法制とスパイ防止法案（昭和60年第102回国会提出）との違いにつ いて	5
	1 スパイ防止法案の経緯	
	2 秘密保全法制とスパイ防止法案との主な相違点	
	3 秘密保全法制のスパイ防止効果	
2. 秘密保全法制の必要性・効果		11
	1 我が国における秘密保全に対する脅威	
	2 尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は立法事実となるのか	
	3 現行の法令では不十分な理由	
	4 秘密保全法制を整備することにより期待される効果	
	5 秘密保全法制があれば漏えい事案は防止できるか	
3. 秘密の範囲・指定		17
	(1) 秘密とすべき事項の範囲について（3分野）	17
	(2) 特別秘密の指定について	18
	1 特別秘密の指定	
	(1) 指定行為	
	(2) 指定権者	
	(3) 指定の有効期間	
	(4) 他の行政機関との共有に係る事項を指定する際の協議	
	2 一定期間経過後、自動的に秘密指定を解除することの可否	
	3 特別秘密の指定についての第三者によるコントロール	
	(3) 特別秘密の適用対象について	26
	1 民間事業者等による特別秘密の取扱い	

2	学問・研究活動との関係	
3	地方公共団体と独立行政法人	
4	立法府及び司法府を秘密保全法制の対象としないこと	
(4)	個別の事例の特別秘密該当性について	28
1	尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案等で流出したビデオ	
2	原発事故に関する情報	
3	TPPに関する情報	
(5)	諸外国の例について	29
4.	適性評価関係	30
(1)	適性評価制度の必要性について	30
(2)	適性評価制度の概要について（プライバシーの侵害ではないかとの批判に対する対応等）	31
1	対象となる者	
2	実施権者	
3	調査事項	
4	手続	
(1)	対象者の同意と調査票の提出	
(2)	対象者への面接	
(3)	第三者に対する照会等	
(4)	適性の判断	
(5)	結果・理由の通知	
(6)	苦情に対応するための仕組み	
5	個人情報の取扱い	
(3)	同意の取得の意義について（同意しなければマイナス評価を受けることが明らかであるから同意は事実上強制されているのではないかとの批判に対する対応等）	34
(4)	調査事項「特定有害活動」について（行政機関の恣意的判断により対象者の思想・信条まで踏み込んだ調査がなされるのではないかという批判に対する対応等）	35
1	趣旨	
2	「特定有害活動」を行っている具体的な団体（個別具体の政党、宗教団体、右翼団体、市民団体等は該当するのか）	
3	家族等の調査	
(1)	家族等を調査する理由	
(2)	調査事項	
(3)	同意の取得の有無	
(5)	適性評価と思想・良心、信教の自由及び法の下での平等との関係について（調査事項は広範で思想・信条まで調査されるとの批判に対する対応）	37
1	内心そのものを調査事項とせず	
2	社会的身分により適性を評価せず	
(6)	現行の秘密取扱者適格性確認制度との比較について	38

1	現行制度の概要	
2	現行制度の不十分な点	
3	秘密保全法制における対応	
※	現行制度の調査事項について	
※	同意の取得について	
(7)	諸外国（米、英、独、仏）の適性評価制度について	4 0
1	根拠	
2	対象となる者	
3	実施権者	
4	適性評価の有効期間	
5	主な調査事項	
6	同意の取得	
7	評価のプロセス	
8	結果・理由の通知	
5.	罰則	4 3
(1)	漏えい罪について	4 3
1	取扱業務者による漏えい	
(1)	故意による漏えい	
(2)	過失による漏えい	
2	業務知得者による漏えい	
(1)	故意による漏えい	
(2)	過失による漏えい	
3	その他の者による漏えい（処罰対象としない）	
4	内部告発者の処罰のおそれ	
(2)	取得罪について	4 5
1	必要性	
2	取得罪の対象行為の絞り込み	
3	法定刑	
(3)	未遂、共謀、教唆及び煽動の処罰について	4 7
1	未遂（故意の漏えい行為、取得行為）	
(1)	漏えい行為の未遂	
(2)	取得行為の未遂	
2	共謀・教唆・煽動	
(1)	共謀（故意の漏えい行為、取得行為）	
ア	漏えい行為の共謀	
イ	取得行為の共謀	
(2)	教唆（故意の漏えい行為、取得行為）	
ア	漏えい行為の教唆	
イ	取得行為の教唆	
(3)	煽動（故意の漏えい行為、取得行為）	

ア	漏えい行為の煽動	
イ	取得行為の煽動	
3	処罰範囲の明確性	
(4)	諸外国の例について	5 1
(5)	マスコミの取材の自由の制限について	5 4
1	教唆罪、取得罪と取材の自由	
2	萎縮効果	
(6)	刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について	5 6

1 総論

(1) 秘密保全法制の検討経緯について

1 自公政権時代の検討状況

(1) 秘密保全法制の在り方に関する検討チーム

- 平成 20 年 4 月（福田内閣）、官房長官決裁により、内閣官房副長官（事務）を議長とし、関係省庁の局長を構成員とする「秘密保全法制の在り方に関する検討チーム」が設置され、21 年 4 月、「秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について（案）」（以下「考え方（案）」という。）が取りまとめられた。
- 考え方（案）の内容は、現在の検討において必要に応じて参考にしているところ、この内容を含めた政府部内の未成熟な検討内容を公にすると、行政機関内部における意思決定の中立性等が不当に損なわれるおそれ等があることから、表題、「はじめに」、「最後に」、見出し、一部参考資料以外は明らかにしていない。
- なお、検討チームは、平成 22 年 12 月、「政府における情報保全に関する検討委員会」が設置されたことに伴い、廃止された。

(2) 情報保全の在り方に関する有識者会議

- 平成 21 年 7 月（麻生内閣）、検討チーム議長（内閣官房副長官（事務））決定により、同チームで検討してきた内容について各界の有識者から意見を頂くため、「情報保全の在り方に関する有識者会議」が設置された。同有識者会議は 2 回開催されたが、政権交代後、審議会等の在り方について見直しが進められ、同会議の開催は当面留保されることとなった。このため、有識者会議としてではなく、事務的な検討を進めるための勉強会が開催され、委員の方々から意見を頂いた。
- 勉強会の検討内容は、平成 22 年 5 月、検討チームの考え方（案）に対する意見書である「秘密保全のための法制の在り方について（意見書）（案）」として取りまとめられたが、政府内部の勉強会としての性格から、意見書（案）は非公表とすることが勉強会において確認されている。このため、同意見書案は、表題、見出し以外の内容を明らかにしていない。
- なお、同有識者会議は、平成 22 年 12 月、「政府における情報保全に関する検討委員会」が設置されたことに伴い、廃止された。

2 検討委員会の設置及び有識者会議の開催

- 従前までの脅威に加え、高度通信ネットワーク社会の進展に伴う情報漏えいの危険性が増大していることが顕在化したことを受け、政府における情報保全に関し、秘密保全に関する法制の在り方等について検討するため、平成 22 年 12 月 7 日、内閣総理大臣決裁により、内閣官房長官を委員長とする「政府における情報保全に関する検討委員会」が開催されることとなった。
- また、上記検討委員会における検討に資するため、各界の有識者から御意見を頂くことを目的として、平成 23 年 1 月 4 日付け検討委員会委員長決定により、「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」が開催されることとなった。

- 有識者会議は6回（平成23年1月5日、2月18日、4月8日、4月22日、5月13日、6月10日）にわたり開催され、平成23年8月8日、有識者会議の議論を取りまとめた報告書が検討委員会に提出された。
- その後、平成23年10月7日、第4回検討委員会において、当該報告書の内容を十分に尊重の上、先の通常国会への提出に向けて、秘密保全に関する法制の整備のための法案化作業を進めることを決定した。

（参考）政府における情報保全に関する検討

政府における情報保全に関する検討

秘密保全の必要性

- 外国情報機関等による情報収集活動に対し、実効力のある秘密保立法制を確立することが必要。
- 外国との情報共有推進のためには秘密保全に関する相互信頼の構築が不可欠。

「官邸における情報機能の強化の方針」(H20. 2. 14 情報機能強化検討会議)

- 構成員：内閣官房長官【議長】、内閣官房副長官(事務)、内閣危機管理監、内閣情報官 等
- 「3 情報の保全の徹底

③ 秘密保全に関する法制の在り方

…真にふさわしい法制の在り方に関する研究を継続するとともに、具体的な法整備に関しては、各種の場における議論にも留意しながら、国民の広範な理解を得ることを前提として、適切な対応をしていくことが必要である。」

秘密保立法制の在り方に関する検討チームの設置(H20. 4. 2)

- 構成員：内閣官房副長官(事務)【議長】、内閣危機管理監【副議長】、内閣情報官、関係省庁局長級職員 等
- 平成21年4月、「秘密保立法制の在り方に関する基本的な考え方について(案)」を取りまとめ。

情報保全の在り方に関する有識者会議の開催(H21. 7. 17)

- 構成員：西修委員【座長】、北岡伸一委員、寺島実郎委員、永野秀雄委員、春名幹男委員、前田雅英委員
- 上記検討チーム報告書案に対し意見を頂くために開催。

従前までの脅威に加え、高度通信ネットワーク社会の進展に伴う情報漏えいの危険性が增大していることが顕在化。

政府における情報保全に関する検討委員会の開催(H22. 12. 7)

- 構成員：内閣官房長官【委員長】、内閣官房副長官【副委員長】、内閣情報官、関係省庁局長級職員 等
- 検討委員会における検討に資するため、有識者会議を開催。

情報保全システムに関する有識者会議の開催(H22. 12. 16)

- 構成員：小池英樹委員【座長】、小屋晋吾委員、神成淳司委員、杉浦隆幸委員、中村康弘委員、羽室英太郎委員
- 平成23年7月1日、報告書「特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システムに関し必要と考えられる措置について」を検討委員会に提出。

秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の開催(H23. 1. 5)

- 構成員：縣公一郎委員【座長】、櫻井敬子委員、長谷部恭男委員、藤原静雄委員、安富潔委員
- 平成23年8月8日、報告書「秘密保全のための法制の在り方について」を検討委員会に提出。

検討委員会決定

「特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システムの強化に向けた取組の推進について」(H23. 7. 1)

- 関係省庁は、報告書の内容を十分に尊重するとともに、同報告書に掲げられた施策の着実な実行に努める。

「秘密保全に関する法制の整備について」(H23. 8. 8)

- 法制有識者報告書の内容を十分に尊重の上、次期通常国会への提出に向けて、秘密保全に関する法制の整備のための法案化作業を進める。
- 法案化作業に当たっては、国民の知る権利や取材の自由等を十分に尊重する。

(2) 秘密保全法制と国民の知る権利との関係について（情報公開に逆行するとの批判に対する対応）

1 特別秘密は不開示情報

秘密保全法制は、国の安全、外交、公共の安全及び秩序の維持（法案では、国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持）に関する不開示情報の中でも特に秘匿することが必要であるものを特別秘密として保護するものであり、特別秘密は、そもそも情報公開法の下で開示対象とされる情報に該当しない。よって、本法制の制定は、国民の知る権利を害するものではなく、情報公開推進の流れに逆行するものでもない。

2 政府の統一的な基準による適切かつ統一的な運用の確保

政府の統一的な基準を設け、本法制の適切かつ統一的な運用を確保していく。

3 拡張解釈の禁止に関する規定

本法制に近い性格を有する日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（MDA 秘密保護法）は拡張解釈の禁止に関する規定を設けており、政府として本法制の適切な運用に万全を期すべきことを明らかにする規定を設けることを検討している。

(3) 秘密保全法制とスパイ防止法案（昭和60年第102回国会提出）との違いについて

1 スパイ防止法案の経緯

自民党において、昭和60年に、秘密の外国への通報等のいわゆるスパイ行為に死刑や無期懲役といった重罰を科す「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」が国会に提出されたが、

- ① 対象となる秘密の範囲が不明確である
 - ② 処罰対象に一般人が広く含まれるおそれがある
 - ③ 罰則が重すぎる（死刑や無期懲役）
- といった点が批判され、廃案となった。

2 秘密保全法制とスパイ防止法案との主な相違点

- スパイ防止法案が外国のために秘密を探知し、又は収集し、これを外国に通報する等のスパイ行為等を防止することを目的とするのに対し、秘密保全法制は、特別秘密の保護に関し、その指定や取扱者の制限等の必要な事項を定め、特別秘密の漏えいの防止を図ることを目的としている。
- 具体的には、スパイ防止法案が、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書等で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になっていないものを国家機密としているのに対し、秘密保全法制では、自衛隊法の防衛秘密の仕組みと同様に、特別秘密に該当し得る事項を別表であらかじめ具体的に列挙した上で、高度の秘匿の必要性が認められるもののみを特別秘密に行政機関の長が個別に指定することとし、対象となる特別秘密の明確化を図ることを検討している。
- また、スパイ防止法案が漏えい行為について一般人を含めて処罰するのに対し、秘密保全法制では、特別秘密の漏えいを根元から抑止するとの基本的な考え方に基づき、業務により特別秘密を取り扱う者による漏えい行為を処罰することを基本的な考え方としている。
- その法定刑についても、スパイ防止法案が死刑や無期懲役といった罰則を設けているのに対し、秘密保全法制では、刑事特別法及び MDA 秘密保護法における刑の上限が懲役 10 年であることなどを考慮し、死刑や無期懲役といった罰則は想定していない。

3 秘密保全法制のスパイ防止効果

一般に、外国のために非公然又は非合法に行われる各種の情報収集、工作活動をスパイ行為と称するものと理解しているが、秘密保全法制においても、スパイ行為に対して特別秘密漏えいの教唆罪や独立教唆罪が適用可能であり、更には欺罔、財物の窃取等による特定取得行為を処罰することを検討しており、相応のスパイ防止効果が期待できる。

(参考) 国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案
報告書とスパイ防止法案の対照表
法律案とスパイ防止法案の対照表

○ 国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、外国のために国家秘密を漏らし、又は収集し、これを外国に通報する等のスパイ行為等を防止することにより、我が国の安全に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国家秘密」とは、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になつていないものをいう。

(国家秘密保護上の措置)

第三条 国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、国家秘密について、標記を付し、関係者に通知する等国家秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たり、国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、国家秘密を国の行政機関以外の者に取り扱わせる場合には、これを取り扱う者に対し国家秘密であることを周知させるための特別な配慮をしなければならない。

(罰則)

第四条 次の各号の一に該当する者は、死刑又は無期懲役に処する。

一 外国(外国のために行動する者を含む。以下この条、次条及び第六条において同じ。)に通報する目的をもって、又は不当な方法で、国家秘密を漏らし、又は収集した者で、その漏らし、又は収集した国家秘密を外国に通報し、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせたもの。

二 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知り、又は保有した国家秘密を外国に通報し、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせたもの。

第五条 次の各号の一に該当する者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

一 外国に通報する目的をもって、又は不当な方法で、国家秘密を漏らし、又は収集した者で、その漏らし、又は収集した国家秘密を外国に通報したものの。

二 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知り、又は保有した国家秘密を外国に通知したものの。

三 前条第一号又は第二号に該当する者を除き、国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせた者。

第六条 次の各号の一に該当する者は、二年以上の有期懲役に処する。

一 外国に通報する目的をもって、国家秘密を漏らし、又は収集した者。

二 前条第一号又は第二号に該当する者を除き、国家秘密を外国に通報した者。

第七条 次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 不当な方法で、国家秘密を漏らし、又は収集した者。

第十一条 第五条(同条第三号に係る部分を除く。)の罪の予備又は陰謀をした者は、十年以下の懲役に処する。

2 第六条の罪の予備又は陰謀をした者は、七年以下の懲役に処する。

3 第七条の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

4 第八条の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。

5 第五条(同条第三号に係る部分を除く。)の罪を犯すことを教唆し、又はせんと欲した者は、第一項と同様とし、第六条の罪を犯すことを教唆し、又はせんと欲した者は、第二項と同様とし、第七条の罪を犯すことを教唆し、又はせんと欲した者は、第三項と同様とし、第八条の罪を犯すことを教唆し、又はせんと欲した者は、第四項と同様とする。

6 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を遂行した場合において、刑罰(明治四十年法律第四十五号)總則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

(自首規定)

第十二条 第六条第一号、第七条第一号、第九号又は前条第一項から第四項までの罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

(国外犯)

第十三条 第四条から第十号まで及び第十二条第一項から第五項までの罪は、刑法第二十一条の例に従う。

(この法律の解釈適用)

第十四条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的権利を不当に害するようなことがあつてはならない。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表(第二条関係)

- 一 防衛のための機密等に関する事項
- イ 防衛のための機密、能力若しくは行動に関する機密、方針若しくは計画又はその実施の状況
- ロ 自衛隊の編成又は組織
- ハ 自衛隊の部隊の任務、配備、行動又は教育訓練
- ニ 自衛隊の施設の構造、性能又は強度
- ホ 自衛隊の部隊の機密、通信の内容又は暗号
- ヘ 防衛上必要な外国に関する情報
- 二 自衛隊の任務の遂行に必要な機密品及び資料に関する事項
- イ 機密品、機密資料、機密品及び資料(以下「機密品等」という。)の構造、性能若しくは製作、保管若しくは修理に関する技術、使用の方法又は品目及び数量
- ロ 機密品等の研究開発若しくは実験の計画、その実施の状況又はその成果
- 三 外交に関する事項
- イ 外交上の方針
- ロ 外交交渉の内容
- ハ 外交上必要な外国に関する情報
- ニ 外交上の通信に用いる暗号

国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案 報告書 対照表

対象となる秘密	国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案 ※ 自民党が昭和60年第102回国会に提出し、同年第103回国会で廃案	秘密保全のための法制の在り方について (報告書) ※ 平成23年8月8日 秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議
秘密の対象となる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家秘密 防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画、又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になっていないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別秘密 行政機関についての別表に掲げる事項であって、公になっていないものうち、国の安全上、外交上、公共の安全及び秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの
秘密の管理のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 標記・通知等の秘密の保護上必要な措置(政令に委任) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 標記・通知による指定 ○ 指定の有効期間・解除 ○ 取扱者の適性評価(セキュリティ・クリアランス) ○ 秘密の作成・取得から廃棄・移管までの各段階における保全措置等
我が国が外国通報による危害の生起を危惧する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国通報目的又は不当な方法により探知収集した国家秘密…①【死刑又は無期懲役】 ○ 国家秘密を取り扱うことを業務とする者…② 【死刑又は無期懲役】 ○ ①②以外の者 【無期又は3年以上の懲役】 ○ 外国通報目的又は不当な方法により探知収集した国家秘密…③【無期又は3年以上の懲役】 ○ 国家秘密を取り扱うことを業務とする者…④ 【無期又は3年以上の懲役】 ○ ③④以外の者 【2年以上の懲役】 	
外国通報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国通報目的による探知収集 【2年以上の懲役】 ○ 不当な方法による探知収集 【10年以下の懲役】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理侵害行為又は詐欺等行為による特別秘密の取得(特定取得行為)【5年/10年以下の懲役】【罰金刑の任意的併科】 ○ 業務により特別秘密を取り扱う者(取扱業務者・業務知得者)【5年/10年以下の懲役】【罰金刑の任意的併科】
取得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家秘密を取り扱うことを業務とする者…⑤ 【10年以下の懲役】 ○ ⑤以外の者 【5年以下の懲役】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務により特別秘密を取り扱う者(取扱業務者・業務知得者)
漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家秘密を取り扱うことを業務とする者…⑥【2年以下の懲役又は20万以下の罰金】 ○ 業務により国家秘密を知得・領有した者(⑥を除く)【1年以下の懲役又は10万以下の罰金】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未遂・予備・陰謀・教唆・せん動
過失漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未遂・予備・陰謀・教唆・せん動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未遂・共謀・独立教唆・煽動
その他		

(注)「外国」には、「外国のために行動する者」が含まれる。

国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案・特別秘密の保護に関する法律案 対照表①

— 秘密の範囲・管理上の措置 —

定義要件	国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案 ※ 自民党が昭和60年第102回国会に提出 → 同年第103回国会で廃案	特別秘密の保護に関する法律案
○ 国家秘密 防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画、又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になつていないもの	○ 防衛のための態勢等に関する事項 イ 防衛のための態勢、能力若しくは行動に関する構想、方針若しくは計画又はその実施の状況 ロ 自衛隊の部隊の編成又は装備 ハ 自衛隊の部隊の任務、配備、行動又は教育訓練 ニ 自衛隊の施設の構造、性能又は強度 ホ 自衛隊の部隊の輸送、通信の内容又は暗号 ヘ 防衛上必要な外国に関する情報 ○ 自衛隊の任務の遂行に必要な装備品及び資材に関する事項 イ 装備品等(※)の構造、性能若しくは製作、保管若しくは修理に関する技術、使用の方法又は品目及び数量 ロ 装備品等の研究開発若しくは実施の計画、その実施の状況又はその成果	○ 特別秘密 我が国の防衛、外交又は公共の安全及び秩序の維持に関する別表に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なもの ○ 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究 ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究 ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量 ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号 チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの 又 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。)
防衛	○ 外交に関する事項 イ 外交上の方針 ロ 外交交渉の内容 ハ 外交上必要な外国に関する情報 ニ 外交上の通信に用いる暗号	○ 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針 ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容 ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報 ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力 ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号 ○ 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究 ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
外交	○ 公共の安全及び秩序の維持	○ 標記・通知による指定 ○ 指定の有効期間・解除 ○ 適性評価制度 ○ その他特別秘密の保護上必要な措置(政令に委任) 等
管理上の措置	○ 標記・通知等の秘密の保護上必要な措置(政令に委任)	○ 標記・通知による指定 ○ 指定の有効期間・解除 ○ 適性評価制度 ○ その他特別秘密の保護上必要な措置(政令に委任) 等

(※)「装備品等」とは、「艦船、航空機、武器、弾薬、通信器材、資材その他の装備品及び資材」を指す。

国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案・特別秘密の保護に関する法律案 対照表②

— 対象行為と罰則 —

		特別秘密の保護に関する法律案
外国通報による我が国の安全を著しく害する危険の生起	外国通報	<p>国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案 ※ 自民党が昭和60年第102回国会に提出 → 同年第103回国会で廃案</p> <p>○ 外国通報目的又は不当な方法により探知収集した国家秘密…① 【死刑又は無期懲役】</p> <p>○ 国家秘密を取り扱うことを業務とする者…② 【死刑又は無期懲役】</p> <p>○ ①②以外の者 【無期又は3年以上の懲役】</p> <p>○ 外国通報目的又は不当な方法により探知収集した国家秘密…③ 【無期又は3年以上の懲役】</p> <p>○ 国家秘密を取り扱うことを業務とする者…④ 【無期又は3年以上の懲役】</p> <p>○ ③④以外の者 【2年以上の有期懲役】</p> <p>○ 外国通報目的による探知収集 【2年以上の有期懲役】</p> <p>○ 不当な方法による探知収集 【10年以下の懲役】</p> <p>○ 国家秘密を取り扱うことを業務とする者…⑤ 【10年以下の懲役】</p> <p>○ ⑤以外の者 【5年以下の懲役】</p> <p>○ 国家秘密を取り扱うことを業務とする者…⑥ 【2年以下の禁錮又は20万以下の罰金】</p> <p>○ 業務により国家秘密を知得・領有した者(⑥を除く) 【1年以下の禁錮又は10万円以下の罰金】</p> <p>○ 未遂・予備・陰謀・教唆・せん動</p>
	取得	<p>○ 欺罔、財物の窃取、施設への侵入、いわゆる盗聴・盗撮行為等による取得行為 【10年以下の懲役】【100万円以下の罰金刑の任意的併科】</p> <p>○ 特別秘密を取り扱うことを業務とする者…① 【10年以下の懲役】【100万円以下の罰金刑の任意的併科】</p> <p>○ 業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員(①を除く) 【5年以下の懲役】【50万円以下の罰金刑の任意的併科】</p> <p>○ 特別秘密を取り扱うことを業務とする者…② 【2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金刑】</p> <p>○ 業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員(②を除く) 【1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金刑】</p>
漏えい	<p>○ 未遂・共謀・独立教唆・煽動</p>	
過失漏えい		
その他		

(注) 「外国」には、「外国のために行動する者」が含まれる。

2 秘密保全法制の必要性・効果

1 我が国における秘密保全に対する脅威

- 外国情報機関等から工作を受けた公務員が情報を漏えいする事案は、検挙数こそ多くないものの、平成20年には内閣情報調査室職員が在日ロシア大使館員に情報を漏えいする事件が起きており、この種の事案の検挙が必ずしも容易でないことや、外国情報機関等が活動を停止した証左もないことに鑑みると、外国情報機関等への情報漏えいの脅威は依然として高いレベルで存在するものと考えられる。
- また、近年のインターネットの普及によりパソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになった中で情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がっていると考えられるが、インターネット上への情報の漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大であって、対策が急務である。

(参考) 過去の主要な漏えい事件等の概要

政府機関、防衛産業に対する標的型サイバー攻撃の事例(報道等を基に作成)

2 尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は立法事実となるのか

尖閣ビデオ流出事案は、政府部内にとどまるべき情報として位置付けられていた資料を、一職員が独断でインターネットを利用して容易に広く流出させたものであり、本事案は、インターネットの普及により情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったこと、インターネット上への情報の漏えいの被害が極めて甚大であって対策が急務であることを示すものである。

(なお、同事案で流出したビデオが特別秘密に該当するか否かについては3(4)参照。)

3 現行の法令では不十分な理由

秘密保全に関する我が国の現行法令をみると、防衛の分野では、自衛隊法上の防衛秘密や、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法上の特別防衛秘密に関する保全制度があるが、必ずしも包括的なものではない上、防衛以外の分野ではそのような法律上の制度がない。また、国家公務員法等において一般的な守秘義務が定められているが、秘密の漏えいを防止するための管理に関する規定がない上、守秘義務規定に係る罰則の懲役刑が1年以下とされており、その抑止力も十分とはいえない(※)。

(※) 国家公務員法の改正ではなく新法を作ることが必要な理由

国家公務員法は主に行政内部の服務規律の維持を目的として守秘義務を定めており、罰則の引上げが必ずしも容易でない上、委託先の民間業者に守秘義務を課することが困難であるなど、秘密保全のための法制の受け皿として適当でない。

このため、国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密の漏えいの防止を図る観点から、自衛隊法の防衛秘密制度を基に、対象となる秘密の範囲の拡大、適性評価制度の法制化及び罰則の強

化を新規立法の形式で行うことが適当であると考えられる。

4 秘密保全法制を整備することにより期待される効果

- 外国情報機関等による情報収集活動等に対し、実効力ある秘密保全制度が確立される。
- 特別秘密を関係省庁で共有するための制度が整備され、政府における情報機能の強化に不可欠な政府部内の情報共有が促進される。
- 秘密保全に係る外国との信頼が強固なものとなり、外国との情報共有が進展する。

5 秘密保全法制があれば漏えい事案は防止できるか

- 秘密保全法制の整備により、適性評価制度を導入し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者からあらかじめ除外するなど特別秘密の管理の厳格化を図るほか、特別秘密の漏えい罪等を設け、これに相当程度重い罰則を科すこととすれば、特に秘匿を要する政府の重要な情報の漏えい事案の発生を防止する効果が相当程度期待できる。
- また、秘密保全のためには、法制の整備と並行して、情報システムの改善等を含む諸対策を総合的に実施していくことが重要である。特に、情報保全システムについては、情報保全システムに関する有識者会議が平成23年7月に政府における情報保全に関する検討委員会に提出した報告書に掲げられた施策について、関係6省庁（内閣情報調査室、警察庁、公安調査庁、外務省、海上保安庁及び防衛省）が実施計画を作成し、その着実な実施に努めているところである。

（参考）

- ・ 情報システムに必要と考えられる措置
- ・ 特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システムの強化に向けた取組の推進について（平成23年7月1日政府における情報保全に関する検討委員会決定）

過去の主要な情報漏えい事件等の概要

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボガチョンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したものの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊法違反（懲役10月） ○ 懲戒免職
シェルコノゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長（元航空自衛官）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したものの	<ul style="list-style-type: none"> ○ MDA秘密保護法違反（起訴猶予処分）
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したものの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用（起訴猶予処分）
イージスシステムに係る情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官3名に渡り、更に他の自衛官に渡ったものの	<ul style="list-style-type: none"> ○ MDA秘密保護法違反（懲役2年6月猶予4年） ○ 懲戒免職
内閣情報調査室職員による情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したものの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員法違反（収賄）（起訴猶予処分） ○ 懲戒免職
尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官（巡視艇乗組員）が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたものの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員法違反（起訴猶予処分） ○ 停職12か月（辞職）
国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案		国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	

政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例（報道等を基に作成）

<p>平成23年 7月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省四国地方整備局のパソコンがウィルスに感染し、感染したパソコンを経由して同整備局のネットワークにログインするためのID及びパスワードがサーバから抜き取られた可能性があるほか、合計886名分の個人情報流出したおそれがある。 ・ 衆議院議員が、メールの添付ファイルを開いたため、パソコンやサーバー内の情報を外部サイトに送信する「トロイの木馬」と呼ばれるウィルスに感染した。 ・ 防衛大臣（当時）を含む参議院議員7人に「トロイの木馬」型のウィルスが仕組まれた標的型メールが送信されたが、感染しておらず、情報流出は確認されていない。 ・ 総務省において、東日本大震災に関連する件名のメールの添付ファイルを開いたため、複数のパソコンが「トロイの木馬」型ウィルスに感染。外部への情報流出等については調査中だが、感染したパソコンが米国のサイトに繰り返しアクセスしていた模様。
<p>平成23年 8月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三菱重工業の約80台のサーバやパソコンがウィルスに感染し、何らかのデータの一部が社外に流出した可能性があることが確認された。しかし、10月24日時点で防衛や原子力に関する保護すべき情報が社外へ流出したことは確認されていない。 ・ 防衛関連企業が加盟する社団法人「日本航空宇宙工業会」のパソコンがウィルスに感染し、盗み取られたメールを基に、偽装されたウィルスメールが川崎重工に送付された。そのメールには、米国内のサイトに強制接続させる不正なプログラムが仕組まれていたが、すぐに接続を遮断したため、情報流出は免れたとされる。
<p>平成23年 9月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ IHI、三菱電機に対してサイバー攻撃がなされた（感染の時期等は不明）。三菱電機は、添付ファイルを開けると外部に強制接続して端末内の情報を抜き取る標的型メールによる攻撃を受け、一部の端末がウィルスに感染したとされる。 ・ 9月中旬、内閣官房の職員に、外部からの情報抜き取りを狙った標的型攻撃メールが複数送信され、コンピューター1台がウィルスに感染したが、情報流出は確認されていない。
<p>平成23年10月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の在外公館において、情報の窃取を目的にした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。 ・ 国土地理院において、観測データを扱うサーバーがサイバー攻撃を受け、IDとパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。

情報保全システムに必要と考えられる措置

必要と考えられる措置	漏洩防止のための対策 (直接的に漏洩を防ぐ)	事後調査のための対策 (事後追及、被害拡大防止)
1 端末のデータの書き出し対策	電磁的記録媒体への書き出し制限	電磁的記録媒体への書き出しログ
2 印刷・コピー対策	印刷・コピーの制限	印刷ログ
3 電子機器及び紙の持ち出し及び持ち込み対策	電子機器及び紙の持ち出し及び持ち込みの制限	入退館等のログ
4 外部への通信制御	外部への通信制限	外部との通信ログ
5 アクセス制御	アクセス制限	<ul style="list-style-type: none"> ・個人認証ログ ・端末・サーバ内のアクセスログ ・端末・サーバ間の通信ログ
6 出張時の通信対策	出張時に使用する端末及び通信回線の制限	-

特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システムの
強化に向けた取組の推進について

平成23年7月1日
政府における情報保全に
関する検討委員会決定

- 1 関係6省庁（内閣情報調査室、警察庁、公安調査庁、外務省、海上保安庁及び防衛省。以下同じ。）は、平成23年7月1日に情報保全システムに関する有識者会議が取りまとめた報告書「特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システムに関し必要と考えられる措置について」の内容を十分に尊重するとともに、同報告書別添3に掲げられた施策の実施計画を同年8月末を目指して作成し、着実な実行に努めること。
- 2 関係6省庁は、上記1の実施計画を直近の当検討委員会に報告すること。
また、内閣情報調査室は、定期的にその実施状況を取りまとめ、当検討委員会に報告すること。

3 秘密の範囲・指定

(1) 秘密とすべき事項の範囲について(3分野)

- 政府の果たすべき最も重要な責務が国及び国民の安全の確保であることに鑑みれば、防衛秘密のように、国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密は保護の対象とされるべきであると考えられる。このため、秘密保全法制の整備に当たっては、有識者会議の報告書も踏まえ、我が国の防衛に加え、外交、公共の安全と秩序の維持を対象となる秘密の範囲に含めることを検討している。
- 国及び国民の安全の確保のためには、外交活動により国際社会において我が国の安全保障等を確保することが重要であるところ、外交に関する秘密が漏えいした場合、外国との信頼関係が損なわれること等により、我が国の安全保障等に支障が生じ、国及び国民の安全の確保に影響を及ぼすおそれがある。このため、外交に関する一定の事項を保護の対象とする必要がある。
- また、米国同時多発テロのようなテロ行為や、我が国の安全に関する秘密を不当に取得しようとする外国による諜報活動といった国及び国民の安全を脅かし得る行為は、公共の安全と秩序を維持するための活動により抑止・排除する必要があるところ、その活動に関する秘密が漏えいした場合、テロ行為等の抑止・排除に支障が生じ、国及び国民の安全の確保に影響を及ぼすおそれがある。このため、公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項を保護の対象とする必要がある。

(2) 特別秘密の指定について

1 特別秘密の指定

(1) 指定行為

- 本法制の対象とする特別秘密については、厳格な保全措置の対象とするものであるから、対象となる範囲を明確に特定することが適当である。このため、標記(標記が困難な場合は通知)による指定を要件とすること、すなわち、特別秘密については、実質秘であることを前提に、要式行為たる指定行為により保全対象たる秘密の外縁を明確化し、その範囲で厳格な管理を行うことを検討している。
- 具体的には、特別秘密は、防衛秘密と同様、㉑別表各号該当性、㉒非公知性、㉓特段の秘匿の必要性、㉔指定の4要件を充足する必要があることを検討している。これは、実質秘のうち特に秘匿の必要性が高いものを抽出・明確化するための手段として㉔指定の制度を導入した上で、指定の裁量の幅を狭めるために、類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を別表各号に列挙した上で、㉑及び㉓を要件とすることを検討している。

(参照条文) 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。

2~4 (略)

(2) 指定権者

- 秘密指定は、秘密指定の作成・取得の主体である行政機関の長が行うこととすることを検討している。
- 行政機関については、情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法の例を参考に規定することを検討している。

(参考) 情報公開法における「行政機関」の規定例

(3) 指定の有効期間

高度の秘匿の必要性がなくなった情報がなお特別秘密扱いされる弊害を防止するための制度的担保としては、指定の有効期限を定め、一定期間ごとに指定の要否を再検討する機会を設ける更新制が有効な手段のひとつと考えられることから、指定に有効期間(5年間)を設けることを検討している。なお、防衛秘密制度においては、指定の有効期間は設けられていない。

(4) 他の行政機関との共有に係る事項を指定する際の協議

複数の行政機関の共有に係る事項については、特別秘密の指定を行い得る行政機関の長が複数存在することから、指定は共有行政機関間の調整を経て行われるべきであり、そのための仕組み（行政機関の長は、当該行政機関と他の行政機関との共有事項を特別秘密に指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議し、同意を得る）を設けることを検討している。

2 一定期間経過後、自動的に秘密指定を解除することの可否

特別秘密の指定に有効期間を設けることを検討しているが、特別秘密の指定は事項ごとに個別具体的に判断すべきであり、一定期間経過後、自動的に秘密指定を解除するものとするのは困難であると考えている（※）。

（※）延長回数や通算有効期間に制限を設けている米国においても、一定の例外を設けている。

（参考）米国における秘密指定制度（大統領命令第 13526 号）

3 特別秘密の指定についての第三者によるコントロール

- 政府の統一的な基準を設けることにより、本法制の適切かつ統一的な運用を確保していく。また、万が一にも不適切な運用が行われないう、法律の拡張解釈を禁止する規定を置くことを検討している。
- 諸外国においては、政府から議会に伝達された秘密について、議員が守秘義務に違反して漏えいした場合には罰則が適用され得ることとなっているが、我が国の国会議員にはそもそも法律上守秘義務が課せられていない。特別秘密に係る国会議員の守秘義務の在り方については、行政府とは独立の地位を有する立法府の在り方の根幹に関わることから、立法府に委ねることが適当であり、守秘義務が前提となる国会によるコントロールの在り方についても、立法府の検討に委ねることが適当である。

（参考）立法府及び司法府における守秘義務一覧

（参考 1）「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」（抜粋・要約）

諸外国（米、英、独、仏）の立法府及び司法府における秘密保全

（立法府）

1 アメリカ

情報委員会（上下各院に設置され、15名以下の上院議員、21名以下の下院議員から構成される。）において、政府のインテリジェンス活動の調査を行い、その諸活動についての報告を受ける。

2 イギリス

情報保安委員会（内閣府職員が事務局を務め、議会の機関ではないが、上下両院の議員9名で構成される。）において、情報機関の支出、運営及び政策の審査等を行う。

3 ドイツ

連邦議会監視委員会（特別法に基づき設置され、連邦議員9名で構成される。）において、連邦政府から活動内容・重要案件等の報告を受ける。

4 フランス

議会情報委員会（2007年に新設された上下両院合同の委員会で、上下両院議員各4名で構成される。）において、情報機関の一般的な活動及び会計・組織を精査する。

（参考2）「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」（抜粋）

この点、まず、立法府については、国会議員にはそもそも法律上守秘義務が課せられておらず、また、憲法上、議院で行った発言について免責特権が認められている。

このようなことに鑑みれば、特別秘密に係る国会議員の守秘義務の在り方を検討するためには、国会議員の活動の在り方も踏まえつつ、立法府における秘密保全の在り方全般と特別秘密の保全の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する立法府の在り方の根幹に関わることから、立法府に委ねることが適当と考えられる。

米国における秘密指定制度（大統領命令第 13526 号）

<p>秘密となる情報</p>	<p>対象 米国政府が保有し、作成し、若しくは米国政府のために作成され、又は米国政府の管理下にある情報</p> <p>事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①軍事計画、武器システム、作戦 ②外国政府情報 ③非公然活動を含むインテリジェンス活動、インテリジェンスの情報源・手段又は暗号 ④米国政府の外交関係又は外交活動（秘密の情報源を含む） ⑤国家安全保障に関する科学的、技術的又は経済的事項 ⑥米国政府による核物質又は核施設の防護計画 ⑦国家安全保障に関するシステム、設備、施設、事業、計画又は保全措置の脆弱性又は能力 ⑧大量破壊兵器の開発、製造又は利用
<p>秘密区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①機密（Top Secret）：不当な開示が国家安全保障に著しく深刻な損害を招くと合理的に予想されるもの ②極秘（Secret）：不当な開示が国家安全保障に深刻な損害を招くと合理的に予想されるもの ③秘（Confidential）：不当な開示が国家安全保障に損害を招くと合理的に予想されるもの
<p>指定権者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①大統領、副大統領 ②大統領が指名した行政機関の長及び職員 ③指定権限を委任された米国政府の職員
<p>秘密指定期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○指定権者は、指定の際、国家安全保障上秘匿する必要性に基づき、解除する特定の日又は事由を定めなければならない。 ○指定日から <u>10 年を超えない範囲内で解除する特定の日又は事由を定めることが困難な場合には、指定日から 10 年後に解除するものとする。ただし、国家安全保障上秘匿する必要がある場合には、指定日から 25 年を超えない範囲で解除する日又は事由を定めることができる。</u> ○指定権者は、作成から <u>25 年を超えない範囲内で秘密指定期間を延長し、又は再指定することができる。</u> ○いかなる情報も、無期限に秘密指定することはできない。
<p>異議申立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○秘密を取り扱う者は、当該秘密の指定が不相当と考える場合、行政機関の長が定めるところにより異議を申し立てることができる。（異議申立てに対する行政機関の決定については、秘密指定に関する省庁間上訴委員会（※1）に訴えることが可能）
<p>解除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○指定の要件を欠くに至った場合、速やかに解除しなければならない。 ○作成から 25 年を経過し、歴史的価値を有する秘密文書については、<u>次に掲げる 9 項目に該当するものを除き、作成から 25 年を経過したときに自動的に解除される。</u> ①秘密の人的情報源、外国政府若しくは国際機関の情報機関との関係その他の情報源に関する情報、又はインテリジェンスの方法（開発中のものを含む）の有効性を害する情報 ②大量破壊兵器の開発、製造又は利用に資する情報 ③暗号に係るシステム又は活動を害する情報 ④米国の武器システムへの最新技術の応用を害する情報

解除	<p>⑤正式な現行の軍事計画、又は過去の軍事計画における作戦・戦術的内容であって現行計画にも盛り込まれているもの</p> <p>⑥外国政府との関係や現在の外交活動に深刻な損害を与える情報（外国政府情報を含む）</p> <p>⑦大統領、副大統領その他国家安全保障の観点から警護することが認められた者に対する米国政府の警護能力を害する情報</p> <p>⑧国家安全保障上の緊急対応計画に深刻な損害を与え、又は、国家安全保障に関するシステム、設備又は施設の脆弱性を明らかにする情報</p> <p>⑨法律、条約又は国際合意が25年の自動解除を認めない場合</p> <p>○上記9項目に関する秘密情報については、作成から50年を超えない範囲内で解除しなければならない。ただし、<u>秘密の人的情報源若しくは大量破壊兵器の主要設計に関する情報又は秘密指定に関する省庁間上訴委員会の承認を得た情報については、75年を超えない範囲内で解除しなければならない。</u>なお、<u>75年を超えて秘密指定する必要がある場合には、秘密指定に関する省庁間上訴委員会の承認を得なければならない。</u></p> <p>○行政機関は、自動解除から除外される秘密情報について、国家秘密解除センター（※2）の示す優先順位を踏まえ、系統的に秘密指定を見直さなければならない。</p> <p>○秘密文書の特定が可能な形で秘密指定解除請求（何人も可能）がなされた場合、行政機関は秘密指定を見直し、指定の要件を満たさない場合には解除しなければならない。（解除請求に対する行政機関の決定について、秘密指定に関する省庁間上訴委員会に訴えることが可能）</p> <p>○情報保全監督局長（※3）は、行政機関に対する実地検査を行うことができる。（秘密情報へのアクセスが国家安全保障上の著しい危険をもたらす場合、行政機関の長等は大統領にアクセス拒否を上申できる）また、本大統領命令に違反して秘密指定されていると認める場合には、当該指定を行った行政機関に指定の解除を求めることができる。（当該要求に対し、行政機関は大統領に上訴が可能）</p> <p>○秘密指定の期間が25年を超える歴史的価値のない記録については、当該記録を廃棄する日をもって解除するものとする。</p>
管理	<p>○秘密情報へのアクセスの要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関の長等がアクセスの適性を有すると認めていること ・非開示同意書への署名 ・当該情報を知る必要性（Need-to-know）があること <p>○行政機関の長は、秘密情報を取り扱わせるにあたって、適切な保護の確保及び無権限者によるアクセス防止に努めなければならない。</p> <p>○アクセス要件を満たす他の行政機関の職員に秘密情報を伝達する場合には、当該情報を作成した行政機関の同意を要しない。ただし、作成した行政機関が、第三者への伝達について事前の協議を求めている場合はこの限りでない。</p> <p>○外国政府情報について、当該情報を提供した外国政府や国際機関が求める保護と少なくとも同等の水準で保護しなければならない。</p>

※1 秘密指定に関する省庁間上訴委員会：1995年、大統領命令第12958号に基づき設置。関係行政機関（国務省、国防総省、司法省、国立公文書館、国家情報長官府及び国家安全保障担当大統領補佐官）の長が指名した者によって構成。委員長は、大統領が指名。

本大統領命令に基づき、①秘密指定に関する訴えの裁定、②自動解除の適用除外に関する承認、③秘密指定解除請求に関する訴えの裁定等を行うこととされている。

※2 国家秘密解除センター： オバマ大統領が 2009 年に本大統領命令に基づき国立公文書館に設置。国立公文書館長が、國務長官、国防長官、エネルギー省長官、国土安全保障省長官、司法長官、国家情報長官と協議して、センター長を指名。

本センターは、①秘密指定の迅速化、②解除に関する優先順位の策定、③解除に関する統一的な研修の実施を主な任務としており、国立公文書館に移管されている秘密文書の解除について、関係行政機関に対する照会などを実施している。

※3 情報保全監督局長： 1978 年、大統領命令第 12065 号に基づき国立公文書館に設置された情報保全監督局長の長。国立公文書館長が大統領の承認を得て指名。

国立公文書館長の監督の下、①本大統領命令の実施に必要な規則の制定、②行政機関による施行状況の監督、③行政機関に対する実地検査、④行政機関に対する本大統領命令違反の秘密指定の解除要求、⑤本大統領命令に基づく秘密指定制度に対する苦情処理等を行う。

情報公開法における「行政機関」の規定例（平成24年9月19日現在）

※ 法案においては、適用対象となる国の行政機関の範囲及び単位について情報公開法に規定される「行政機関」と同様の定義とした。

1号	<p>○ 「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関」 内閣官房、内閣法制局、安全保障会議、中心市街地活性化本部、地球温暖化対策推進本部、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、知的財産戦略本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、国家公務員制度改革推進本部、総合特別区域推進本部、復興庁、社会保障制度改革国民会議、原子力防災会議</p> <p>○ 「法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関」 人事院</p>
2号	<p>○ 内閣府 ○ 宮内庁 ○ 「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）」 公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、消費者庁</p>
3号	<p>○ 「国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）」 総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省</p>
4号	<p>○ 「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、」 「政令で定めるもの」 警察庁が想定される（政令ではなく、法律で規定）。</p>
5号	<p>○ 「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」 検察庁が想定される。</p>
6号	<p>○ 会計検査院</p>

○立法府及び司法府における守秘義務一覧

		守秘義務	罰則	備考
立法府	国会議員	×	— ※	憲法及び国会法に規定されている秘密会において公表しないとされたものを他に漏らした者について、参議院規則（昭和22年議決）では院内の懲罰規定が整備されている（同規則第236条、国会法第63条）が、衆議院規則には同様の規定はない。 ※両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない（日本国憲法第51条）
	国会職員	○	×	
		国会職員法（昭和22年法律第85号）第19条		
司法府	裁判官	○	×	裁判官には官吏服務紀律により職務上知り得た秘密に守秘義務が課せられているが、高度な職業倫理に基づく行動ができる又は期待でき、それを担保するものとして弾劾裁判又は分限裁判の手續が設けられていることから、罰則で担保された守秘義務は課せられていない。（平成16年4月9日の衆議院法務委員会における司法制度改革推進本部事務局長答弁）。
			官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）第4条第1項	
	裁判所職員	○	○	
		裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）		

(3) 特別秘密の適用対象について

1 民間事業者等による特別秘密の取扱い

- 民間事業者及び大学（民間事業者等）が行政機関から事業委託を受ける場合には、当該事業が行政機関の意思決定の下でその活動の一環として実施されるものであることから、当該事業において作成・取得される情報は、行政機関が自ら作成・取得する情報と同視し得る。そして、民間事業者等は任意の契約により事業委託を受けるのであるから、当該事業に関して特別秘密の保全義務を課すことも許容される。このため、契約により特別秘密を取り扱うこととなる事業委託を受けた場合に限り、民間事業者等も本法制の適用対象とすることを検討している。
- 契約により事業委託を受けた場合には、民間事業者等は本法制に従った手続及び方法により特別秘密に係る文書・図画・物件の作成、運搬、保管、廃棄等を行うことを求められるなど厳格な物的管理を行うことを要求され、その職員のうち特別秘密を取り扱うことを業務とするものは適性評価制度の対象となるとともに、特別秘密の漏えいについて罰則の対象となる。

2 学問・研究活動との関係

大学を含む民間事業者等が作成・取得する情報については本法制の適用対象としない。ただし、民間事業者等も、任意の契約により特別秘密を取り扱うこととなる事業委託を受けた場合に限り、当該事業に関して特別秘密の保全義務を負うことになる。

3 地方公共団体と独立行政法人

- 都道府県警察は警察庁の所掌事務を遂行する上で警察庁長官の指揮を受けて特別秘密を取扱いの業務を行うほか、特別秘密に係る犯罪の捜査といった所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱うことが想定されるため、都道府県警察については本法制の適用対象とする一方、都道府県警察以外の地方公共団体については、特別秘密を取り扱うことは想定されないため、法制の適用対象としない方向で検討している。
- 独立行政法人については、国が自ら主体となって直接に実施する必要がない事務を実施する機関であって、特別秘密を国から独立して保有することが想定されないことから、本法制の適用対象となる行政機関には含めない方向で検討している。ただし、民間事業者等と同様に、契約により特別秘密を取り扱うこととなる事業委託を受けた場合に限り、独立行政法人についても本法の対象とする方向で検討している。

4 立法府及び司法府を秘密保全法制の対象としないこと

- 立法府については、国会議員にはそもそも法律上守秘義務が課せられておらず、また、憲法上、議院で行った発言について免責特権が認められている。このようなことに鑑みれば、特別秘密に係る国会議員の守秘義務の在り方を検討するためには、

国会議員の活動の在り方も踏まえつつ、立法府における秘密保全の在り方全般と特別秘密の保全の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する立法府の在り方の根幹に関わることから、立法府に委ねることが適当と考えられる。

- 司法府については、裁判官には罰則を伴う守秘義務が設けられていない一方、弾劾裁判及び分限裁判の手續が設けられている。特別秘密に係る裁判官の守秘義務の在り方を検討するためには、上記のことも踏まえ、司法府における秘密保全の在り方全般と特別秘密の保全の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する司法府の在り方に多大な影響を及ぼし得るため、司法制度全体への影響を踏まえて別途検討されることが適当と考えられる。

(4) 個別の事例の特別秘密該当性について

1 尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案等で流出したビデオ

特別秘密の指定は、現にその情報を取り扱う行政機関の長が、諸般の情勢を勘案してその必要性を決定すべきものであり、当該ビデオが特別秘密に該当するか否かについて断定することは困難であるが、敢えて判断するとすれば、特別秘密に指定するための要件を充足していたとは断定できない。

2 原発事故に関する情報

秘密保全法制の整備に当たっては、有識者会議の報告書も踏まえ、我が国の防衛に加え、外交、公共の安全と秩序の維持を対象となる秘密の範囲に含めることを検討しているが、ここでいう公共の安全と秩序の維持には大規模な自然災害や大規模な事故は含まれず、原発事故に関する情報がこれに含まれることは想定していない。

3 TPPに関する情報

- 我が国の防衛に加え、外交、公共の安全と秩序の維持を対象となる秘密の範囲に含めることを検討しているが、TPPに関する情報が、外交に関する情報に含まれることは想定していない。

(更に経済的な問題に関する情報は特別秘密に該当する余地がないのかと問われた場合、)

- 経済的な問題は、一般的に国の存立にとって重要な秘密との関係は希薄であるが、経済的な問題が国及び国民の安全を脅かすに至った場合には、「国の安全」に含まれる余地はあり得る。

(5) 諸外国の例について

諸外国における秘匿性の高い秘密の範囲については、国によって法令の形式や規定ぶりが異なるものの、概ね防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持と同様のものが含まれている。

(参考1) 米国大統領命令第13526号と本法制における秘密の範囲の対照表

米国大統領命令第13526号における秘密の範囲	3分野のうちの該当分野
(1) 軍事計画、武器システム、作戦	①
(2) 外国政府情報	①、②、③
(3) 非公然活動を含むインテリジェンス活動、インテリジェンスの情報源・手段又は暗号	①、②、③
(4) 米国政府の外交関係又は外交活動（秘密の情報源を含む）	②
(5) 国家安全保障に関する科学的、技術的又は経済的事項	—
(6) 米国政府による核物質又は核施設の防護計画	部分的に③
(7) 国家安全保障に関するシステム、設備、施設、事業、計画又は保全措置の脆弱性又は能力	①
(8) 大量破壊兵器の開発、製造又は利用	(①)

(参考2) 英国公務秘密法と本法制における秘密の範囲の対照表

英国公務秘密法における秘密の範囲	該当し得る本法制別表事項
(1) 防諜情報 諜報情報	③ ①、②、③
(2) 防衛情報	①
(3) 国際関係情報	①、②、③
(4) 犯罪を惹起する情報	③
(5) 通信傍受に関する情報	①、③

(注：①防衛、②外交、③公共の安全と秩序の維持)

4 適性評価関係

(1) 適性評価制度の必要性について

- 諸外国で既に導入・運用されているように、秘密を取り扱う者について、一定の事項を調査し、当該者が秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者かどうかの観点から、秘密を取り扱う適性を有するかを判断する適性評価制度（セキュリティ・クリアランス制度）を導入することで、漏えいの可能性を低減することが可能となる。
- 我が国では、外国情報機関による我が国に対する情報収集活動が行われる中で、我が国の重要な情報を保護するため更なる対策の強化が必要であることから、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成 19 年 8 月 9 日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、政府統一基準として、平成 21 年 4 月から国の行政機関の職員を対象に特別に秘匿すべき情報（特別管理秘密）の取扱者に対する適格性の確認を実施しているが、この制度では、
 - ・ 法令上の位置付けが必ずしも明確でないこと。
 - ・ 国の行政機関の職員のみを対象としており、国の行政機関からの事業委託を受けて秘密情報を取り扱う民間事業者の役職員を対象としていないこと。
 - ・ 適性評価の実施権者が公私の団体に照会し、報告を求める権限が明確でないため、対象となった職員から正確で必要十分な情報が得られない場合に情報の裏付けや補完に限界があること。等の課題がある。
- 適性評価制度を本法制の中で明確に位置付け、必要な規定を設けることは、特別秘密の保全の実効性を高める観点から極めて重要である。

(2) 適性評価制度の概要について（プライバシーの侵害ではないかとの批判に対する対応等）

1 対象となる者

行政機関等や民間事業者等において、特別秘密を作成・取得する業務やその伝達を受ける業務に従事する者を対象者とすることを検討している。対象外となる者としては、行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、その他職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者を検討している。

2 実施権者

行政機関の長、都道府県警察本部長を実施権者とすることを検討している。民間事業者等の職員の適性評価は、行政機関等から事業委託を受けることで特別秘密を取り扱うこととなるため、事業を委託した行政機関の長が実施権者となることを検討している。

3 調査事項

○ 報告書においては、調査事項として次のものが考えられる旨指摘されている。また、それぞれの調査事項の観点は次のとおりである。

調査事項（報告書）	調査の観点
人定事項（氏名、生年月日、住所歴、国籍（帰化情報を含む。）、本籍、親族等）	（国籍について）外国情報機関等の働き掛けを受けているおそれ
学歴・職歴	外国情報機関等の働き掛けを受けているおそれ
我が国の利益を害する活動（暴力的な政府転覆活動、外国情報機関による情報収集活動、テロリズム等）への関与	活動の目的の実現に寄与するため自発的に特別秘密を漏らすおそれ
外国への渡航歴	外国情報機関等の働き掛けを受けているおそれ
犯罪歴	ルールを遵守する意思及び能力があるか
懲戒処分歴	ルールを遵守する意思及び能力があるか
信用状態	外国情報機関等の情報収集活動に取り込まれる弱点がないか ルールを遵守する意思及び能力があるか
薬物・アルコールの影響	自己を統制できない状態に陥らないか
精神の問題に係る通院歴	自己を統制できない状態に陥らないか
秘密情報の取扱いに係る非違歴	情報を保全する意思及び能力があるか

○ また、配偶者のように対象者の行動に影響を与え得る者について、諸外国と同様、

人定事項等を調査することを検討している。

- 適性評価の実施に当たっては、様々な個人情報を取得し、利用する必要があることに鑑み、調査事項を法令上明示し、いかなる個人情報が取り扱われることとなるのか明らかにすることを検討している。

4 手続

(1) 対象者の同意と調査票の提出

実施権者が対象者の個人情報を調査し、把握する必要があるが、対象者のプライバシーに深く関わる調査となることから、調査については、対象者の同意を得て、調査票の任意の提出を待って手続を開始、進めることを検討している。

(2) 対象者への面接

(3) 第三者に対する照会等

- 正確な調査のため、実施権者が金融機関、医療機関その他の公私の団体に調査事項に関して照会する権限や、職場の上司等の対象者をよく知る者に対して質問する権限を実施権者に付与することを検討している。
- なお、第三者に対する照会等については、個人情報の保護に配慮する観点や照会先の公私の団体が照会に協力しやすい環境を整備する観点から、慎重を期すため、対象者本人から同意を得て行うことが適当であると考えている。

(4) 適性の判断

調査結果を総合的に判断する必要があり、適性の判断は実施権者の裁量的判断に委ねられるべきものと考えられる。

(5) 結果・理由の通知

- 適性評価の結果を対象者に通知することを検討している。また、職員等の疑問に可能な限り応え、不信感を解消することが適性評価の実効性の確保に資することから、適性を有しないと認めた場合にはその理由を通知することを検討している。
- ただし、評価基準が推認できる程度に具体的に理由を通知すれば、その蓄積により特別秘密を漏らすリスクを不当に隠そうとする者を利すること、また、関係者への質問等によって得る情報の中には情報源を明らかにしないことを条件に得るものがあり、これを明らかにすれば、以後協力が得られなくなることから、こうした状況が生じないよう、理由の通知は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内で行うことを検討している。

(6) 苦情に対応するための仕組み

- 適性評価制度の実効的かつ円滑な実施を担保するため、適性評価に対する職員の不満、不服、疑問といった苦情に適切に対応することとすることを検討している。

5 個人情報の取扱い

- 報告書において、適性評価の実施に当たっては様々な個人情報を取り扱う必要があるところ、実施権者は対象者の個人情報の保護が確実に図られるよう必要かつ適

切な措置を講じなければならない旨指摘されている。

- 本法制においては、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を適性評価の実施以外の目的で利用・提供することを禁止することを検討している。
ただし、適性評価を実施するために行う調査において、欠格条項や分限処分、懲戒処分に該当する疑いが生じたときは、例外的に当該個人情報を適性評価の実施以外の目的で利用・提供できることとすることを検討している。

(参照条文)

- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）
（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三・四 （略）

3・4 （略）

(3) 同意の取得の意義について（同意しなければマイナス評価を受けることが明らかであるから同意は事実上強制されているのではないかとの批判に対する対応等）

- 本法制においては、調査については、対象者の同意を得て、調査票の任意の提出を待って手続を開始することを検討しており、対象者の同意が得られなかった場合、調査を開始することはない。
- 本法制においては、適性評価の実施への不同意又は適性を有しないと認められたことを理由とする不利益な取扱いを禁止することを検討している。
なお、「不利益な取扱い」には、免職・解雇、降任、減給等の処分のほか、もっぱら雑務に従事され就業環境を害するといった行為を含む。

(4) 調査事項「特定有害活動」について（行政機関の恣意的判断により対象者の思想・信条まで踏み込んだ調査がなされるのではないかという批判に対する対応等）

1 趣旨

- 「特定有害活動」とは、国内外の組織によるテロ活動、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動であると明らかにすることを検討している。
- 「特定有害活動」を自ら行ったり、「特定有害活動」を行う団体や個人を支援したりする者にとっては、特別秘密を取得することが当該活動の目的の実現に寄与するため、当該活動とこのような関わりがある者には特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。
- 当該調査事項については、対象者が自発的に特別秘密を漏らすおそれがないかという観点から、評価対象者の具体的な行動その他の状況を調査するものであり、行政機関の恣意的判断により対象者の思想・信条といった内心にまで踏み込んだ調査がなされることはない。

2 「特定有害活動」を行っている具体的な団体（個別具体の政党、宗教団体、右翼団体、市民団体等は該当するのか）

- 個別具体の団体に関して回答することは差し控えるが、一般論としては、「特定有害活動」とは、国内外の組織によるテロ活動、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動であると明らかにすることを検討しており、政党、宗教団体その他の団体の正当な活動が「特定有害活動」に該当する余地はない。

3 家族等の調査

(1) 家族等を調査する理由

報告書では、「対象者本人に加え、配偶者のように対象者の身近にあって対象者の行動に影響を与え得る者についても、諸外国と同様に、人定事項、信用状態や外国への渡航歴等の事項を調査することも考えられる」旨記載されており、配偶者といった家族等についても調査することを検討している。

(2) 調査事項

- 対象者の家族等は対象者と密接な関係があることから、対象者の家族等に外国籍の者や帰化歴がある者がいる場合には、関係する外国の情報機関等が当該対象者に情報提供を働き掛ける可能性も考慮する必要がある。したがって、あくまでも対象者本人に対する調査の一環として、こうした可能性を発見する端緒となる最小限度の人定事項、具体的には、氏名、生年月日、住所及び国籍を調査することを考えている。
- ただし、例えば、対象者本人が多額の債務を抱えており、その原因が家族の債務を相続したり、肩代わりしたものであれば、原因となった事実に関して確認す

るためにその家族についても調査する必要性が生じる場合があるように、あくまで対象者本人の調査を行う一環として、合理的な範囲で、本人以外の者である家族等について調査が及ぶことはあり得る。

(3) 同意の取得の有無

- 家族等については、あくまで評価対象者に対する調査の一環として調査することを予定しており、調査事項についての情報は、通常、対象者本人が承知している情報であり、対象者本人が同意していれば、家族等の同意を別途取得しなくとも、社会通念上許容される。
- 家族等に「特定有害活動」を行う団体の構成員等がいる場合、一般論としては、そのことで直ちに適性を有しないと判断するわけではなく、対象者の具体的な行動その他の状況に照らして適性の有無を判断することとなる。

(5) 適性評価と思想・良心、信教の自由及び法の下での平等との関係について（調査事項は広範で思想・信条まで調査されるとの批判に対する対応）

1 内心そのものを調査事項とせず

適性評価においては、思想・良心や信仰そのものを調査事項としておらず、内心を告白させることがないことから、思想・良心の自由及び信仰の自由を侵害しないと考えられる。

(参照条文)

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ （略）

2 社会的身分により適性を評価せず

適性評価においては、特定の職業や国籍といった社会的身分にあることをもってではなく、対象者の具体的な行動その他の状況に照らして適性を評価することとしており、また、信条そのものを調査事項としておらず、信条により差別されることはないことから、法の下での平等に違反しないと考えられる。

(参照条文)

○日本国憲法（抄）

〔法の下での平等・貴族制度の否認・栄典の授与〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②・③ （略）

(6) 現行の秘密取扱者適格性確認制度との比較について

1 現行制度の概要

秘密取扱者適格性確認制度は、特別に秘匿すべき情報（特別管理秘密）について厳格な管理を行うため、特別管理秘密の取扱いについては適格性を確認した者に行わせることとする制度であり、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）が定める政府統一基準に従い、各行政機関において、平成21年4月1日から実施しているものである。

2 現行制度の不十分な点

報告書においては、現行制度の不十分な点として、

- ① 法令上の位置付けが必ずしも明確ではないこと。
- ② 国の行政機関の職員のみが対象で、委託により秘密情報を取り扱う民間事業者等の職員が対象となっていないこと。
- ③ 対象者本人から十分な情報が得られない場合に、公私の団体に照会する権限が明確でないこと。
が挙げられている。

3 秘密保全法制における対応

本法制において、

- ① 特別秘密の保全の実効性を高める観点から、適性評価制度を本法制の中で明確に位置付け、必要な規定を設けること。
- ② 特別秘密を取り扱うこととなる事業委託を受けた民間事業者等の役職員等を適性評価の対象とすること（実施権者は事業委託をする行政機関の長）。
- ③ 対象者本人から提出を受けた資料では十分な情報が得られないときには、実施権者が金融機関、医療機関その他の公私の団体に調査事項に関して照会する必要があるため、実施権者にその権限を付与すること。
を検討している。

※ 現行制度の調査事項について

- 対抗措置を講じられるおそれがあることを考慮し、現行制度の調査事項は明らかにしてはいない。

※ 同意の取得について

- 現行制度における調査は、職員の任用に関して任命権者の権限の範囲内で実施しているものであり、調査の実施について職員の同意を必ずしも取得しておらず、また、同意を取得していない。

(参考) 適性評価制度と適格性確認制度との比較

適性評価制度と適格性確認制度との比較

	適性評価制度	適格性確認制度
根拠	○特別秘密の保護に関する法律(案)	○カウンタートーインテリジェンス補強の強化に関する基本方針(カウンタートーインテリジェンス推進会議決定) ○秘密取扱者適格性確認制度の実施に関するガイドライン(カウンタートーインテリジェンス推進会議承認) ○秘密取扱者適格性確認制度実施要領(各行政機関が作成) ○国の行政機関の職員・特別管理秘密の取扱いが見込まれることとなった者
対象	○国の行政機関の職員・報道府審判官・契約業者の役員等 ・ 特別秘密の取扱いが見込まれることとなった者 ・ 直近の適性評価から5年経過後以後も特別秘密の取扱いが引き継ぎ見込まれる者 ・ 直近の適性評価から5年を経過していない者で特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価することが特に必要であると認められたもの ○行政機関の長、閣僚大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官等が対象外	○特別職の国家公務員(自衛隊員を除く。)は対象外 ○国の行政機関の長が指定した者
実施権者	○国の行政機関の職員 ○報道府審判官 ○契約業者の役員等 ○特定有言活動との関係に関する事項	○セキユリティクリアランス対象活動を行っている国、組織又は人への関与 ○刑事処分 ○懲戒処分等 ○情報の不適切な取扱い ○業務漏洩等 ○精神障害 ○アルコール依存等 ○金融問題
調査事項	○犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 ○情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項 ○業務の遂行及び影響に関する事項 ○精神状態に関する事項 ○放逐についての経歴に関する事項 ○信用状態その他の経済的状況に関する事項 ○①についての調査を効果的に実施するため、以下の事項を調査 ○学歴及び職歴に関する事項 ○外国との関連を有する事情に関する事項 ○配偶者、家族及び同居人の氏名、生年月日、住所及び国籍 (本人の人物特定事項の一つとして把握) ○本人が質問票に回答し提出 ○必要な範囲内において担当者が本人やその関係者(上司のほか友人を含む。)に質問 ○必要な範囲内において行政機関や公私団体の関係	○特定の外国への頻繁な私的渡航 ○外国籍配偶者 ○帰化 ○帰国後活動 ○人事管理情報 ○上司・人事担当課に対する質問 ○本人に対する面談実施
情報収集の方法	○本人が質問票に回答し提出 ○必要な範囲内において担当者が本人やその関係者(上司のほか友人を含む。)に質問 ○必要な範囲内において行政機関や公私団体の関係	○職員に任用して任命権者の権限の範囲内で、主として人事管理情報を用いて適格性確認を実施することから、その実施に当たり必ずしも職員の間意を得ていない。
調査の取組	○本人が質問票に回答し提出 ○必要な範囲内において担当者が本人やその関係者(上司のほか友人を含む。)に質問 ○必要な範囲内において行政機関や公私団体の関係	○職員に任用して任命権者の権限の範囲内で、主として人事管理情報を用いて適格性確認を実施することから、その実施に当たり必ずしも職員の間意を得ていない。
理由の通知	○本人が質問票に回答し提出 ○必要な範囲内において担当者が本人やその関係者(上司のほか友人を含む。)に質問 ○必要な範囲内において行政機関や公私団体の関係	○職員に任用して任命権者の権限の範囲内で、主として人事管理情報を用いて適格性確認を実施することから、その実施に当たり必ずしも職員の間意を得ていない。

(7) 諸外国（米、英、独、仏）の適性評価制度について

1 根拠

諸外国（英、米、独、仏をいう。以下同じ。）の適性評価制度についても、法令等により根拠付けられている。

2 対象となる者

諸外国の適性評価制度において、対象者は原則として秘密の取扱者全てであり、その中には民間事業者等の職員も含まれている。大統領や首相、大臣等は評価の対象外とされている。

3 実施権者

諸外国の適性評価制度において、各官庁や警察機関等が実施権者となっている。

4 適性評価の有効期間

諸外国の適性評価制度において、その有効期間は概ね5年から10年の間とされている。

5 主な調査事項

諸外国の適性評価制度において、本人に対し、人定事項、暴力的な政府転覆活動への関与、犯罪歴、ITシステムの取扱いに係る非違歴、薬物の使用・影響、精神疾患、アルコールの消費、信用状態等の事項について調査している。また、配偶者等に対しても調査を行っており、中には評価対象者とほぼ同様の事項についても調査している国（独）もある。

6 同意の取得

諸外国の適性評価制度において、書面の提出により同意を取得している。また、米英については本人のみの同意を取得し、独については本人及び配偶者の同意を取得している（仏については不明）。

7 評価のプロセス

諸外国の適性評価制度において、本人による調査票の提出、本人への面接、公私の団体への照会、本人をよく知る者からの聴取が行われている。

8 結果・理由の通知

諸外国の適性評価制度において、米英仏は本人に適性評価の結果を通知しており、独は適性を認めない場合にのみ結果を通知している。その際、米英独は可能な範囲で理由を通知することとしている（仏については不明）。

（参考）諸外国の秘密保全制度における適性評価手続

○諸外国の秘密保全制度における適性評価手続

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	合衆国法典及び行政命令	政府声明及びセキュリティ・ポリシーの枠組み(政府統一基準で各省に義務的履行を求めるもの)	保安審査法	国防法典及び国防秘密保全に関する政府間通達
対象者	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)	国の各官庁及び警察機関の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)及びその配偶者	秘密を取り扱う者(本人)
対象外の者	大統領及び副大統領	首相及び大臣(閣外大臣及び政務次官を含む。)	連邦大統領、連邦首相及び連邦大臣	大統領、首相及び大臣
実施権者	連邦政府の各官庁	国の各官庁及び警察機関	連邦政府の各官庁	首相の委任を受けた者
有効期間	5年	7年(初回は5年)	10年(5年目に調査票を再提出)	最長5年(その職に在任中のみ有効)
調査票の主な記入事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。)) 出生地、社会保障番号、身長・体重等) ・ 暴力的な政府転覆活動・テロリズム・国民の憲法上の権利の行使を暴力的に妨害する違法な活動への関与 ・ 犯罪歴(継続中のものも含む。) ・ ITシステムの取扱いに係る非違歴 ・ 薬物の使用・影響 ・ 精神疾患 ・ アルコールの消費 ・ 信用状態、民事訴訟歴 ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 外国渡航歴・活動歴・外国人との交友関係・外国にある財産の状況 ・ 本人をよく知る者(友人、同僚、上司、近隣者等)の氏名・連絡先 ・ 過去の適性評価の実施状況 ○ 配偶者に関するもの(本人が記入) <ul style="list-style-type: none"> ・ 人定事項(氏名、住所、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地、社 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地、旅券番号等) ・ 議会制民主主義の転覆・弱体化を目的とする活動、スパイ、破壊工作活動、テロリズムへの関与 ・ 犯罪歴 ・ 薬物の使用・影響 ・ 精神疾患 ・ アルコールの消費 ・ 信用状態、財産・家計の状況 ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 外国居住歴・外国にある財産の状況 ・ 本人をよく知る者(友人、同僚、上司等)の氏名・連絡先等 ・ 過去の適性評価の実施状況 ○ 配偶者に関するもの(本人が記入) <ul style="list-style-type: none"> ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。)) 出生地 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地、身分証明書番号等) ・ 反憲法組織、旧東独・外国情報機関への関与 ・ 継続中の刑事・懲戒手続 ・ 信用状態、強制執行措置歴 ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ セキュリティ上懸念される外国との関係(渡航歴・滞在歴等) ・ 身元確認のための情報提供者の氏名・連絡先 ・ 過去の適性評価の実施状況 ○ 配偶者に関するもの(配偶者が記入) <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人と同様の事項(ただし、学歴・職歴・軍歴、過去の適性評価の実施状況等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地、身分証明書番号等) ・ 学歴等・職歴・軍歴 ・ 外国渡航歴 ○ 配偶者に関するもの(本人が記入) <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人と同様の事項(ただし、職歴

調査票の主な記入事項	会保障番号等) ・ 婚姻の日等	等) ・ 婚姻の日等 ・ 信用状態、財産・家計の状況 ・ 現在の職業 ・ 外国居住歴、外国にある財産の状況 ・ 配偶者の両親の人定事項(氏名、現住所、生年月日、国籍(帰化情報を含む。)、出生地等) ・ 配偶者の両親の現在の職業	を除く。)	は現在の職業のみ。)
	○ 過去の配偶者に関するもの(本人が記入) ・ 人定事項(氏名、住所、生年月日、国籍、出生地等) ・ 離婚の日等	○ 過去の配偶者に関するもの(本人が記入) ・ 人定事項(氏名、住所、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))出生地) ・ 離婚の日等 ・ 現在の職業 ・ 外国居住歴		
	○ 家族・同居人に関するもの(本人が記入) ・ 人定事項(氏名、現住所、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地等)	○ 家族・同居人に関するもの(本人が記入) ・ 人定事項(氏名、現住所、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地) ・ 現在の職業	○ 家族に関するもの(本人及び配偶者がそれぞれの親族について記入) ・ 人定事項(氏名、現住所、生年月日、国籍、出生地)	○ 家族・同居人に関するもの(本人が記入) ・ 人定事項(氏名、現住所、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地等)
同意の取得	・ 書面の提出により取得する。 ・ 本人以外の者の同意は取得していない。	・ 書面の提出により取得する。 ・ 本人以外の者の同意は取得していない。	・ 本人及び配偶者について、それぞれ書面の提出により取得する。 ・ 本人及び配偶者以外の者の同意は取得していない。	・ 調査票を提出することをもって同意したものと解されている。
プロセス及び手法	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取	・ 本人及び配偶者がそれぞれ調査票に記入し、提出 ・ 本人及び配偶者それぞれへの面接(必要な場合) ・ 公私の団体への照会 ・ 本人及び配偶者について、それぞれよく知る者からの聴取	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取
結果の通知	・ 本人に通知する。	・ 本人に通知する。	・ 適性を認めない場合、本人に通知する。	・ 本人に通知する。
理由の通知	・ 適性を認めない場合、国家安全保障上の利益及び他の法令が許容する限りにおいて包括的かつ詳細に通知する。	・ 適性を認めない場合、可能な範囲で通知する。	※ 適性を認めないと判断する場合は、情報源の保護が保証される範囲で、あらかじめその判断の理由となる事実が示される。なお、情報保護上著しい不利益が生じ得る場合には示されないことがある。	不明

注：機密性が最も高い区分の秘密を取り扱う際に必要となる適性評価手続について記載している。

5 罰則

(1) 漏えい罪について

1 取扱業務者による漏えい

(1) 故意による漏えい

- 業務者のうち特別秘密を取り扱うことを業務とする者（以下「取扱業務者」という。）は、特別秘密の取扱いを反復継続することが見込まれるため、このような者による漏えいは、法益侵害・非難可能性が大きいと考えられる。このため、取扱業務者による漏えいを処罰することを検討している。
- その法定刑については、MDA秘密保護法の特別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪及び不正競争防止法の営業秘密の故意の開示等の罪の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることから、これらとのバランスを踏まえる必要がある。また、過去の秘密漏えい事案においては金銭的対価を伴うものが少なくないため、罰金を選択的併科刑とすることが適切である。
- 法案においては、取扱業務者による故意の漏えい罪は10年以下の懲役（選択的併科刑として罰金1000万円以下）としている。

(2) 過失による漏えい

- 特別秘密の性格に照らせば、過失による漏えいであっても、国の利益や国民の安全の確保に大きな影響を及ぼすことは、故意による場合と変わりがない。そして、業務により特別秘密を取り扱う者は、その業務に応じ、特別秘密を厳格に保全し漏えいを防ぐ責任を有していると考えられるから、このような者に対しては、漏えいを防ぐ注意義務を認め、過失による漏えいを処罰することが適切である。
- 法案においては、取扱業務者による過失による漏えい罪は2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金としている。
※ 自衛隊法では1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金、MDA秘密保護法では2年以下の禁固又は5万円以下の罰金。

2 業務知得者による漏えい

(1) 故意による漏えい

- 自己の業務の遂行のために必要性が認められて特別秘密の伝達を受け、これを知得する者（以下「業務知得者」という。）は、特別秘密の取扱いそのものを業務とする者ではなく、取扱業務者に比して特別秘密を取り扱う機会も少ないなどの事情に照らし、その法定刑について検討する必要がある。
- MDA秘密保護法においては、取扱業務者による故意の漏えいを10年以下の懲役とする一方、業務知得者による漏えいを5年以下の懲役としていることから、これらとのバランスを考慮する必要がある。また、取扱業務者による漏えいと同様に、罰金を選択的併科刑とすることが適切である。なお、自衛隊法では業務知得者による漏えいは処罰されない。
- 法案においては、業務知得者による故意の漏えい罪は5年以下の懲役（選択的

併科刑として500万円以下の罰金)としている。

(2) 過失による漏えい

○ 現行法上、業務知得者の過失による漏えい行為については、自衛隊法ではそもそも処罰対象とされていない。一方、MDA秘密保護法では処罰対象ではあるが、取扱業務者のそれより軽い刑が定められてことを踏まえ、業務知得者の過失による漏えい行為の法定刑を検討する必要がある。

○ 法案においては、業務知得者による過失による漏えい罪は1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金としている。

※ MDA秘密保護法では1年以下の禁固又は3万円以下の罰金。

3 その他の者による漏えい(処罰対象としない)

例えば取扱業務者の漏えい行為により特別秘密を知った者など、取扱業務者又は業務知得者以外の者が特別秘密を第三者に漏えいした場合、これを処罰すべきかが問題となる。このような行為は、特別秘密をより広範囲に拡散する行為ではあるが、そもそも取扱業務者又は業務知得者以外の者は業務として特別秘密を取り扱う者ではないため、これらの者への伝達の時点で特別秘密は既に保全状態から流出しており、上記行為を処罰しても漏えいの根元からの抑止にはつながらないため、処罰対象としない。

4 内部告発者の処罰のおそれ

行政機関の長により指定された特別秘密が指定の要件を充足している限りにおいては、一職員が信念に基づき内部告発と称して漏えいする行為は許容されず、処罰対象となる。他方、万が一、要件を満たさない指定が行われた場合、一職員による内部告発は特別秘密の漏えいには該当せず、処罰対象とならない。

(2) 取得罪について

1 必要性

- 特別秘密の保全状態からの流出には、取扱業務者等による漏えい行為の処罰では抑止できない取得行為を原因とする場合がある。
- まず、財物の窃取、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入等、管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合には、取扱業務者等による漏えい行為が介在しないため、漏えい行為の処罰ではこれを抑止できない。
- また、欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、取扱業務者等から特別秘密を取得する場合には、取扱業務者等に漏えいの故意がないなど、漏えい行為の処罰が困難な場合がある。
- これらの取得行為は、特別秘密を保全状態から流出させる点で取扱業務者等による漏えい行為と同様の悪質性、危険性が認められる行為であり、その行為が取扱業務者等によるものでないということのみをもって処罰の対象から外されるとすれば、特別秘密の保全を目的とする本法制の趣旨を損ねることになると考えられる。
- なお、自衛隊法における防衛秘密については、外部者による取得行為を処罰の対象としていないが、自衛隊内部の規律を直接的な目的としている自衛隊法とは異なり、秘密保全法制は特別秘密の保護そのものを目的としていることから、その保全状態を脅かす外部者による取得行為も処罰の対象とすることが適当であると考えられる。

2 取得罪の対象行為の絞り込み

- 取得行為を処罰することとすれば、特別秘密の保全に関わらない一般人を新たに処罰対象とすることとなるため、処罰範囲を必要最小限に抑えるという基本的な考え方からすれば慎重な検討を要する。しかし、特別秘密の管理場所への侵入等の管理侵害行為や欺罔・暴行・脅迫による特別秘密の取得行為は、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするもので、適法な行為との区別は明確であるから、処罰対象に加えても正当な取材活動など本来許容されるべき行為が捜査や処罰の対象とされるおそれはないと考えられる。
- 更に、秘密保全法制において、特別秘密の保有者が国の行政機関等に限定され、一定水準以上の管理が制度的に担保されるとすれば、管理侵害行為のうち望遠鏡等による覗き見や聞き耳を立てて壁の向こう側の会話を盗み聞きする行為のような一定水準に満たない不十分な管理を前提とするものを処罰の対象とする必要性は乏しい。このため、刑罰の謙抑性等の観点も踏まえ、これらが処罰の対象とならないよう、処罰の対象とすべき管理侵害行為を限定列挙することを検討している。
- 法案では、次に掲げる行為による特別秘密の取得行為を処罰することとした。
 - ア 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為
 - イ 財物の窃取
 - ウ 施設への侵入

- エ 保管庫等を損壊し、又は無断で開錠する行為
- オ 会議室等に無断で盗聴器・盗撮器を設置する行為
- カ 振動を検知・分析する機器を用いることにより会議室等の外部から音声を盗聴する行為
- キ 電気通信を傍受する行為（暗号を用いない無線電気通信の傍受を除く。）
- ク 不正アクセス行為、コンピュータ・ウィルス等を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による管理を害する行為

3 法定刑

- 法定刑については、MDA 秘密保護法の特別防衛秘密の探知・収集罪及び不正競争防止法の営業秘密の取得罪がいずれも 10 年以下の懲役であることから、これらとのバランスを踏まえる必要があり、また、取扱業務者による漏えいと同様に罰金を選択的併科刑とすることが適切である。
- 法案では、特別秘密の取得行為を 10 年以下の懲役（選択的併科刑として 1000 万円以下の罰金）としている。

(参照条文)

- 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

(罰則)

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

- 一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもって、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二・三 (略)

2・3 (略)

- 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七 (略)

2～7 (略)

(3) 未遂、共謀、教唆及び煽動の処罰について

1 未遂（故意の漏えい行為、取得行為）

(1) 漏えい行為の未遂

○ 故意の漏えい行為の未遂は、特別秘密の漏えいの危険を現実化させる悪質性の高い行為であり、処罰対象とすることを検討している。漏えい行為の「未遂」とは、漏えいの実行に着手したが、相手方に知り得る状態に至らなかった場合であり、例えば、特別秘密を記録した文書を郵送したものの、直後に検挙されて当該文書が相手方に到達しなかった場合などが想定される。

※ 自衛隊法においては取扱業務者による故意の漏えい行為の未遂を、MDA秘密保護法においては故意の漏えい行為の未遂をそれぞれ処罰することとしている。

(2) 取得行為の未遂

○ 取得罪の対象となる取得行為は漏えい行為と同様に秘密を漏えいさせる高い危険性を有することから、同行為の未遂も処罰することを検討している。取得行為の「未遂」とは、取得行為の実行に着手したが、取得するには至らなかった場合であり、例えば、特別秘密を強取しようとして業務者に暴行を加えたが、業務者が逃亡した場合などが想定される。

※ MDA秘密保護法においては探知・収集行為の未遂を処罰することとしている。不正競争防止法には未遂罪なし。

2 共謀・教唆・煽動

(1) 共謀（故意の漏えい行為、取得行為）

ア 漏えい行為の共謀

○ 故意の漏えい行為の共謀は、漏えい行為について共謀者間で具体性、特定性、現実性を持った合意がなされる上、共謀者の一人の意思の変化では犯罪行為の遂行を容易に変更できないこととなり、単独犯における犯行の決意に比べて犯罪実現の危険性が飛躍的に高まるため、特別秘密の保全の重要性に照らせば共謀段階での処罰の必要性が認められる。そこで、他の立法例も考慮し、漏えい行為の共謀行為を処罰対象とすることを検討している。

○ ここでいう「共謀」は、自衛隊法第122条第4項の「共謀」及び刑法第78条の「陰謀」と同義であり、2人以上の者が漏えい行為等の実行を具体的に計画して、合意することをいう。必ずしも、実行の細部にわたることを要しないが、漏えい行為等の実行についての抽象的、一般的な合意をするだけでは足りない。業務者ではない者のみで漏えい行為を共謀した場合、特別秘密の流出の現実的危険性に乏しいため、本罪は成立しない。

○ 法案では、取扱業務者による故意の漏えい行為の共謀を5年以下の懲役、業務知得者による故意の漏えい行為の共謀を3年以下の懲役としている。

※ 自衛隊法では3年以下の懲役。MDA秘密保護法では取扱業務者の故意の

漏えいの共謀については5年以下の懲役、業務知得者の故意の漏えいの共謀については3年以下の懲役としている。

イ 取得行為の共謀

- 取得罪の対象となる取得行為は漏えい行為と同様に秘密を漏えいさせる高い危険性を有することから、同行為の共謀も処罰することとしている。
 - 法案では、取得行為の共謀を5年以下の懲役としている。
- ※ MDA秘密保護法では探知・収集行為の共謀を5年以下の懲役としている。

(2) 教唆（故意の漏えい行為、取得行為）

ア 漏えい行為の教唆

- 取扱業務者及び業務知得者に対し、特別秘密を漏えいするよう働きかける行為は、その漏えいの危険を著しく高める行為であって悪質性が高い。他の立法例も考慮すると、正犯者の実行行為を待つことなく、特別秘密の漏えいの独立教唆を処罰対象とすることを検討している。
 - ここでいう「教唆」は、自衛隊法第122条第4項の「教唆」及びMDA秘密保護法第5条第3項の「教唆」と同じく独立教唆のことであり、漏えい行為等を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を新たに生じさせるに足る懲慝行為をすることをいう。独立教唆は、教唆とは異なり、教唆行為、すなわち人に漏えい行為等を実行する決意を生じさせるに適した行為があれば、それだけで独立犯としての教唆が成立し、教唆行為の結果として被教唆者が漏えい行為等を実行したことを要しないのみならず、実行する決意を抱くに至ったことも要しない。
 - なお、正当な取材行為は正当業務行為であり、漏えい行為の教唆罪が成立することはない（5(5)参照）。
 - 法案では、取扱業務者による故意の漏えい行為の教唆を5年以下の懲役、業務知得者による故意の漏えい行為の教唆を3年以下の懲役としている。
- ※ 自衛隊法では3年以下の懲役。MDA秘密保護法では取扱業務者の故意の漏えいの教唆については5年以下の懲役、業務知得者の故意の漏えいの教唆については3年以下の懲役としている。

イ 取得行為の教唆

- 取得罪の対象となる取得行為は漏えい行為と同様に秘密を漏えいさせる高い危険性を有することから、同行為の独立教唆を処罰することを検討している。
 - 法案では、取得行為の教唆を5年以下の懲役としている。
- ※ MDA秘密保護法では探知・収集行為の教唆を5年以下の懲役としている。

(3) 煽動（故意の漏えい行為、取得行為）

ア 漏えい行為の煽動

- 特別秘密の漏えいの煽動を処罰対象とすることが適当であることは、これらに対する教唆の場合と同様である。
- ここでいう「煽動」は、自衛隊法第122条第4項の「煽動」及びMDA秘密保護法第5条第3項の「せん動」と同義であり、漏えい行為等を実行させる目

的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢いのある刺激を与えることをいう。客観的に人に実行を決意させるか既存の決意を助長させるような性質の刺激を与えれば成立し、実際に決意を生ぜしめたか、あるいは、決意を助長させたことを必要としない。煽動の内容たる意思表示が相手方の認識又は了解し得べき状態に置かれたことをもって足り、相手方が現実に認識又は了解することを必要としない。煽動の相手方は、特定少数者では足りず、不特定又は多数人であることを要する。

- 法案では、取扱業務者による故意の漏えい行為及び取得行為の煽動を5年以下の懲役、業務知得者による故意の漏えい行為の煽動を3年以下の懲役としている。

※ 自衛隊法では3年以下の懲役。MDA秘密保護法では取扱業務者の故意の漏えいの煽動については5年以下の懲役、業務知得者の故意の漏えいの煽動については3年以下の懲役としている。

イ 取得行為の煽動

- 取得罪の対象となる取得行為の煽動を処罰対象とすることが適当であることは、これらに対する教唆の場合と同様である。

- 法案では、取得行為の煽動を5年以下の懲役としている。

※ MDA秘密保護法では探知・収集行為の煽動を5年以下の懲役としている。

3 処罰範囲の明確性

未遂、共謀、教唆及び煽動はいずれも古くから用いられている概念であって、刑事実務上一義的な解釈が確立しており、処罰の範囲が不明確になることはないと考える。

(参考) 特別秘密・防衛秘密・特別防衛秘密・合衆国の機密についての罰則の比較

特別秘密・防衛秘密・特別防衛秘密・合衆国軍隊の秘密についての罰則の比較

	特別秘密の保護に関する法律案 (特別秘密)	自衛隊法 (防衛秘密)	MDA秘密保護法 (特別防衛秘密)	刑事特別法 (合衆国軍隊の秘密)
漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務により特別秘密を取り扱う者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱業務者(第17条第1項) 【10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金】 ※ 未遂処罰あり(第17条第3項) ・ 業務知得者(第17条第2項) 【5年以下の懲役又は500万円以下の罰金】 ※ 未遂処罰あり(第17条第3項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者(第122条第1項) 【5年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第122条第2項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者(第3条第1項第3号) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) ○ 我が国の安全を営むる目的(第3条第1項第2号) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) ○ 上記以外の者(第3条第2項) 【5年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者(第6条第2項) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第6条第3項)
過失漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務により特別秘密を取り扱う者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱業務者(第17条第4項) 【2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金】 ・ 業務知得者(第17条第5項) 【1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者(第122条第3項) 【1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者(第4条第1項) 【2年以下の禁錮又は5万円以下の罰金】 ○ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者以外で業務により特別防衛秘密を知得・領有した者(第4条第2項) 【1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金】 	
取得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 欺罔、財物の窃取等による特別秘密の取得行為(第18条第1項) 【10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金】 ※ 未遂処罰あり(第18条第2項) 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 不当な方法による探知収集(第3条第1項第1号) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) ○ 我が国の安全を営むべき用途に供する目的による探知収集(第3条第1項第1号) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合衆国軍隊の安全を 害すべき用途に供する目的による探知収集(第6条第1項) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第6条第3項) ○ 不当な方法による探知収集(第6条第1項) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第6条第3項)
周辺の行為	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共謀、独立教唆、煽動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱業務者の漏えい(第19条第1項) 【5年以下の懲役】 ・ 業務知得者の漏えい(第19条第2項) 【3年以下の懲役】 ○ 欺罔、財物の窃取等による特別秘密の取得行為(第19条第1項) 【5年以下の懲役】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共謀、独立教唆、煽動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者の漏えい(第122条第4項) 【3年以下の懲役】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陰謀、独立教唆、煽動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者の漏えい(第5条第1項、第3項)※ ・ 我が国の安全を営むる目的とする漏えい(第5条第1項、第3項)※ ・ 不当な方法による探知収集(第5条第1項、第3項) ・ 我が国の安全を営むべき用途に供する目的による探知収集(第5条第1項、第3項) ※ 以上の者による漏えい(第5条第2項) 【5年以下の懲役】 【3年以下の懲役】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陰謀、独立教唆、煽動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者(第7条第1項、2項) ・ 合衆国軍隊の安全を 害すべき用途に供する目的による探知収集(第7条第1項、第2項) ・ 不当な方法による探知収集(第7条第1項、第2項) 【5年以下の懲役】

(4) 諸外国の例について

- 諸外国における罰則の例について概括的に言えば、国を害し、外国を利する目的による漏えい等の伝達行為は、単純な国家秘密の漏えいに比して重い刑罰を科している。
- 他方、そうした国を害する目的や利敵的な目的を有しない国家秘密の漏えいについてはより軽い刑罰が科されているが、例えば、米国では「防衛情報の収集、伝達、若しくは紛失」について10年以下の懲役又は罰金刑を定めている。また、独国では国家機密を伝達又は公表した場合について6月以上5年以下の自由刑（特に重大なケースでは1年以上10年以下の自由刑）を定めている。

(参考) 諸外国の秘密保全制度における主な罰則

○諸外国の秘密保全制度における主な罰則

	アメリカ (合衆国法典)	イギリス (公務秘密法)	ドイツ (刑法)	フランス (刑法)
目的等による故意の漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、外国政府への国防情報の漏えい ・ 戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の漏えい <p>【死刑、無期刑又は有期刑 (上限なし)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国に損害を与え、又は外国を利することがあり得ると信じるに足る理由を有する者による、不正アクセスにより取得した政府指定の情報の漏えい <p>【10年 (再犯の場合は20年) 以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国の安全と利益を損ない、又は米国に害をもたらす外国政府を利する目的による、米国・外国政府の暗号等の漏えい <p>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の治安・利益を損なう目的による、情報の漏えい <p>【3年以上14年以下の自由刑】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドイツに不利益を与え、又は外国の勢力に利益を与える目的による、(※1)の外国勢力への漏えい <p>【1年以上の自由刑 (犯情の特に重い事案 (※2) では、無期又は5年以上の自由刑)】</p> <p>※1 「国家機密」とは、限定された範囲の者のみに入手可能で、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす危険を回避するため、外国の勢力に対して秘密にしておくなければならない事実、物又は知識をいう。</p> <p>※2 「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、①国家機密の保持をその者に特別に義務付ける責任ある地位を濫用したとき、又は②その行為により、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、特に重大な不利益を及ぼす危険を生じたとき、をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の外国勢力への漏えい <p>【15年以下の自由刑及び罰金】</p> <p>※3 「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の一体性、国の安全性、共和政体、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境とその周辺状況の調和並びに国の科学・経済力及び文化的遺産の重要な要素をいう。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国防情報の漏えい ・ 米国・外国政府の暗号等の漏えい ・ 情報にアクセスする権限がある者による、当該情報の漏えい ・ 行政機関の職員又は行政機関が過半数の株式を所有する企業の職員による、大統領等が指定した情報の外国政府への漏えい <p>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防諜・諜報職員による情報の漏えい ・ 公務員又は政府と契約関係にある者による、①防諜情報、②防衛情報、③、④、⑤の漏えい ・ 漏えいにより秘密情報を取得した者による漏えい <p>【2年 (略式手続の場合は6月) 以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の漏えい <p>【6月以上5年以下の自由刑 (犯情の特に重い事案では、1年以上10年以下の自由刑)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員による情報の漏えい <p>【5年以下の自由刑又は罰金】</p>

	アメリカ (合衆国法典)	イギリス (公務秘密法)	ドイツ (刑法)	フランス (刑法)
過失犯	<ul style="list-style-type: none"> 国防情報を委託され、又は適法に所持し、若しくは管理している者が、重過失によって、委託に反する適切な保管場所からの移動等を可能にした場合 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 	<ul style="list-style-type: none"> 公務員又は政府と契約関係にある者による機密情報に関する注意懈怠 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 	<ul style="list-style-type: none"> 機密情報を過失により無権限者に漏えいし、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【5年以下の自由刑又は罰金】 公務、職務上の地位又は官庁の委託により入手可能であった機密情報を、無権限者に軽率に取得させ、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【3年以下の自由刑又は罰金】 公務員が、過失による機密情報の漏えいによって重要な公共利益を危うくしたとき 【1年以下の自由刑又は罰金】 	<ul style="list-style-type: none"> 身分、職業によって、又は職務若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による過失の漏えい 【3年以下の自由刑及び罰金】
目的による加重類型 取得	<ul style="list-style-type: none"> 戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の収集・記録 【死刑、無期刑又は有期刑(上限なし)】 米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防に関連する場所等への接近その他の方法による国防情報の取得 米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防情報の取得 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 	<ul style="list-style-type: none"> 国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得 国の治安・利益を損なう目的による、禁止区域(※4)への接近、視察、立ち寄り、侵入又は付近での滞在 【3年以上14年以下の自由刑】 	<ul style="list-style-type: none"> 漏えいするための国家機密の取得 【1年以上10年以下の自由刑】 	<ul style="list-style-type: none"> 国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい目的での収集 【10年以下の自由刑及び罰金】
	<ul style="list-style-type: none"> 違法に取得された国防情報の取得又は受領 安全保障に関する秘密情報の外国政府による取得又は受領 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 	<p>※4 国が所有する軍事関連施設等</p>		<ul style="list-style-type: none"> 国防上の秘密の取得 国防上の秘密として秘密指定された区域への無権限者の立入り 【5年以下の自由刑及び罰金】

：国防に関する秘密以外のものを含んでいると考えられる秘密

下線部：公務員等の身分要件

下線部：取得の手段を特定しているもの

(5) マスコミの取材の自由の制限について

1 教唆罪、取得罪と取材の自由

(漏えいの教唆や取得行為を処罰対象とすることにより、マスコミの取材の自由を制限することになるのではないかとの意見もあるところ、)

- いわゆる西山事件の最高裁決定は、取材の手段・方法が刑罰法令に触れる場合や社会観念上是認できない態様のものである場合には漏えいの教唆として処罰の対象となるとする一方、取材行為は「真に報道の目的からでたものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為というべき」旨判示している。したがって、正当な取材行為により漏えい行為の教唆罪が成立しないことは明らかである。
- また、取得罪についても、正当な取材行為が対象とならないよう、処罰の対象となる特別秘密の取得行為を具体的に限定列挙することを検討している。

(参考1) 西山事件最高裁決定(最決昭53年5月31日)(抜粋)

「(前略) 報道機関の国政に関する取材行為は、国家秘密の探知という点で公務員の守秘義務と対立拮抗するものであり、時としては誘導・唆誘的性質を伴うものであるから、報道機関が取材の目的で公務員に対し秘密を漏示するようにそそのかしたからといって、そのことだけで、直ちに当該行為の違法性が推定されるものと解するのは相当ではなく、報道機関が公務員に対し根気強く執拗に説得ないし要請を続けることは、それが真に報道の目的からでたものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為というべきである。しかしながら、報道機関といえども、取材に関し他人の権利・自由を不当に侵害することのできる特権を有するものでないことはいうまでもなく、取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであつても、取材対象者の個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならない。(後略)」

(参考2) 財団法人法曹会 「最高裁判所判例解説 刑事篇 昭和53年度」(西山事件解説部分)

「構成要件には違法性推定機能があり、ある行為が構成要件に該当するときは、特別の事情がないかぎり、その行為は違法性を帯びるものと推定される。ところが、本決定は、右の違法性推定機能が働かないと判示している。このような考え方は、団藤裁判官が説かれるところである。すなわち、同裁判官は、「違法性阻却原由の中には一つまり程度の差とおもわれるが一正当防衛などのようにいわば例外的・消極的に行為の違法性を解除するものと、職務行為や正当業務行為のように行為に原則的・積極的な社会的相当性を付与するものがある。そうして後者のばあいには、はじめから構成要件該当性そのものが否定されるばあいもありうるが、構成要件該当性が肯定されるべきばあいにも、その違法性推定機能は働かないものと考えられ

る。」と説く。本決定も、報道機関の取材行為については、その行為が「そそのかし」罪の構成要件該当性がある場合であっても、その社会的相当性のゆえに、その違法性推定機能が働かないものと解すべきであると判示したわけである。

第一審判決のように正当な取材行為の範囲につき、違法性阻却事由としての正当行為論からアプローチすることになれば、その判断は個々の具体的事案毎になされ、違法性が阻却されるのは例外的ということになるであろう。これに対し、本決定の立場によれば、取材行為としての「そそのかし」については、違法性が推定されないのであるから、取材行為が正当であるかどうかの点は、社会的相当性があることを裏付ける具体的な事実があるかという観点からアプローチする必要はなく、むしろ、法秩序全体の精神に照らし不相当であることを裏付ける特段の事実があるかどうかという観点からアプローチすることになり、違法性を帯びる方が例外的ということになるろう。

本決定は、通常の形態の取材行為については正当業務行為として違法性がないことを明らかにしたものと理解することができ、取材行為としての「そそのかし」が違法性を欠くという判断は、具体的な事案毎にするというよりは、むしろ、かなりの程度類型的なもので足りることが多いであろう。」

2 萎縮効果

- 秘密保全法制においては、正当な取材活動は処罰対象とならず、同法制の整備により取材活動が萎縮することにはならないものと考えられる。

(取材を受ける公務員側が萎縮するのではないかとの意見もあり得るところ。)

- 公務員が政府の諸活動を国民に説明する責務を全うすべきことは当然であるが、他方で、法律上の守秘義務を遵守することも必要である。
- なお、秘密保全法制の整備により、特に秘匿することが必要である秘密の範囲がより明確となることから、本法制の整備が、取材を受ける公務員に萎縮効果をもたらすものではないと考える。(※ただし、特別秘密に該当しない情報であっても国家公務員法上の秘密に該当することに留意。)

(6) 刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について

- これまでの国家公務員法違反等の秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法が採られている。外形立証とは、①秘密の指定基準（指定権者、指定される秘密の範囲、指定及び解除の手続）が定められていること、②当該秘密が国家機関内部の適正な運用基準に則って指定されていること、③当該秘密の種類、性質、秘扱いをする由縁等を立証することにより、当該秘密が実質秘であることを推認する方法をいい、判例上も「秘密扱いに指定、表示された必要性、相当性および秘密扱いの実情などを調査検討して、なお、それが実体的真実発見の場である公判廷に顕出できない相当の理由があると認められるときは、（中略）それが刑罰による保護に値する実体を備えるものと認定することも許されるものというべきである。」（東京高裁昭和44年3月18日判決）として許容されている。

このような外形立証は、秘密の内容そのものを明らかにしないまま実質秘性を支障なく立証する方法として実務上確立している。

- 秘密保全法制においても、厳格な要件により実質秘性が典型的に担保された上で指定が行われ、かつ、解除や有効期間といった適切な指定を担保するための措置が定められるよう検討しているところであり、これにより秘密の内容そのもの以外の事実を立証することで実質秘性を推認することが十分可能となり、外形立証が有効に機能し得ると考えられる。

資料（判例）

- 西山事件最高裁決定（5(5)「マスコミの取材の自由の制限について」関係）
- 東京高裁昭和44年3月18日判決（5(6)「刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について」関係）

西山事件最高裁決定
(最高裁昭和51年(あ)第1581号同53年5月31日第一小法廷決定)

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

(上告趣意に対する判断)

弁護士伊達秋雄、同高木一、同大野正男、同山川洋一郎、同西垣道夫の上告趣意第一点は、憲法二一条違反をいうが、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であり、同第二点は、単なる法令違反の主張であり、同第三点は、憲法二一条違反をいう点もあるが、実質はすべて単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ。

(職権による判断)

一 国家公務員法一〇九条一、一〇〇条一項にいう秘密とは、非公知の事実であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいい (最高裁昭和四八年(あ)第二七一六号同五二年一月一九日第二小法廷決定)、その判定は司法判断に服するものである。

原判決が認定したところによれば、本件第一〇三四号電信文案には、昭和四六年五月二八日に愛知外務大臣とマイヤー駐日米国大使との間でなされた、いわゆる沖縄返還協定に関する会談の概要が記載され、その内容は非公知の事実であるというのである。そして、条約や協定の締結を目的とする外交交渉の過程で行われる会談の具体的内容については、当事国が公開しないという国際的外交慣行が存在するのであり、これが漏示されると相手国ばかりでなく第三国の不信を招き、当該外交交渉のみならず、将来における外交交渉の効果的遂行が阻害される危険性があるものというべきであるから、本件第一〇三四号電信文案の内容は、実質的にも秘密として保護するに値するものと認められる。右電信文案中に含まれている原判決対米請求権問題の財源については、日米双方の交渉担当者において、円滑な交渉妥結をは

かるため、それぞれの対内関係の考慮上秘匿することを必要としたものようであるが、わが国においては早晩国会における政府の政治責任として討議批判されるべきであつたもので、政府が右のいわゆる密約によつて憲法秩序に抵触するとまでいえるような行動をしたものではないのであつて、違法秘密といわれるべきものではなく、この点も外交交渉の一部をなすものとして実質的に秘密として保護するに値するものである。したがつて右電信文案に違法秘密に属する事項が含まれていると主張する所論はその前提を欠き、右電信文案が国家公務員法一〇九条一、二号、一〇〇条一項にいう秘密にあたることとした原判断は相当である。

二 国家公務員法一一一条にいう同法一〇九条一、二号、一〇〇条一項所定の行為の「そそのかし」とは、右一〇九条一、二号、一〇〇条一項所定の秘密漏示行為を実行させる目的をもつて、公務員に対し、その行為を実行する決意を新に生じさせるに足りる態適行為をすることを意味するものと解するのが相当であるところ（最高裁昭和二七年（あ）第五七七九号同二九年四月二七日第三小法廷判決・刑集八卷四号五五五頁、同四一年（あ）第一一二九号同四四年四月二日大法廷判決・刑集二三卷五号六八五頁、同四三年（あ）第二七八〇号同四八年四月二五日大法廷判決・刑集二七卷四号五四七頁参照）、原判決が認定したところによると、被告人はA新聞社東京本社編集局政治部に勤務し、外務省担当記者であつた者であるが、当時外務事務官として原判示職務を担当していたBと原判示「ホテルC」で肉体関係をもつた直後、「取材に困っている、助けると思つて安川審議官のところに来る書類を見せてくれ。君や外務省には絶対に迷惑をかけない。特に沖縄関係の秘密文書を頼む。」という趣旨の依頼をして懇願し、一応同女の受諾を得たうえ、さらに、原判示D政策研究所事務所において、同女に対し「五月二八日愛知外務大臣とマイヤー大使とが請求権問題で会談するので、その関係書類を持ち出してもらいたい。」旨申し向けたというのであるから、被告人の右行為は、国家公務員法一一一条、一〇九条一

二号、一〇〇条一項の「そそのかし」にあたるものというべきである。

ところで、報道機関の国政に関する報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、いわゆる国民の知る権利に奉仕するものであるから、報道の自由は、憲法二一条が保障する表現の自由のうちでも特に重要なものであり、また、このような報道が正しい内容をもつためには、報道のための取材の自由もまた、憲法二一条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない（最高裁昭和四四年（シ）第六八号同年十一月二六日大法院決定・刑集二三卷一一号一四九〇頁）。そして、報道機関の国政に関する取材行為は、国家秘密の探知という点で公務員の守秘義務と対立拮抗するものであり、時としては誘導・唆誘的性質を伴うものであるから、報道機関が取材の目的で公務員に対し秘密を漏示するようにそそのかしたからといって、そのことだけで、直ちに当該行為の違法性が推定されるものと解するのは相当ではなく、報道機関が公務員に対し根気強く執拗に説得ないし要請を続けることは、それが真に報道の目的からためたものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為というべきである。しかしながら、報道機関といえども、取材に関し他人の権利・自由を不当に侵害することのできる特権を有するものでないことはいうまでもなく、取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであつても、取材対象者の個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならない。これを本件についてみると原判決及び記録によれば、被告人は、昭和四六年五月一八日頃、従前それほど親交のあつたわけでもなく、また愛情を寄せていたものでもない前記Bをはじめて誘つて一夕の酒食

を共にしたうえ、かなり強引に同女と肉体関係を持ち、さらに、同月二二日原判示「ホテルC」に誘って再び肉体関係をもつた直後に、前記のように秘密文書の持出しを依頼して懇願し、同女の一応の受諾を得、さらに、電話でその決断を促し、その後も同女との関係を継続して、同女が被告人との右関係のため、その依頼を拒み難い心理状態になつたのに乗じ、以後十数回にわたり秘密文書の持出しをさせていたもので、本件そそのかし行為もその一環としてなされたものであるところ、同年六月一七日いわゆる沖縄返還協定が締結され、もはや取材の必要がなくなり、同月二八日被告人が渡米して八月上旬帰国した後は、同女に対する態度を急変して他人行儀となり、同女との関係も立消えとなり、加えて、被告人は、本件第一〇三四号電信文案については、その情報源が外務省内部の特定の者にあることが容易に判明するようなその写を国会議員に交付していることなどが認められる。そのような被告人の一連の行為を通じてみるに、被告人は、当初から秘密文書を入手するための手段として利用する意図で右Bと肉体関係を持ち、同女が右関係のため被告人の依頼を拒み難い心理状態に陥つたことに乗じて秘密文書を持ち出させたが、同女を利用する必要がなくなるや、同女との右関係を消滅させその後は同女を顧みなくなつたものであつて、取材対象者であるBの個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪したものといわざるをえず、このような被告人の取材行為は、その手段・方法において法秩序全体の精神に照らし社会観念上、到底是認することのできない不相当なものであるから、正当な取材活動の範囲を逸脱しているものというべきである。

三 以上の次第であるから、被告人の行為は、国家公務員法一一一条（一〇九条一二号、一〇〇条一項）の罪を構成するものというべきであり、原判決はその結論において正当である。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五三年五月三十一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸		盛	一
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	本	山		亨

主 文
本件控訴を棄却する。
当審における未決勾留日数中九〇日を原判決の刑に算入する。

理 由
本件控訴の趣意は、弁護人上田誠吉、同田代博之、同西嶋勝彦連名提出の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は、検察官松本卓矣提出の答弁書記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。
控訴趣意第二、第三点について
所論は、原判決が原判示第三の電信文を国家公務員法上の秘密に当たると認定したのは、秘密の意義、必要性、立証責任を誤つたものであつて、ひいては、判決に影響を及ぼすこと明らかな事実の誤認法令適用の誤りおよび訴訟手続の法令違反があるというものである。
しかしながら、原判決が判示第三の秘密の電信文につき、それが形式的にも実質的にも、国の電信文であり、秘密指定の手續の相当性等からその実質的秘匿性を認定できるとして、それが国家公務員法所定秘密に当たるとした点は、つぎの点を加えるほか、相当として是認することができる。すなわち、国家公務員法上の秘密を漏らす罪およびこれをそそのかす罪は、いわゆる刑罰法規であつて、罪刑法定主義の精神にのっとり、これを厳格に解しななければならないところ、同法にいわゆる「秘密」がいかなる事項を指称するかについて、内容的にも手続的にもなんら明らかにされておらず、したがつて、なにが同法の秘密であるかについては、所論のよる見解もなりたちるところであるが、他方、行政官庁は、その行政目的を達するため、法律の趣旨に適合し必要かつ相当と認めて、一定の事項を指定して秘密の取扱いをすることができるのであるから、行政官庁がそれにとり秘密の取扱いをする旨を指定、表示した以上、その官庁における秘扱いの判断は、尊重されるべきであり、その解除のなされない限り、一応その指定、表示を受けているという事態そのものによりその秘匿性の必要性、相当性および要保護性は、充足されているものと解すべきであつて、したがつて、職員が、正当の事由もなく、その内容が秘密に値しないとしてこれを他に漏らすことの許されないのは、もとより当然である。しかしながら、証人Aの原審公判廷における供述にもあらわれのとおり、行政官庁の秘密扱い文書等についての取扱いは、ときには、しかく厳正に行なわれていないこともありうることなどの事情を勘案し、かつ、秘密が秘密として保護に値するのは、秘密の取扱いを受けるに相応する実質を備えている限りにおいてであるから、秘密の指定、表示があつても、すでにそれが事実上公表され一般人の了知するところと〈要旨第一〉なつたものについてまで、刑罰の制裁をもつてこれを保護する理由も必要性もないのである。したがつて、国〈要旨第一〉家公務員法に秘密を漏らす罪およびこれをそそのかす罪にいわゆる「秘密」とは、行政官庁により秘密扱いの指定、表示がなされたものであつて、その実体が刑罰による保護に値するものをいうと解すべきところ、訴訟法上、右秘密扱いの指定、表示のあつたことについての立証は、容易であつても、それが刑罰による保護に値する実体を備えているものであるかどうかについては、しかく容易ではない。なんとなれば、秘密扱いとされたものが公開の法廷に顕出されることにより、それが公表され、一般人に了知されることによつて、秘密性を失ふ〈要旨第二〉うことになりかねないからである。かかる場合には、それが秘密扱いに指定、表示された必要性、相当性および〈要旨第二〉秘密扱いの実情などを調査検討して、なお、それが実体的真実発見の場である公判廷に顕出できない相当の理由があると認められるときは、原判示のような方法により、それが刑罰による保護に値する実体を備えるものと認定することも許されるものといふべきである。しかして、北朝鮮帰還協定交渉関係の交渉の開始から決裂にいたるまでの両赤十字社の方針、経過等は、所論のように、連日の新聞等により報道され、公知のものであつたにしても、外務省において受信した右帰還協定についての赤十字会談に関する原判示第三の電信文の内容が、外務省によつて公式発表され、それが報道されたものと認めるべき証拠は記録上存在しないばかりでなく、原判決挙示の関係証拠によれば、原判示第三の秘密の電信文は、その発行人たるソ連駐在の日大使およびジュネーブ駐在のC大使によつて、外務省の手續準則にのっとり、「極秘」または「秘」の指定がなされて、D外務大臣にあて発信され、「極秘」扱い電信文は、高度の秘密性を有する暗号により発信された電信を解読したものであつて、これら「極秘」または「秘」扱い電信文の秘密の必要性、相当性は、いままなお強く維持され、その解除、放棄はなされていないことが認められるから、右電信文を原審公判廷に顕出できないことについて相当の理由のあることが肯認さ

れるのである。したがって、原判決が、その判示のような方法により、右電信文の秘密性が刑罰による保護に値する実体を備えているものと認定したのは、相当であり、右電信文そのものが証拠に提出されないからといって、その立証ができないとするわけにはいかないのであつて、もとより所論のように検察官の立証責任を誤解したものではない。所論は、独自の見解に基づき、原判決の適正な認定を非難し、刑事訴訟法違反があるとするものであつて、とうてい採用しがたい。されば、原判決には、所論のような事実の誤認、法令適用の誤り、訴訟手続の法令違反はなく、論旨は、理由がない。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 吉田作穂 判事 横地恒夫 判事 金子仙太郎)

論点ペーパーの送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月25日 14:19

宛先:

添付ファイル: 121225 MDA法との関係(法制局2R後).jtd (54 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [REDACTED]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、[REDACTED]から連絡させていただきましたが、ご不在ということで、取り急ぎメールだけ送付させていただきました。

ご確認いただければ、[REDACTED]までご連絡いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

本法の対象に特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法）を含めない理由について（案）

日米相互援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律166号。以下「MDA秘密保護法」という。）は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和29年条約第6号。以下「日米相互防衛援助協定」という。）第3条の「両政府の間で合意する秘密保持の措置」として、米国から供与された船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材（以下「装備品等」という。）に係る秘密及び装備品等に関する情報に係る秘密を保護するものである。同法は、特別防衛秘密として保護対象となる事項を第1条第3項に列記しているが、当該秘密は、米国から供与される装備品等に関する秘密という性格から、相当高度な秘密であるものと考えられる。

一方で、MDA秘密保護法の対象となる特別防衛秘密は、本法の特別秘密とは異なり、公になっていないことを要するが特段の秘匿の必要性があることは要さない。また、日米相互防衛援助協定附属書Bは「日本国政府が第三条1に従って執ることに同意する秘密保持の措置においては、アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保する」ものとしており、現在、特別防衛秘密は、その秘密の保護の必要度に応じて、機密、極秘又は秘に区分されており（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和29年政令第149号）第1条）、少なくとも「秘」に区分される特別防衛秘密には、秘匿の必要性が本法上の特別秘密の要件である「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である」という程度に至らないものまでもが含まれる可能性がある。

このように特別防衛秘密は、日米相互防衛援助協定等に基づいて米国から供与された装備品等に係る秘密という限られた事項について、本法で規定する秘匿の必要性の観点からは別個の観点で、日米相互防衛援助協定に基づく必要な措置として保護されるものであって、本法上の特別秘密とは性格を異にしている。仮に、このような特別防衛秘密を本法の対象に含めることとした場合、指定の要件や秘密区分について別途の措置を講じることが必要となるが、このような方法をとるよりも、特別防衛秘密の保護については、引き続き、MDA秘密保護法によることとすることが適当であると考えられる。

したがって、本法においては、自衛隊法（昭和29年法律165号）第96条の2第1項と同様に、MDA秘密保護法第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当する事項を特別秘密として指定する事項から除くこととしているものである。

【参照条文】**○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）**

（定義）

第一条（略）

2 この法律において「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及

び資材をいう。

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ 構造又は性能

ロ 製作、保管又は修理に関する技術

ハ 使用の方法

ニ 品目及び数量

二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令(昭和二十九年政令第四百九号)
(抄)

(秘密区分)

第一条 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条第三項に規定する特別防衛秘密は、その秘密の保護の必要度に応じて、機密、極秘又は秘のいずれかに区分しなければならない。

2 前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

3 第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

4 第一項の「秘」とは、秘密の保護が必要であつて、機密及び極秘に該当しないものをいう。

○昭和二十九年条約第六号(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び関係文書)(抄)

第三条

1 各政府は、この協定に従つて他方の政府が供与する秘密の物件、役務又は情報についてその秘密の漏せつ又はその危険を防止するため、両政府の間で合意する秘密保持の措置を執るものとする。

2 各政府は、この協定に基く活動について公衆に周知させるため、秘密保持と矛盾しない適当な措置を執るものとする。

附属書B

日本国政府が第三条1に従つて執ることに同意する秘密保持の措置においては、アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保するものとし、日本国が受領する秘密の物件、役務又は情報については、アメリカ合衆国政府の事前の同意を得ないで、日本国政府の職員又は委託を受けた者以外の者にその秘密を漏らしてはならない。

相関図の修正について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月25日 15:34

宛先:

添付ファイル: 相関図修正版.pptx (104 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [redacted] 様

いつも大変お世話になっております。

以前、ご相談させていただいた特別秘密と特防秘等との相関図について、室内で検討して一部、修正しましたので、ご検討いただきたいと思います。お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願いします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[redacted]

[redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

特別秘密・防衛秘密・特別防衛秘密・合衆国軍隊の機密についての相関図

特別秘密 (特別秘密の保護に関する法律案)

防衛秘密

(自衛隊法 第96条の2、別表第4)

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。)の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究 開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究 開発段階のもの製造、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(第六号に掲げるものを除く。)

防衛に関する事項

外交に関する事項

公共の安全と秩序の維持に関する事項

特に秘匿することが必要

公になつていないもの

特別防衛秘密

(MDA秘密保護法第1条第3項)

- 一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項
 - イ 構造又は性能
 - ロ 製作、保管又は修理に関する技術
 - ハ 使用の方法
 - ニ 品目及び数量
- 二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

※1 特別防衛秘密には、各事項に係る文書、図画又は物件を含む。

※2 特別秘密及び防衛秘密から除外

合衆国軍隊の機密

(刑事特別法第6条、別表)

- 一 防衛に関する事項
 - イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況
 - ロ 部隊の隷属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備
 - ハ 部隊の任務、配備又は行動
 - ニ 部隊の使用する軍事施設的位置、構成、設備、性能又は強度
 - ホ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量
- 二 編制又は装備に関する事項
 - イ 編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況
 - ロ 編制又は装備の現況
 - ハ 艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能

三 運輸又は通信に関する事項

- イ 軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況
- ロ 軍用通信の内容
- ハ 軍用暗号

※3 合衆国軍隊の機密には、別表に掲げる事項に係る文書、図画又は物件を含む。

特別秘密・防衛秘密・特別防衛秘密・合衆国軍隊の機密についての罰則の比較

	特別秘密の保護に関する法律案 (特別秘密)	自衛隊法 (防衛秘密)	MDA秘密保護法 (特別防衛秘密)	刑事特別法 (合衆国軍隊の機密)
漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務により特別秘密を取り扱う者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱業務者(第17条第1項) 【10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金】 ※ 未遂処罰あり(第17条第3項) ・ 業務知得者(第17条第2項) 【5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金】 ※ 未遂処罰あり(第17条第3項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者(第122条第1項) 【5年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第122条第2項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者(第3条第1項第3号) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) ○ 我が国の安全を害する目的(第3条第1項第2号) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) ○ 上記以外の者(第3条第2項) 【5年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者(第6条第2項) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第6条第3項)
過失漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務により特別秘密を取り扱う者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱業務者(第17条第4項) 【2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金】 ・ 業務知得者(第17条第5項) 【1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者(第122条第3項) 【1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者(第4条第1項) 【2年以下の禁錮又は5万円以下の罰金】 ○ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者以外で業務により特別防衛秘密を知得・領有した者(第4条第2項) 【1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金】 	
取得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 欺罔、財物の窃取等による特別秘密の取得行為(第18条第1項) 【10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金】 ※ 未遂処罰あり(第18条第2項) 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 不当な方法による探知収集(第3条第1項第1号) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) ○ 我が国の安全を害すべき用途に供する目的による探知収集(第3条第1項第1号) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的による探知収集(第6条第1項) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第6条第3項) ○ 不当な方法による探知収集(第6条第1項) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第6条第3項)
周辺の行為	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共謀、独立教唆、煽動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱業務者の漏えい(第19条第1項) 【5年以下の懲役】 ・ 業務知得者の漏えい(第19条第2項) 【3年以下の懲役】 ・ 欺罔、財物の窃取等による特別秘密の取得行為(第19条第1項) 【5年以下の懲役】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共謀、独立教唆、煽動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者の漏えい(第122条第4項) 【3年以下の懲役】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陰謀、独立教唆、せん動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者の漏えい(第5条第1項、第3項)※ ・ 我が国の安全を害する目的とする漏えい(第5条第1項、第3項)※ ・ 不当な方法による探知収集(第5条第1項、第3項) ・ 我が国の安全を害すべき用途に供する目的による探知収集(第5条第1項、第3項) ※ 以外の者による漏えい(第5条第2項) 【3年以下の懲役】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陰謀、独立教唆、せん動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者(第7条第1項、2項) ・ 合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的による探知収集(第7条第1項、第2項) ・ 不当な方法による探知収集(第7条第1項、第2項) 【5年以下の懲役】

【連絡】法制局持込資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月26日 21:48

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 法制局協議メモ(各省送付).jtd (29 KB); 外政.zip (1 MB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第54回、12月26日(水)に内閣法制局に持ち込み)を送付いたします(送付資料は変更のあった資料のみ)。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月26日 21:51

宛先:

添付ファイル: 警察庁.zip (1 MB); 法制局協議メモ(各省送付).jtd (29 KB)

警察庁警備局警備企画課 小林様、XXXXXXXXXX様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第54回、12月26日(水)に内閣法制局に持ち込み)を送付いたします(送付資料は変更のあった資料のみ)。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

XXXXXXXXXX
Tel 03-5253-2111 (内線 XXXXXX)

XXXXXXXXXX (直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月26日 21:52

宛先:

添付ファイル: 法制局協議メモ(各省送付).jtd (29 KB); 公安庁.zip (1 MB)

公安調査庁 総務部審理室 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第54回、12月26日(水)に内閣法制局に持ち込み)を送付いたします(送付資料は変更のあった資料のみ)。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
[REDACTED]
Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月26日 21:53

宛先:

添付ファイル: 法制局協議メモ(各省送付).jtd (29 KB); 法務省.zip (1 MB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第54回、12月26日（水）に内閣法制局に持ち込み）を送付いたします（送付資料は変更のあった資料のみ）。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月26日 21:54

宛先:

添付ファイル: 外務省.zip (1 MB); 法制局協議メモ(各省送付).jtd (29 KB)

外務省 大臣官房総務課 様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第54回、12月26日(水)に内閣法制局に持ち込み)を送付いたします(送付資料は変更のあった資料のみ)。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 様)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月26日 21:55

宛先:

添付ファイル: 法制局協議メモ(各省送付).jtd (29 KB); 防衛省.zip (1 MB)

防衛省 防衛政策局調査課 [redacted] 様、[redacted] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第54回、12月26日(水)に内閣法制局に持ち込み)を送付いたします(送付資料は変更のあった資料のみ)。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[redacted]
Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月27日 9:22

宛先:

添付ファイル: 法制局協議メモ(各省送付).jtd (29 KB); ①公務員に対する適性評価の実施について.jtd (60 KB); ①の別紙1.xlsx (18 KB); ①の別紙2.jtd (34 KB); ②不利益取扱い禁止に関する規定について.jtd (55 KB); 論点集.jtd (171 KB); 検討経緯(3頁).ppt (171 KB); スパイ防止法(7頁).pdf (289 KB); 報告書とスパイ防止法(8頁).ppt (225 KB); 法案とスパイ防止法(9, 10頁).ppt (247 KB); 主要な情報漏えい事件等の概要(13頁).xls (28 KB); 標的型サイバー攻撃の事例(14頁).jtd (52 KB); システム有識者対策(15頁).pdf (126 KB); 情報保全システムの取組の推進について(16頁).pdf (376 KB); 諸外国 適性評価(19, 20頁).jtd (384 KB); 罰則(22頁).pptx (98 KB); 諸外国 罰則(24, 25頁).jtd (77 KB); 持込資料リスト.jtd (46 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第54回、12月26日(水)に内閣法制局に持ち込み)を送付いたします(送付資料は変更のあった資料のみ)。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

Fax 03-3592-2307

【連絡】内閣法制局への持込み予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月27日 9:23

宛先:

添付ファイル: 法制局協議メモ(各省送付).jtd (29 KB); 経産省.zip (1 MB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 下堀様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第54回、12月26日(水)に内閣法制局に持ち込み)を送付いたします(送付資料は変更のあった資料のみ)。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月27日 9:24

宛先:

添付ファイル: 法制局協議メモ(各省送付).jtd (29 KB); 経産省.zip (1 MB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第54回、12月26日(水)に内閣法制局に持ち込み)を送付いたします(送付資料は変更のあった資料のみ)。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

公務員に対する適性評価の実施について（案）

1 現行の適格性確認制度

外国情報機関による我が国に対する情報収集活動が行われる中で、我が国の重要な情報を保護するため更なる対策の強化が必要であることから、特別に秘匿すべき情報（以下「特別管理秘密」という。）について厳格な管理を行うため、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、平成21年4月から国の行政機関の職員を対象に特別管理秘密の取扱者に対する適格性の確認を実施している。

基本方針では、特別管理秘密の取扱いは適格性を確認された者が行うこととされており、適格性の確認は、あらゆる情報活動の前提となる情報保全の徹底を図るという観点から、必要なものである。適格性の確認に当たっては、調査対象者が特別管理秘密を取り扱うに当たって信用でき、かつ、信頼し得るか否かについて、本法に定める調査事項とほぼ同様の事項を各行政機関が任命権者の権限の範囲内で、人事管理情報等により調査している（別紙1「適性評価制度と適格性確認制度との比較」参照）。

なお、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第1項に規定する防衛秘密については特別管理秘密に相当するものとして取り扱うこととしており、これらの秘密を取り扱う者に対しても「基本方針」に基づく適格性の確認が実施されているところである。

2 国家公務員法等における欠格条項等との関係

(1) 国家公務員法等における規定

国家公務員法（昭和22年法律第120号）等においては、官職に就くための絶対的能力要件として、欠格条項が定められており（国家公務員法第38条）、職員となった後に欠格条項に新たに該当することとなった場合には当然にその職を失うとされている（国家公務員法第76条）。

また、職員の分限、懲戒及び保障については公正でなければならないとされ（国家公務員法第74条）、職員は、法定事由によらない限り、その意に反して、降任、休職、免職又は降給されることはなく（国家公務員法第75条）、本人の意に反する降任及び免職、本人の意に反する休職については、処分事由が法定され（国家公務員法第78条、第79条）、また、降給については、処分事由が人事院規則に具体的に定められている（人事院規則11-10第4条、第5条）。これら分限処分は、特定の場合に職員の身分保障が公務能率を阻害することがあることから、職員の意に反して身分を変動し、喪失させるものである。また、懲戒処分についても、懲戒事由が法定されており（国家公務員法第82条）、職員の義務違反に対し、公務の規律及び秩序維持の観点から制裁が科されるが、懲戒処分は、分限処

分とは異なり、職員の責めに帰すべき義務違反、具体的には公務組織の規律や秩序を乱す非違行為あるいは不作為の存在を前提としている。

(2) 適性評価制度における調査事項と欠格条項等との関係

本法において導入する適性評価制度は、行政機関の長又は警察本部長が、特別秘密を取り扱わせようとする個別具体の職員について、当該者が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかという観点から適性を評価するものであり（別紙2「特別秘密を漏らすおそれと調査事項」参照）、公務員の能力を評価するものではない。こうした特別秘密を取り扱う適性は、国家公務員法等における欠格条項で判断される官職に就く能力、分限処分において判断される公務能率を阻害していること、懲戒処分において判断される公務の規律と秩序を乱していることを評価するものではない。

また、以下の表のとおり、適性評価の調査事項を個別具体的にみると、適性評価に当たって調査する事項は、

- ・ 欠格条項、分限処分及び懲戒処分（以下「欠格条項等」という。）と関係を有する事項ではあるものの、適性評価で調査する事項は欠格条項等の対象となる事由に比べ、広範であり、かつ、欠格条項等に該当しなくとも、適性評価に当たっては適性を有しないと判断される事項となり得るものがあること
- ・ 欠格条項等に該当し得る事由には何ら当てはまらないものがあることから、欠格条項等のみでは、特別秘密を取り扱うための適性を判断することはできない。

調査項目	適性評価における調査事項と欠格条項等との差異
特定有害活動との関係	<p>「日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」が欠格条項に該当するが、適性評価においては、これに限られず、特定有害活動（国内外の組織によるテロ活動、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動）との関係が調査事項とされる。また、特定有害活動を行う団体との関係についても、構成員に加え、これを支援している場合も含まれる。</p> <p>国籍については、欠格条項等に明文の規定はないが、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには国籍を必要とするものと解すべきとされている。また、適性評価においても、国籍は、調査事項とされる。</p> <p>国籍以外の学歴、職歴、帰化歴、配偶者等の国籍、海外への渡航歴、外国における資産の保有状況といった、特定有害活動との関係に関する事項を効果的かつ効率的に調査するために必要な調査事項は、欠格条項等の対象とされていない。</p>
犯罪及び懲戒の経歴	<p>「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者」が欠格条項に該当するが、適性評価においては、刑の種類や軽重、執行猶予中であるか否かを問わない。</p> <p>2年以内の懲戒免職処分は欠格条項に該当するが、適性評価においては、</p>

	懲戒免職に限らず、全ての懲戒の経歴を調査の対象とし、また、時期を問わない。
情報の取扱いに係る非違の経歴	欠格条項等の対象とならないが、適性評価においては、情報の取扱いに関し、監督上の注意・指導を受けたことがあるか否かが調査事項とされる。
薬物の濫用及び影響	薬物の濫用は、これが法律違反に該当する場合には懲戒処分の対象となり得る。また、薬物の影響により心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合には、分限処分の対象となり得る。一方で、適性評価においては、こうした場合のみならず、処方された薬物を服用することにより眠気・ふらつき等の薬理効果が生じているか否かも調査事項とされる。
精神疾患	精神的故障により職務の遂行に支障が生じる場合には分限処分の対象となり得るが、適性評価に当たっては、職務の遂行に支障が生じない場合でも、職務内外にかかわらず、記憶を失ったり、自己に損害を発生させる行為をとったりしたことがないかなどが調査事項とされる。
飲酒についての節度	飲酒の結果により、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合には、分限処分の対象となり得る。一方で、適性評価においては、こうした場合のみならず、所持品の紛失、自己に損害を発生させる行動や器物損壊等の行動を取ったことがあるかなども調査事項とされる。
信用状態その他の経済的な状況	通常、欠格条項等の対象とならないが、適性評価においては、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられないかなどが調査事項とされる。

3 適性評価の実施のために取得した個人情報の取扱い

適性評価においては、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに深く関わる個人情報を取得することとなる。適性評価によって取得されたプライバシーに深く関わる個人情報が、例えば人事評価において利用されるのではないかといった不安感や不信感が評価対象者に発生すると、評価対象者が正確な情報を提供することを躊躇し、適性評価の実効性を損なうことになりかねない。このため、本法においては、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を適性評価の実施以外の目的のために利用し、又は提供してはならないこととしている。

しかしながら、2のとおり、適性評価で調査する事項は、欠格条項等の対象となる事由と関係を有する事項があることから、適性評価を実施するために行う調査において、評価対象者について欠格条項等に該当する事由が明らかになることも想定される。このような個人情報を懲戒処分等のために、利用・提供することを禁止することとする場合、行政機関の長において、欠格条項等に該当する事由の存在を認識しながら、何らの措置を取ることができず、結果として職務を遂行することについての適格性を欠く者をその職位にとどまらせるという不合理な事態が生じることとなる。したがって、このような場合には、個人情報の利用・提供を例外的に認めることとする。

【条文イメージ】

(適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)

第十一条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該個人情報によって識別される者が国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三十八条各号、第七十八条各号、第七十九条各号若しくは第八十二条第一項各号、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号、第四十二条各号若しくは第四十三条各号又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号、第二十八条第一項各号、同条第二項各号若しくは第二十九条第一項各号のいずれかに該当する疑いが当該個人情報によって生じたときは、この限りでない。

適性評価制度と適格性確認制度との比較

機密性2情報

	適性評価制度	適格性確認制度
根拠	○特別秘密の保護に関する法律(案)	○カウンタートリジェンス機能の強化に関する基本方針(カウンタートリジェンス推進会議決定) ○秘密取扱者適格性確認制度の案(各行政機関) ○カウンタートリジェンス推進会議承認 ○秘密取扱者適格性確認制度実施規程(各行政機関が作成) ○国の行政機関の職員 ・ 特別管理秘密の取扱いが見込まれることとなった者
対象	○国の行政機関の職員・都道府県警察職員・契約業者の役員等 ・ 特別秘密の取扱いが見込まれることとなった者 ・ 直近の適性評価から5年経過後以後も特別秘密の取扱いが引き続き見込まれる者 ・ 直近の適性評価から5年を経過していない者で特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価することが特に必要であると認められたもの ○行政機関の長、国務大臣、内閣府副長官、副大臣、大臣政務官等が対象外	○特別職の国家公務員(自衛隊員を除く。)は対象外 ○国の行政機関の長が指定した者
実施権者	○国の行政機関の職員 ○都道府県警察一当該国の行政機関の長 ○都道府県警察一当該都道府県警察の警察本部長 ○契約業者の役員等一契約に係る国の行政機関の長	○セキユリティクリアランス対象活動を行っている国、組織又は人への関与 ○刑事処分 ○懲戒処分等 ○情報の不適切な取扱い ○薬物濫用等 ○精神障害 ○アルコール依存等 ○金融問題
調査事項	① 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 ② 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項 ③ 薬物の濫用及び影響に関する事項 ④ 精神疾患に関する事項 ⑤ 飲酒についての適性に関する事項 ⑥ 適性評価に関する他の経歴的な状況に関する事項 ⑦ ①についての調査を効果的・効率的に実施するため、以下の事項を調査 ○学歴及び職歴に関する事項 ○外国との関連を有する事項に関する事項 ○配偶者、家族及び同居人の氏名、生年月日、住所及び国籍(本人の人物特定事項の一つとして把握) ○本人が質問票に記載し提出 ○必要な範囲内において担当者が本人やその関係者(上司のほか友人を含む。)に質問 ○必要な範囲内において行政機関や公私団体の照会	○特定の外国への頻繁な私的渡航 ○外国籍配偶者 ○帰化 ○特異な運動 ○人事管理情報 ○上司・人事担当課に対する質問 本人に対する面接を実施
情報収集の方法	○本人が質問票に記載し提出 ○必要な範囲内において担当者が本人やその関係者(上司のほか友人を含む。)に質問 ○必要な範囲内において行政機関や公私団体の照会	○職員に当たり必ずしも職員本人の同意を得ていない。 ○人事管理情報を用いて適格性確認を実施することから、その実施に当たり必ずしも職員本人の同意を得ていない。
同意の取得	必須としている	必須としている
照会機関	法律に規定(同意に当たって照会することがある旨を告知)	法律に規定はない
結果の通知	通知する	通知しない
理由の通知	適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲で通知する	○適格性確認は、職員の任命に関して任命権者の権限の範囲内で実施しているものであり、適格性の有無の判断の結果や理由を通知することとはしていない。

特別秘密を漏らすおそれと調査事項

着眼点・理由	適性を認められない場合の例	調査事項
<p>取扱者が自発的に特別秘密を漏らすおそれ (特別秘密を漏らすことにより利益を得ようとする者が、行動又は状況に具現している者は、自発的に漏らすおそれがあるため)</p>	<p>○ 特定有害活動を自ら行ったり、特定有害活動を行う団体や個人を支援している場合 ○ 外国情報機関等から特定有害活動への働き掛けを受けている場合</p> <hr/> <p>○ 経済的に追い詰められている状況にある場合</p>	<p>○ 特定有害活動との関係(必要に応じ、行政機関に照会) ○ 特定有害活動との関係(学歴、職歴、帰化歴、配偶者等の国籍、国外に保有する資産、国外への渡航歴等について調査。必要に応じ、行政機関、金融機関等に照会。)</p> <hr/> <p>○ 信用状態その他の経済的な状況(必要に応じ、金融機関等に照会)</p>
<p>取扱者が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ (特別秘密の取扱者に自発的に漏らす事情がなくとも、外国情報機関等が取扱者の意思を抑圧することで、特別秘密が漏れることが考えられるため)</p>	<p>○ 外国に多額の経済的利益を有している場合</p> <hr/> <p>○ 経済的に追い詰められている状況にある場合</p>	<p>○ 特定有害活動との関係(必要に応じ、金融機関等に照会)</p> <hr/> <p>○ 信用状態その他の経済的な状況(同)</p>
<p>取扱者が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ (特別秘密の漏えいを防止するためには、常に、その保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを適切かつ確実に講じる必要があるところ、これを期待できない者に特別秘密を取り扱わせれば、本人に故意がなくとも漏らしてしまうことになりかねないため)</p>	<p>○ 日頃から規範意識が欠落していることが行動又は状況に具現している場合 ○ 合理的な行動をとるべく自己を管理できないことが行動又は状況に具現している場合</p> <hr/> <p>○ 精神疾患等の影響により是非善悪を弁識できない状態に陥る可能性があることが行動又は状況に具現している場合</p>	<p>○ 犯罪及び懲戒の経歴(必要に応じ、市町村や勤務先に照会) ○ 情報の取扱いに係る非違の経歴(必要に応じ、勤務先に照会) ○ 薬物の濫用及び影響(必要に応じ、医療機関に照会) ○ 飲酒についての節度(必要に応じ、勤務先の上司や同僚に質問) ○ 信用状態その他の経済的な状況(同)</p> <hr/> <p>○ 精神疾患(必要に応じ、医療機関に照会) ○ 薬物の濫用及び影響(同)</p>

【参照条文】

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）

（欠格条項）

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第九十九条から第一百二十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（分限、懲戒及び保障の根本基準）

第七十四条 すべて職員の分限、懲戒及び保障については、公正でなければならない。

② （略）

（身分保障）

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

（欠格による失職）

第七十六条 職員が第三十八条各号の一に該当するに至つたときは、人事院規則に定める場合を除いては、当然失職する。

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

（本人の意に反する休職の場合）

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

（懲戒の場合）

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公

務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。)に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

② (略)

(秘密を守る義務)

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

②～⑤ (略)

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、隊員となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 隊員は、前項各号の一に該当するに至つたときは、防衛省令で定める場合を除き、当然失職する。

(身分保障)

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一 勤務成績がよくない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

四 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

第四十三条 隊員は、次の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合を除き、その意に反して休職にされることがない。

一 心身の故障のため長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

○人事院規則一一一一〇(職員の降給)(平成二十一年人事院規則一一一一〇)(抄)

(降格の事由)

第四条 各庁の長(給与法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第二号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、各庁の長が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判

断して定めるものとする。

- 一 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）
 - イ 職員の能力評価又は業績評価の人事評価政令第九条第三項（人事評価政令第十四条において準用する場合を含む。）に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語が最下位の段階である場合（次条及び第六条第一項第一号イにおいて「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくなないと認められる場合において、指導その他の人事院が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。
 - ロ 各庁の長が指定する医師二名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合
 - ハ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事院が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。
- 二 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の給与法第八条第一項の規定による定数に不足が生じた場合
（降号の事由）

第五条 各庁の長は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の人事院が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

（欠格条項）

第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(分限及び懲戒の基準)

第二十七条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(降任、免職、休職等)

第二十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務実績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 (略)

4 職員は、第十六条各号(第三号を除く。)の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2～4 (略)

(秘密を守る義務)

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2・3 (略)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別するこ

とができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

3・4 （略）

5 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（利用及び提供の制限）

第八条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4 （略）

不利益取扱いの禁止に関する規定について（案）

本法では、適性評価の実施について同意をしなかったことや適性評価により適性を有しないと認められたこと等を理由として、行政機関及び都道府県警察（以下「行政機関等」という。）の職員が免職その他不利益な取扱いがされることがないように国家公務員法等の規定を適用しなければならない旨を規定することを検討していた。これは、本法において、契約業者が、その使用し、又は使用していた者に対して、適性評価の実施について同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止する規定を設けていることから、契約業者の職員等との比較において反対解釈を生じることが懸念されるため、確認的に規定したものである。

一方、適性評価により適性を有しないと認められた場合、行政機関の長は、職員を特別秘密を取り扱うことのない職に転任させることがあり、また、上位の職が全て特別秘密を取り扱うこととなる場合には、職員が昇任できないという事態も想定される。適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として不利益な取扱いを禁止する確認的な規定を設けることにより、適性評価の結果により、取扱いに差異が生じることを一切禁止しているかのように解され、こうした事実上の影響が当該規定で禁止する不利益な取扱いに該当するのではないかと疑義が生じるおそれがある。

しかしながら、行政機関の職員にあつては、一般職の職員については国家公務員法（昭和22年法律第120号）の適用が、自衛隊の隊員については自衛隊法（昭和29年法律第165号）の適用があり、また都道府県警察の職員にあつては国家公務員法又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用があり、それぞれの法律の任用、免職等に関する規定を的確に運用することによって、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他不利益な取扱いを受けることがないことが担保されている。このため、行政機関等の職員について、免職その他不利益な取扱いをすることを禁止する規定を明文化する必要性は必ずしも高くないとも考えられる。

したがって、適性評価の実施について同意をしなかったことや適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員が免職その他不利益な取扱いがされることがないように国家公務員法等の規定を適用しなければならない旨の規定は設けないこととする。

行政機関の長等を適性評価の対象外とする理由について（案）

本法においては、特別秘密の漏えいの防止を徹底する観点から、特別秘密を取り扱うことができる者を適性評価により適性を有すると認められたものに原則として限定しているが、

- 行政機関の長
- 国務大臣
- 内閣官房副長官、副大臣
- その他職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者

については、それぞれ次の理由から、例外的に適性評価を実施することなく、特別秘密を取り扱うことができることとしている。

1 行政機関の長

行政機関の長には、国務大臣をもって充てられる場合のほか国務大臣以外の国家公務員をもって充てられる場合（内閣法制局長官、宮内庁長官、警察庁長官、検事総長等）がある。いずれの場合であっても、行政機関の長は、当該行政機関の事務を統括し、その所掌事務を遂行しているところ、仮に、適性評価の結果、行政機関の長が適性を有しないと認められた場合、当該行政機関の長は、その所掌事務遂行のために必要な特別秘密を取り扱うことができず、必要な職責を果たすことが困難となる。そもそも、本法においては、特別秘密の指定や適性評価等について、行政機関の長がこれを実施することとしており、このような行政機関の長の職責の重大性から、その任命に当たっては、特別秘密を取り扱う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。したがって、行政機関の長については、適性評価の対象とすることは適当でない。

なお、上記のとおり、行政機関の長については、特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

2 国務大臣

内閣総理大臣及び内閣総理大臣により任命された国務大臣で組織される内閣において、内閣の意思決定その他の活動は閣議によることとされ（内閣法（昭和22年法律第5号）第4条第1項）、内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負うとされている（憲法第66条第3項）。閣議においては、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件が議題となり、特別秘密を取り扱うことが当然に想定されるところであり、仮に、適性評価の結果、国務大臣が適性を有しないと認められ、特別秘密を取り扱うことができない場合、当該国務大臣は当該閣議に参画することができず、

内閣が連帯して責任を負うことができない事態が生じる。また、このような国務大臣の職責の重大性から、内閣総理大臣は国務大臣を任命するに当たって、特別秘密を取り扱う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。したがって、国務大臣を適性評価の対象とすることは適当ではない。

なお、上記のとおり、国務大臣については、特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

3 内閣官房副長官、副大臣

内閣官房副長官及び副大臣（以下「内閣官房副長官等」という。）は、それぞれ、内閣官房長官、大臣が不在の場合にあらかじめその命を受け、その職務を代行することとされており（内閣法第14条第3項、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第16条第3項）、仮に、適性評価の結果、内閣官房副長官等が適性を有しないと認められ、特別秘密を取り扱うことができない場合、当該内閣官房副長官等は、それぞれ内閣官房長官、大臣の職務を代行することができず、代行すべき国務大臣の職責を果たすことができないおそれがある。したがって、内閣官房副長官等を適性評価の対象とすることは適当ではない。

なお、上記のとおり、内閣官房副長官等については、特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

4 職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者

職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職として、大臣政務官と合議制の機関を構成する職であって、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とするものを想定している。

(1) 大臣政務官

大臣政務官は、特定の政策及び企画に参画することとされており、大臣政務官は、大臣及び副大臣と共に、意思決定を行うなど当該行政機関の運営に責任を有している^{*1}。これら三者は特別秘密を共有することが当然に想定されるところであり、仮に、適性評価の結果、大臣政務官が適性を有しないと認められ、特別秘密を取り扱うことができない場合、当該大臣政務官は当該行政機関における意思決定に参画することができず、当該行政機関の運営に支障が生じるおそれがある。したがって、大臣政務官を適性評価の対象とすることは適当ではない。

*1 これに対し、事務次官は、政務三役の意思決定に基づき行われる政策の実施、個別の行政執行等の事務責任者とされている（「衆議院議員柿沢未途（みんな）提出事務次官の役割に関する質問に対する答弁書について（内閣衆質173第35号））。

(2) 合議制の機関を構成する職であつて、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とするもの

就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職には、本法に規定する行政機関の長に該当する合議制の機関を構成する職とその他の合議制の機関を構成する職とがあり、前者の例として、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第5条第1項に定める人事官、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第4条第1項に定める検査官、警察法（昭和29年法律第162号）第7条第1項に定める国家公安委員会委員が、また、後者の例として、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第14条第1項に定める国家公務員倫理審査会会長及び委員、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第30条第1項に定める総合科学技術会議議員がある。

このうち、本法に規定する行政機関の長とされる合議制の機関を構成する職を占める者については、当該合議制の機関が本法に規定する行政機関の長として職責を果たすためには、その構成員についても、適性評価の対象とすることは適当ではない。

また、その他の合議制の機関を構成する職を占める者についても、各法において、その選任について、民主的なコントロールを確保するため、国民の代表たる国会を関与させることとされており、当該者の罷免についても、各法に規定する事由が必要とされている。したがって、仮に、適性評価の結果、これらの者が適性を有しないと認められ、特別秘密を取り扱うことができない場合、その者が適切に当該機関の意思決定に関与することができず、かつ、別の者が直ちにこれに替わることもできないため、結果的に、当該機関が職責を果たすことが困難となるおそれがある。したがって、これらの者を適性評価の対象とすることは適当ではない。

なお、上記のとおり、これらの者については、特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔内閣の組織・国会に対する連帯責任〕

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する。

② （略）

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第四条 内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとする。

②・③ （略）

第十四条 （略）

2 （略）

3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（行政機関の長の権限）

第十条 各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督する。

（副大臣）

第十六条 （略）

2 （略）

3 副大臣は、その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。

4 （略）

5 副大臣の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣がすべてその地位を失ったときは、これと同時にその地位を失う。

（大臣政務官）

第十七条 （略）

2 （略）

3 大臣政務官は、その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。

4 （略）

5 大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。

6 前条第六項の規定は、大臣政務官について、これを準用する。

○内閣府設置法（平成十三年法律第八十九号）（抄）

（内閣官房長官及び内閣官房副長官）

第八条 （略）

2 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣官房長官の命を受け、内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画する。

（副大臣）

第十三条 （略）

2 （略）

3 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）をつかさどり、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

4 （略）

5 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣が全てその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

（大臣政務官）

第十四条 （略）

2 （略）

3 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に参画し、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

4 （略）

5 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

6 （略）

適性評価と苦情に対応するための仕組みについて（案）

1 苦情に対応するための仕組みを設ける必要性

適性評価は、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者かどうかを評価するものに過ぎず、職員の任用について人事評価又はその他の能力の実証等に基づいて行わなければならないことを規定する国家公務員法（昭和22年法律第120号）等の能力に該当するものではない。また、適性評価は、評価対象者の権利義務を変動させるものでもないことから、適性評価は「処分その他の公権力の行使」には該当しない^{*1}。したがって、行政機関の長又は警察本部長が実施した適性評価の結果、評価対象者が適性を有しないと認められたとしても、行政不服審査法の不服申立又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならない。

一方で、適性評価の結果、適性を有しないと認められた場合、行政機関の長は、その職員を特別秘密の取扱者から除外するとともに、これによってその職務の遂行に支障が生じるときは、適切な時期に特別秘密を取り扱うことのない職に転任させるといった措置を講じることがある。また、職員が既に一定の官職にあり、上位の官職は全て特別秘密を取り扱うことが想定されている場合に、当該職員が適性評価の結果、適性が認められないときに、上位の官職に就けないという事態も想定されるところである。

このように、適性評価の結果は、職員に事実上の影響を与えることが否定できないが、行政不服審査法等の対象とならないことから、適性評価制度の実効的かつ円滑な実施を担保するためには、適性評価に対する職員の不満、不服、疑問といった苦情に弾力的に対応できる一定の措置を講ずる必要があると考えられる。

また、

- ・ 適性評価は、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても行政機関の長が取得する制度であることから、本人の理解を得て円滑に運営する必要があること。
- ・ 適性評価の実施権者と評価対象者の間において、事実関係の認識等に齟齬が生じることも考えられること。

*1 適性を有すると認められたとしても、実際にいつどのような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特別秘密を取り扱う資格や権利が付与されるわけではない。逆に、適性を有しないと認められたとしても、資格や権利を失うわけではない。

また、特別秘密は、行政機関又は都道府県警察の事務の遂行に伴って取扱いの必要性が生じるものであり、その保護についての一義的な責任は行政機関の長又は警察本部長が負うとの考え方から、本法制においては保護上の義務を行政機関の長又は警察本部長に課しており、適性を有すると認められたことをもって対象役職員に個別・具体的な義務が課されるわけでもない。逆に、適性を有しないと認められたとしても、個別・具体的な義務が解除されるわけでもない。

- ・ 行政機関の長の当該判断に影響を与えた情報に誤りがあるのではないかといった疑問等を確認するために本法では適性評価の結果及び理由の通知を規定しているものの、一度行った適性評価の判断について行政機関の長が再検討する機会が設けられていないこと。

から、苦情に対応するための仕組みを設けることは、適性評価の結果及び理由の通知と相まって、適性評価制度の実効的かつ円滑な実施を担保することに寄与するものと考えられる。

2 苦情に対応するための仕組みの概要

対象者からの苦情に対応するための仕組みとして、実施権者である行政機関の長及び警察本部長に対し、評価対象者の苦情について適切に対応する義務を課すこととする。

また、評価対象者が不必要に苦情を申し出ることをためらうことがないように、苦情を申し出た職員が不利益な取扱いを受けないことを規定することとする。

【苦情に対応する仕組みに関する規定（条文イメージ）】

（行政機関の職員に係る適性評価）

第7条（略）

2～8（略）

9 行政機関の長は、第六項の規定により評価対象者に通知された結果その他の適性評価に関する評価対象者の苦情について、政令で定めるところにより、適切に対応するものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第12条 契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施について第十条において準用する第七条第四項の規定による同意をしなかったこと、適性評価により適性を有しないと認められたこと又は適性評価について苦情の申出をしたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

【参照条文】

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（任免の根本基準）

第三十三条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、その者の受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

②・③（略）

（人事評価の実施）

第七十条の三 職員の執務については、その所轄庁の長は、定期的に人事評価を行わなければならない。

② 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、人事院の意見を聴いて、政令で定める。

○人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）（抄）

（苦情への対応）

第二十条 実施権者は、第十条（第十四条及び第十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定により職員に開示された定期評価における能力評価若しくは業績評価又は特別評価の結果に関する職員の苦情その他人事評価に関する職員の苦情について、内閣府令で定めるところにより、適切に対応するものとする。

2 職員は、前項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（法務大臣に対する苦情の申出）

第百六十六条 被収容者は、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、書面で、法務大臣に対し、苦情の申出をすることができる。

2・3 （略）

（不利益取扱いの禁止）

第百七十条 刑事施設の職員は、被収容者が審査の申請等又は苦情の申出をしたことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

○船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）

（船内苦情処理手続）

第百十八条の四 （略）

② （略）

③ 船舶所有者は、船員から航海中に第一項の苦情の申出を受けた場合にあつては、船内苦情処理手続に定めるところにより、苦情を処理しなければならない。

④ 船舶所有者は、第一項の苦情の申出をしたことを理由として、船員に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(参考) 人事評価制度における苦情に対応する仕組み

1 人事評価制度の概要

人事評価制度とは、国家公務員法（昭和21年法律第120号）第3章第4節の規定及び人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号）並びにこれらの規定に基づき所轄庁の庁が定めた人事評価の実施に関する規程（以下「人事評価実施規程」という。）に基づき実施されるものである。

具体的には、同制度において、一般職の非現業の国家公務員に対しては、所轄長の長等により、定期評価として、①能力評価（当該職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）及び②業績評価（当該職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）が実施される。

①②の結果は、昇任、昇任を伴わない昇格、昇給、免職・降任・降格・降号、勤勉手当、人材育成に活用される。

2 人事評価の結果の法的性質

人事評価は、任用・給与・分限その他人事管理の基礎として活用されるものであるが、それ自体はあくまで職員の執務の状況を的確に把握・記録するものである。人事評価をいかに活用するかについては、人事評価制度の範疇ではなく、任用・給与・分限等それぞれの制度において規定されるものであることから、人事評価の結果そのものは職員の身分関係を即時・直接動かしめるものではない。したがって、人事評価の結果そのものは行政不服審査法の対象にはならない。

3 人事評価に対する職員の苦情に応える制度

他方、人事評価制度においては、人事評価の基準、方法等に関する政令、人事評価の基準、方法等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第3号）及び人事評価実施規程に基づき、同制度への信頼性を確保するための措置として、

① 人事評価全般に対する苦情について、人事評価の実施権者が指定した苦情相談員に、文書、口頭、電話、電子メール等によりいつでも相談することができるとする「苦情相談」

② 開示された人事評価に関する苦情及び①で解決されなかった苦情について、人事評価の実施権者に対して苦情を申し出ることができるとする「苦情処理」を設けている。

また、人事評価実施規程においては、苦情の内容が評価結果に基づき決定された任用・給与等に関するもの等の場合には、苦情を申し出た職員に対して、苦情内容に応じ、人事院への苦情相談、審査請求等ができることを教示することとしている。

人事評価制度における苦情相談・苦情処理の法的位置付けについて

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）
（人事評価の実施）

第七十条の三（略）

② 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、人事院の意見を聴いて、政令で定める。



○ 人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）
（苦情への対応）

第二十条 実施権者は、第十条（第十四条及び第十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定により職員に開示された定期評価における能力評価若しくは業績評価又は特別評価の結果に関する職員の苦情その他人事評価に関する職員の苦情について、内閣府令で定めるところにより、適切に対応するものとする。

2 職員は、前項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。



※ 能力評価…職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価

※ 業績評価…職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価

○ 人事評価の基準、方法等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第三号）
（苦情への対応）

第四条 令第二十条第一項の規定に基づく苦情への対応は、苦情相談及び苦情処理により行うものとする。

2 苦情相談及び苦情処理は、人事評価実施規程において定める。

3 苦情相談は、人事評価に関する苦情を幅広く受け付けるものとする。

4 苦情処理は、開示された評価結果に関する苦情及び苦情相談で解決されなかった苦情（開示された評価結果に関する苦情を除く。）のみを受け付けるものとする。

5 苦情処理は、開示された評価結果に関する苦情については、当該苦情に係る定期評価における能力評価若しくは業績評価又は特別評価に係る評価期間につき一回限り受け付けるものとする。

6 苦情処理において開示された評価結果が適当であるかどうかについて審査が行われ、当該開示された評価結果が適当でない判断された場合には、実施権者は、再び、評価者に令第九条第一項の評価を行わせ、又は調整者に同条第二項の調整を行わせるものとする。



※ 人事評価実施規程…国家公務員法及び人事評価の基準、方法等に関する政令の規程に基づき所轄庁の長が定めた人事評価の実施に関する規程

(内閣官房の場合)

- 内閣官房人事評価実施規程（平成二十一年七月二十九日内閣総理大臣決定）
（苦情への対応）

第十五条 職員の苦情への対応は、別紙2に従い行うものとする。

- 2 実施権者は、苦情相談への対応を行う者として苦情相談員を指名し、部内の職員に周知するものとする。
- 3 実施権者は、職員が苦情の申出をしたことを理由に、当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 苦情相談又は苦情処理に関与した職員は、苦情申出があった事実及び当該内容について、その秘密の保持に留意しなければならない

別紙第2

苦情対応要領

1 苦情相談

(1) 苦情相談への申出

- ① 職員は、人事評価について苦情がある場合に、苦情相談員に、文書、口頭、電話、電子メール等によりいつでも相談することができる。
- ② 第8条（第12条第2号において準用する場合を含む。以下同じ。）により開示された評価結果に関する苦情については、当該評価結果の開示が行われた日から起算して7日を経過する日（その日が行政機関の休日に当たるときはその翌日）までに限り申し出ることができるものとする。

(2) 苦情相談員の対応

- ① 苦情相談員は、苦情を申し出た職員の意向を確認した上で、必要に応じ評価者に伝達して改善を促すなど、適切に対応する。
- ② 苦情相談員は、職員が苦情相談の結果、納得しない場合には、2の(1)の③の苦情処理の申出期間に留意の上、苦情処理の手続に移行できることを教示する。

2 苦情処理

(1) 苦情処理への申出

- ① 職員は、第8条の規定により開示された評価結果に関する苦情又は苦情相談では解決できなかった苦情（開示された評価結果に関する苦情を除く。）について、実施権者に対し苦情を申し出ることができる。
- ② ①の苦情の申出は、次の事項を記載し、署名又は捺印した書面を提出して行わなければならない。
 - ア 申出人の所属・職名・氏名
 - イ 評価者及び調整者の職名・氏名
 - ウ 申立の趣旨及び理由
 - エ 開示された評価結果に関するものである場合には、開示のあった日及びその内容
 - オ 苦情相談を経たものである場合には、苦情相談員の氏名、苦情相談の内容及びその結果並びに苦情処理の手続に移行できる旨の教示のあった日
 - カ 申出の年月日

- ③ 第8条により開示された評価結果に関する苦情については当該評価結果の開示が行われた日から起算して、その他の苦情については1の(2)の②の教示があった日から起算して、それぞれ7日を経過する日(その日が行政機関の休日に当たるときはその翌日)までに限り申し出ることができるものとする。
- ④ 開示された評価結果に関する苦情の申出は、当該評価結果に係る評価期間につき1回に限るものとし、職員が当該申出に係る苦情処理の審理結果に納得しない場合であっても、再度の申出は認められない。
- ⑤ 申出は、代理人によって行うことができる。この場合においては、代理人の資格を書面によって証明しなくてはならない。
- ⑥ 苦情を申し出る職員は、事実調査のために行う聴取にその指名する者(以下「参考人」という。)の同席を求めると及び参考人に対する聴取を行うことを求めることができる。

(2) 苦情処理への対応

- ① 実施権者又はその指定する職員(以下「実施権者等」という。)は、申出書の形式審査を行い、形式的不備等があるときは申出人に補正を求める。
- ② 実施権者は、申出を受理する場合には申出人及び必要に応じ評価者・調整者に通知し、却下する場合には申出人に文書で通知する。
- ③ 実施権者等は、事実確認のため、申出人、評価者、その他必要があると認める者からの聴取、必要な書類収集等の事実調査を行う。(1)の⑥による求めがあった場合には、事実確認のために必要があると判断する場合には、申出に応じて参考人を同席させ又は参考人から聴取を行うものとする。この場合において、実施権者等は、同席人数及び発言の制限等を行うことができる。
- ④ ③の聴取は、面談、電話、メール等最も適当と認める方法により行う。なお、事実調査を行う場合は、申出人等の勤務にできるだけ支障を及ぼさないよう配慮するものとする。
- ⑤ 事実調査において職員が対応する場合には、職務として取り扱う。
- ⑥ 実施権者は、審理に付すため、事実調査に係る調書を作成して、書面により内閣総務官(当該苦情処理の申出が行われた評価について、内閣総務官が評価者、調整者、実施権者又は評価若しくは調整の補助者(以下「評価者等」という。)である場合にあつては、当該評価の評価者等以外の者の中から内閣総務官が指定した職員。(3)において同じ。)に提出する。

(3) 審理及び結果の通知

- ① 内閣総務官は、実施権者から提出された調書等に基づき審理を行い、その結果を実施権者に文書で通知する。
- ② 内閣総務官は、審理に当たって必要な場合には、関係者に対して意見書の提出を求めることができる。
- ③ 実施権者は、内閣総務官からの通知に基づき、苦情処理の結果を申出人及び必要に応じて関係者に通知する。

3 人事院の苦情相談等への申出についての教示

苦情の内容が評価結果に基づき決定された任用・給与等に関するもの等の場合には、苦情を申し出た職員に対して、苦情内容に応じ、人事院への苦情相談、審査請求等ができ得ることを教示する。

特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する者について通常の適性評価によらないで特別秘密を取り扱うことができる仕組み(確認措置)を設ける必要性について(案)

1 適性評価によらず、確認措置を実施する必要性

適性評価には数か月を要するところ、犯罪捜査に当たり予期せず捜索現場において特別秘密を差し押さえ、あるいは、特別秘密に係る犯罪の捜査を開始する場合等に、当該捜査に従事する職員に対し適性評価を実施していたのでは、証拠の分析等必要な捜査を行うことができず、迅速な捜査等の遂行が困難となり、漏えい等の取締り自体に支障が生じるおそれがある。また、逆に、特別秘密を実際に取り扱う具体的な時期等を予想することが困難であるにもかかわらず、特別秘密を偶発的に取り扱うことが抽象的に排除できない全ての者について常に適性評価を実施し、その見直しを継続していくことは現実的ではない。

犯罪捜査以外の事務についても、例えば、会計検査等においては、社会的関心の高い事項等については機動的・弾力的な検査が行われるところ、仮に、特別秘密を取り扱う部署において不適正な会計経理が発覚した場合等には、特別秘密を取り扱う部署に対して検査を開始することとなることが想定されるが、適性評価により適性を有すると認められた者のみが特別秘密を取り扱うこととすると、適正かつ迅速な検査の実施に支障が生じる。

したがって、これら特別秘密の取扱いを具体的に予見できない事務について、通常の適性評価よりも簡易な方法によって特別秘密を取り扱うことができる仕組みを設ける必要がある。

2 確認措置の内容

犯罪の捜査等に当たって特別秘密を取り扱うような場合は、特別秘密を反復継続して取り扱う場合とは異なり、その事務の性格から、取り扱う特別秘密の範囲が限られ、かつ、その取扱期間が短期間となる。

このような場合は、特別秘密の取扱いが偶発的に生じるものであり、かつ、その取扱範囲や期間が限定的であることから、特別秘密を反復継続して取り扱う場合に比べ、職員が外部から唆されたり意思を抑圧される事態が生じることは想定しにくい。したがって、特定有害活動との関係に関する事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項である学歴、職歴、国外への渡航歴等について調査する必要性は乏しい。しかしながら、短期間であるにせよ、特別秘密を取り扱うものであることから、本法において規定する適性評価の調査事項に関し、特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある事実が存在しないことを確認する必要があるが、上記1のとおり、迅速な捜査の遂行等の必要性から、その調査を簡易かつ迅速に行うことが求められる。このため、数か月の期間を要する適性評価と同様の調査方法を採用のではなく、適性評価よりも簡易な方法、すなわち、対象となる職員に特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある典型的な事実であって特に重視すべきものが存在しないことを質問し、疑義が生じた場合は必要な確認を行うことにより、特別秘密を取り扱うこととする。

手持ち資料集

- 国務大臣等を処罰の対象とすることについて
- 就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職

国務大臣等を処罰の対象とすることについて（案）

1 現行法制における守秘義務と特別秘密との差異

現行法制においては、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官（以下「国務大臣等」という。）については、官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）第4条第1項の規定の適用があると解されており、同項においては「官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス」と規定され、また、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」（平成13年1月6日閣議決定）1(8)において「職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。（中略）これらについては、国務大臣等の職を退任した後も同様とする。」と規定されているが、これらの規定に違反した場合の罰則は定められていない。

他方、本法によって保護しようとしている特別秘密は、現行法制において広く保護することとしている職務の遂行に関連して知り得た秘密とは異なり、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものであって、その漏えいが我が国の防衛、安全保障等及びテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれのあるものに限定されている。これら特別秘密が漏えいした場合に国及び国民の安全に与える影響の大きさに鑑みれば、特別秘密を取り扱うことを業務とする者による漏えいを防止することは不可欠であり、国務大臣等について取扱いを異にする理由はない。

2 適性評価制度の対象としていないこととの関係

国務大臣等は、その職務の性格から特別秘密を取り扱うことが当然の前提とされ、また、仮に、適性評価の結果、特定の国務大臣等が特別秘密を取り扱うことができないこととなった場合には、閣議において重要な意思決定ができないなどの支障が生じる。また、国務大臣等の任命に当たっては、適性評価の対象外であることを踏まえ必要な考慮がなされるものと考えられる。このため、国務大臣等については、適性評価によって適性を有すると認められた者以外の者を特別秘密の取扱いから除外し、特別秘密の漏えいを未然に防止しようとする適性評価制度の対象とはしていないが、国務大臣等が特別秘密を漏えいした場合に、これを処罰対象とすることについては、上記のような支障はなく、むしろ、特別秘密の保護を図るためにはその漏えいを罰則をもって防止する必要がある。

3 現行自衛隊法等における取扱い

現行自衛隊法（昭和29年法律第165号）においても、同法第59条に定める守秘義務は自衛隊員のみが対象となっており、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官（以下「防衛大臣等」という。）は守秘義務違反の処罰対象とされていない。一方、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による防衛秘密の漏えい行為については、防衛大臣等も処罰

対象となっている。また、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）においても、特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による特別防衛秘密の漏えいを処罰することとしており、防衛大臣等も処罰の対象となっている。

【参照条文】

○**官吏服務紀律（明治二十年勅令第三十九号）（抄）**

第四条 官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス
2 （略）

○**國務大臣、副大臣及び大臣政務官規範（平成十三年一月六日閣議決定）（抄）**

1 國務大臣、副大臣及び大臣政務官の服務等

(8) 秘密を守る義務

職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表するには、國務大臣にあっては内閣の、副大臣等にあってはその上司である國務大臣の許可を要する。

これらについては、國務大臣等の職を退任した後も同様とする。

○**自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）**

(秘密を守る義務)

第五十九条 隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

2・3 （略）

(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 （略）

第一百八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五十九条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

二～四 （略）

2 （略）

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 (略)

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 (略)

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は
領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2・3 (略)

就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職

1 就任に国会の同意を要する役職

(※)は本法において行政機関の長とされる合議制の機関を構成する職

役職名	根拠条文	所属する機関が置かれる機関	任命権者
人事官(※)	国家公務員法(昭和22年法律第120号)第5条第1項	(人事院)	内閣
国家公務員倫理審査会会長及び委員	国家公務員倫理法(平成11年法律第129号)第14条第1項	人事院	内閣
総合科学技術会議議員	内閣府設置法(平成11年法律第89号)第30条第1項	内閣府	内閣総理大臣
食品安全委員会委員	食品安全基本法(平成15年法律第48号)第29条第1項	内閣府	内閣総理大臣
公益認定等委員会委員	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第35条第1項	内閣府	内閣総理大臣
原子力委員会委員長及び委員	原子力委員会設置法(昭和30年法律第188号)第5条第1項	内閣府	内閣総理大臣
原子力規制委員長及び委員	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)第7条第1項	内閣府	内閣総理大臣
衆議院議員選挙区固定審議会委員	衆議院議員選挙区固定審議会設置法(平成6年法律第3号)第6条第2項	内閣府	内閣総理大臣
国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律(平成4年法律第109号)第15条第2項	内閣府	内閣総理大臣
情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成15年法律第60号)第4条第1項	内閣府	内閣総理大臣
再就職等監視委員会委員長及び委員	国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の8第1項	内閣府	内閣総理大臣
公正取引委員会委員長及び委員(※)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第27条第2項	内閣府	内閣総理大臣
国家公安委員会委員(※)	警察法(昭和29年法律第162号)第7条第1項	内閣府	内閣総理大臣
証券取引等監視委員会委員長及び委員	金融庁設置法(平成10年法律第130号)第12条第1項	金融庁	内閣総理大臣
公認会計士・審査委員会会長及び委員	公認会計士法(昭和23年法律第103号)第37条の2第1条	金融庁	内閣総理大臣
公害等調整委員会委員長及び委員(※)	公害等調整委員会設置法(昭和47年法律第52号)第7条第1項	総務省	内閣総理大臣
地方財政審議会委員	総務省設置法(平成11年法律第91号)第12条第1項	総務省	総務大臣
国地方係争処理委員会委員	地方自治法(昭和22年法律第67号)第250条の9第1項	総務省	総務大臣
電気通信紛争処理委員会委員	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第147条第1項	総務省	総務大臣
電波監理審議会委員	電波法(昭和25年法律第131号)第99条の3第1項	総務省	総務大臣
公安審査委員会委員長及び委員(※)	公安審査委員会設置法(昭和27年法律第242号)第5条第1項	法務省	内閣総理大臣
中央更生保護審査会委員長及び委員	更生保護法(平成19年法律第88号)第6条第1項	法務省	法務大臣
中央労働委員会公益委員(※)	労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の3第2項	厚生労働省	内閣総理大臣
社会保険審査会委員長及び委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和28年法律第206号)第22条第1項	厚生労働省	厚生労働大臣
労働保険審査会委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)第27条第1項	厚生労働省	厚生労働大臣
中央社会保険医療協議会の公益を代表する委員	社会保険医療協議会法(昭和25年法律第47号)第3条第6項	厚生労働省	厚生労働大臣
調達価格等算定委員会委員	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第33条第1項	資源エネルギー庁	経済産業大臣
運輸安全委員会委員長及び委員(※)	運輸安全委員会設置法(昭和48年法律第113号)第8条第1項	国土交通省	国土交通大臣
運輸審議会委員	国土交通省設置法(平成11年法律第100号)第18条第1項	国土交通省	国土交通大臣
土地鑑定委員会委員	地籍公示法(昭和44年法律第49号)第15条第1項	国土交通省	国土交通大臣
公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第113条第1項	環境省	環境大臣
検査官(※)	会計検査院法(昭和22年法律第73号)第4条第1項	(会計検査院)	内閣
会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法(昭和22年法律第73号)第19条の3第1項	会計検査院	会計検査院長

2 就任に国会の議決による指名を要する役職

中央選挙管理委員会	公職選挙法(昭和25年法律第100号)第5条の2第2項	総務省	内閣総理大臣
政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の32第1項	総務省	総務大臣

特別秘密の保護に関する法律案の概要

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿することが必要なものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えい等に対する罰則等について定める。

1 骨子

(1) 特別秘密の管理に関する措置

① 行政機関における特別秘密の指定

ア 行政機関の長は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する別表に掲げる事項（下記(ア)～(ウ)参照）に該当する事項であつて、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なものを特別秘密として指定するものとする。

(ア) 防衛に関する事項 現行の防衛秘密に相当する事項

(イ) 外交に関する事項 主として我が国の安全保障等に関する事項

(ウ) 公共の安全と秩序の維持に関する事項 主としてテロの防止等に関する事項

イ 行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

ウ 行政機関の長は、指定の際には5年を超えない範囲内でその有効期間を定め（延長可）、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

② 特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

ア 特別秘密を取り扱うことができる者は、適性評価により適性を有すると認められた行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。

イ 適性評価は、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、いわゆるテロ活動等との関係、犯罪・懲戒の経歴、経済的な状況等に関する事項についての調査を実施し、当該職員等が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

ウ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

エ 適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供を、欠格条項等に該当する疑いがある場合を除き、禁止する。

(2) 特別秘密の漏えい等に対する罰則

特別秘密を取り扱うことを業務とする者その他業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員による故意又は過失による漏えい、欺罔、財物の窃取等による特別秘密の取得行為並びに故意の漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。

(3) その他所要の規定を整備する。

2 留意事項

閣議決定希望時期は、平成25年3月上旬

特別秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特別秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特別秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特別秘密の指定等

ア 行政機関(※)の長は、次の①～③に掲げる事項(公になっていないものに限る。)を特別秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

① 別表第1号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

② 別表第2号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国の安全保障等(※)に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「我が国の安全保障等」とは、⑦我が国の安全保障、⑧国の領域の保全又は国民の生命・身体の保護について外国との間で生じている問題の解決をいう。

③ 別表第3号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等(※)に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「テロリズム防止等」とは、⑨特定有害活動(国内外の組織によるテロ活動、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動)の抑止、⑩テロリズム等緊急事態(国内外の組織によるテロ活動の発生等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態)による被害の発生・拡大の防止をいう。

イ 行政機関の長は、当該行政機関と他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

- ウ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年）を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。
- エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。
- (2) 特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施
- ア 特別秘密を取り扱うことができる者は、次に掲げる者又は適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員若しくは契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。
- ・ 行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣その他職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者
 - ・ 特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する職員であつて、行政機関の長又は警察本部長が確認措置（特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことを質問その他の措置により確認する措置をいう。）を講じたもの
- イ 適性評価の有効期間は、原則として5年とする。
- ウ 適性評価は、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、①特定有害活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項その他の事項についての調査を実施し、当該職員等が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。
- エ ウの①についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施する。
- オ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- カ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を当該職員等に対し通知しなければならない。
- キ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等がウの①～③についての調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがないこと等の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。
- ク 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応する。

ケ 適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供を、欠格条項等に該当する疑いがある場合を除き、禁止する。

2 特別秘密の漏えい等に対する罰則

(1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

ア 特別秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）

イ 業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）

(2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特別秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。

(3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 訓示的規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特別秘密を取り扱うことができる者を適性評価によってその適性を有すると認められた職員等に限定する規定は、公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

(4) 内閣法の一部改正に関する規定

内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（外交に関する事項）】

- イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針
- ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容
- ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

【第3号（公共の安全と秩序の維持に関する事項）】

- イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究
- ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

論 点 集

論点集

1. 総論	1
(1) 秘密保護法制の検討経緯について	1
1 自公政権時代の検討状況	
(1) 秘密保全法制の在り方に関する検討チーム	
(2) 情報保全の在り方に関する有識者会議	
2 検討委員会の設置及び有識者会議の開催	
(2) 秘密保全法制と国民の知る権利との関係について（情報公開に逆行すると の批判に対する対応）	4
1 特別秘密は不開示情報	
2 政府の統一的な基準による適切かつ統一的な運用の確保	
3 拡張解釈の禁止に関する規定	
(3) 秘密保全法制とスパイ防止法案（昭和60年第102回国会提出）との違いにつ いて	5
1 スパイ防止法案の経緯	
2 秘密保全法制とスパイ防止法案との主な相違点	
3 秘密保全法制のスパイ防止効果	
2. 秘密保全法制の必要性・効果	11
1 我が国における秘密保全に対する脅威	
2 尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は立法事実となるのか	
3 現行の法令では不十分な理由	
4 秘密保全法制を整備することにより期待される効果	
5 秘密保全法制があれば漏えい事案は防止できるか	
3. 秘密の範囲（個別の事例の特別秘密該当性について）	17
1 尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案等で流出したビデオ	
2 原発事故に関する情報	
3 TPPに関する情報	
4. 諸外国（米、英、独、仏）の適性評価制度について	18
1 根拠	
2 対象となる者	
3 実施権者	
4 適性評価の有効期間	
5 主な調査事項	
6 同意の取得	

- 7 評価のプロセス
- 8 結果・理由の通知

5. 罰則	2 1
(1) 特別秘密・防衛秘密・特別防衛秘密・合衆国軍隊の機密についての罰則の比較（表）	2 2
(2) 諸外国の例について	2 3
(3) マスコミの取材の自由の制限について	2 6
1 教唆罪、取得罪と取材の自由	
2 萎縮効果	
(4) 刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について	2 8

1 総論

(1) 秘密保全法制の検討経緯について

1 自公政権時代の検討状況

(1) 秘密保全法制の在り方に関する検討チーム

- 平成 20 年 4 月（福田内閣）、官房長官決裁により、内閣官房副長官（事務）を議長とし、関係省庁の局長を構成員とする「秘密保全法制の在り方に関する検討チーム」が設置され、21 年 4 月、「秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について（案）」（以下「考え方（案）」という。）が取りまとめられた。
- 考え方（案）の内容は、現在の検討において必要に応じて参考にしているところ、この内容を含めた政府部内の未成熟な検討内容を公にすると、行政機関内部における意思決定の中立性等が不当に損なわれるおそれ等があることから、表題、「はじめに」、「最後に」、見出し、一部参考資料以外は明らかにしていない。
- なお、検討チームは、平成 22 年 12 月、「政府における情報保全に関する検討委員会」が設置されたことに伴い、廃止された。

(2) 情報保全の在り方に関する有識者会議

- 平成 21 年 7 月（麻生内閣）、検討チーム議長（内閣官房副長官（事務））決定により、同チームで検討してきた内容について各界の有識者から意見を頂くため、「情報保全の在り方に関する有識者会議」が設置された。同有識者会議は 2 回開催されたが、政権交代後、審議会等の在り方について見直しが進められ、同会議の開催は当面留保されることとなった。このため、有識者会議としてではなく、事務的な検討を進めるための勉強会が開催され、委員の方々から意見を頂いた。
- 勉強会の検討内容は、平成 22 年 5 月、検討チームの考え方（案）に対する意見書である「秘密保全のための法制の在り方について（意見書）（案）」として取りまとめられたが、政府内部の勉強会としての性格から、意見書（案）は非公表とすることが勉強会において確認されている。このため、同意見書案は、表題、見出し以外の内容を明らかにしていない。
- なお、同有識者会議は、平成 22 年 12 月、「政府における情報保全に関する検討委員会」が設置されたことに伴い、廃止された。

2 検討委員会の設置及び有識者会議の開催

- 従前までの脅威に加え、高度通信ネットワーク社会の進展に伴う情報漏えいの危険性が增大していることが顕在化したことを受け、政府における情報保全に関し、秘密保全に関する法制の在り方等について検討するため、平成 22 年 12 月 7 日、内閣総理大臣決裁により、内閣官房長官を委員長とする「政府における情報保全に関する検討委員会」が開催されることとなった。
- また、上記検討委員会における検討に資するため、各界の有識者から御意見を頂くことを目的として、平成 23 年 1 月 4 日付け検討委員会委員長決定により、「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」が開催されることとなった。

- 有識者会議は6回（平成23年1月5日、2月18日、4月8日、4月22日、5月13日、6月10日）にわたり開催され、平成23年8月8日、有識者会議の議論を取りまとめた報告書が検討委員会に提出された。
- その後、平成23年10月7日、第4回検討委員会において、当該報告書の内容を十分に尊重の上、先の通常国会への提出に向けて、秘密保全に関する法制の整備のための法案化作業を進めることを決定した。

(参考) 政府における情報保全に関する検討

政府における情報保全に関する検討

秘密保全の必要性

- 外国情報機関等による情報収集活動に対し、実効力のある秘密保全法制を確立することが必要。
- 外国との情報共有推進のためには秘密保全に関する相互信頼の構築が不可欠。

「官邸における情報機能の強化の方針」(H20. 2. 14 情報機能強化検討会議)

- 構成員: 内閣官房長官【議長】、内閣官房副長官(事務)、内閣危機管理監、内閣情報官 等

○「3 情報の保全の徹底

③ 秘密保全に関する法制の在り方

…真にふさわしい法制の在り方に関する研究を継続するとともに、具体的な法整備に関しては、各種の場における議論にも留意しながら、国民の広範な理解を得ることを前提として、適切な対応をしていくことが必要である。」

秘密保全法制の在り方に関する検討チームの設置(H20. 4. 2)

- 構成員: 内閣官房副長官(事務)【議長】、内閣危機管理監【副議長】、内閣情報官、関係省庁局長級職員 等
- 平成21年4月、「秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について(案)」を取りまとめ。

情報保全の在り方に関する有識者会議の開催(H21. 7. 17)

- 構成員: 西修委員【座長】、北岡伸一委員、寺島実郎委員、永野秀雄委員、春名幹男委員、前田雅英委員
- 上記検討チーム報告書案に対し意見を頂くために開催。

従前までの脅威に加え、高度通信ネットワーク社会の進展に伴う情報漏えいの危険性が增大していることが顕在化。

政府における情報保全に関する検討委員会の開催(H22. 12. 7)

- 構成員: 内閣官房長官【委員長】、内閣官房副長官【副委員長】、内閣情報官、関係省庁局長級職員 等
- 検討委員会における検討に資するため、有識者会議を開催。

情報保全システムに関する有識者会議の開催(H22. 12. 16)

- 構成員: 小池英樹委員【座長】、小屋晋吾委員、神成淳司委員、杉浦隆幸委員、中村康弘委員、羽室英太郎委員
- 平成23年7月1日、報告書「特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システムに関し必要と考えられる措置について」を検討委員会に提出。

秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の開催(H23. 1. 5)

- 構成員: 縣公一郎委員【座長】、櫻井敬子委員、長谷部恭男委員、藤原静雄委員、安富潔委員
- 平成23年8月8日、報告書「秘密保全のための法制の在り方について」を検討委員会に提出。

検討委員会決定

「特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システムの強化に向けた取組の推進について」(H23. 7. 1)

- 関係省庁は、報告書の内容を十分に尊重するとともに、同報告書に掲げられた施策の着実な実行に努める。

「秘密保全に関する法制の整備について」(H23. 8. 8)

- 法制有識者報告書の内容を十分に尊重の上、次期通常国会への提出に向けて、秘密保全に関する法制の整備のための法案化作業を進める。
- 法案化作業に当たっては、国民の知る権利や取材の自由等を十分に尊重する。

(2) 秘密保全法制と国民の知る権利との関係について（情報公開に逆行するとの批判に対する対応）

1 特別秘密は不開示情報

秘密保全法制は、国の安全、外交、公共の安全及び秩序の維持（法案では、国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持）に関する不開示情報の中でも特に秘匿することが必要であるものを特別秘密として保護するものであり、特別秘密は、そもそも情報公開法の下で開示対象とされる情報に該当しない。よって、本法制の制定は、国民の知る権利を害するものではなく、情報公開推進の流れに逆行するものでもない。

2 政府の統一的な基準による適切かつ統一的な運用の確保

政府の統一的な基準を設け、本法制の適切かつ統一的な運用を確保していく。

3 拡張解釈の禁止に関する規定

本法制に近い性格を有する日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（MDA 秘密保護法）は拡張解釈の禁止に関する規定を設けており、政府として本法制の適切な運用に万全を期すべきことを明らかにする規定を設けることを検討している。

(3) 秘密保全法制とスパイ防止法案（昭和60年第102回国会提出）との違いについて

1 スパイ防止法案の経緯

自民党において、昭和60年に、秘密の外国への通報等のいわゆるスパイ行為に死刑や無期懲役といった重罰を科す「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」が国会に提出されたが、

- ① 対象となる秘密の範囲が不明確である
 - ② 処罰対象に一般人が広く含まれるおそれがある
 - ③ 罰則が重すぎる（死刑や無期懲役）
- といった点が批判され、廃案となった。

2 秘密保全法制とスパイ防止法案との主な相違点

- スパイ防止法案が外国のために秘密を探知し、又は収集し、これを外国に通報する等のスパイ行為等を防止することを目的とするのに対し、秘密保全法制は、特別秘密の保護に関し、その指定や取扱者の制限等の必要な事項を定め、特別秘密の漏えいの防止を図ることを目的としている。
- 具体的には、スパイ防止法案が、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書等で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になっていないものを国家機密としているのに対し、秘密保全法制では、自衛隊法の防衛秘密の仕組みと同様に、特別秘密に該当し得る事項を別表であらかじめ具体的に列挙した上で、高度の秘匿の必要性が認められるもののみを特別秘密に行政機関の長が個別に指定することとし、対象となる特別秘密の明確化を図ることを検討している。
- また、スパイ防止法案が漏えい行為について一般人を含めて処罰するのに対し、秘密保全法制では、特別秘密の漏えいを根元から抑止するとの基本的な考え方に基づき、業務により特別秘密を取り扱う者による漏えい行為を処罰することを基本的な考え方としている。
- その法定刑についても、スパイ防止法案が死刑や無期懲役といった罰則を設けているのに対し、秘密保全法制では、刑事特別法及び MDA 秘密保護法における刑の上限が懲役 10 年であることなどを考慮し、死刑や無期懲役といった罰則は想定していない。

3 秘密保全法制のスパイ防止効果

一般に、外国のために非公然又は非合法に行われる各種の情報収集、工作活動をスパイ行為と称するものと理解しているが、秘密保全法制においても、スパイ行為に対して特別秘密漏えいの教唆罪や独立教唆罪が適用可能であり、更には欺罔、財物の窃取等による特定取得行為を処罰することを検討しており、相応のスパイ防止効果が期待できる。

(参考) 国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案
報告書とスパイ防止法案の対照表
法律案とスパイ防止法案の対照表

○ 国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、外国のために国家秘密を探知し、又は収集し、これを外国に通報する等のスパイ行為等を防止することにより、我が国の安全に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国家秘密」とは、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になつていないものをいう。

(国家秘密保護上の措置)

第三条 国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、国家秘密について、標記を付し、関係者に通知する等国家秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たり、国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、国家秘密を国の行政機関以外の者に取扱わせる場合には、これを取り扱う者に対し国家秘密であることを周知させるための特別な配慮をしなければならない。

(刑則)

第四条 次の各号の一に該当する者は、死刑又は無期懲役に処する。

- 一 外国(外国のために行動する者を含む。以下この条、次条及び第六条において同じ。)に通報する目的をもって、又は不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者で、その探知し、又は収集した国家秘密を外国に通報し、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせたもの
- 二 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知り、又は保有した国家秘密を外国に通報し、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせたもの

第五条 次の各号の一に該当する者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

- 一 外国に通報する目的をもって、又は不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者で、その探知し、又は収集した国家秘密を外国に通報したもの
- 二 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知り、又は保有した国家秘密を外国に通知したものの
- 三 前条第一号又は第二号に該当する者を除き、国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせた者

第六条 次の各号の一に該当する者は、二年以上の懲役に処する。

- 一 外国に通報する目的をもって、国家秘密を探知し、又は収集した者
- 二 前条第一号又は第二号に該当する者を除き、国家秘密を外国に通報した者
- 第七条 次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。
- 一 不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者
- 二 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知り、又は保有した国家秘密を他人に漏らしたものの

第八条 前条第二号に該当する者を除き、国家秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

第九条 第五条(同条第三号に係る部分を除く。)、及び前三条の未遂罪は、罰する。

第十条 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知り、又は保有した国家秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の懲罰又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項に該当するものを除き、業務により知り、又は保有した国家秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の懲罰又は十万円以下の罰金に処する。

第十一条 第五条(同条第三号に係る部分を除く。)、の罪の予備又は陰謀をした者は、十年以下の懲役に処する。

- 2 第六条の罪の予備又は陰謀をした者は、七年以下の懲役に処する。
- 3 第七条の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。
- 4 第八条の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。
- 5 第五条(同条第三号に係る部分を除く。)、の罪を犯すことを教唆し、又はせんとした者は、第一項と同様とし、第六条の罪を犯すことを教唆し、又はせんとした者は、第二項と同様とし、第七条の罪を犯すことを教唆し、又はせんとした者は、第三項と同様とし、第八条の罪を犯すことを教唆し、又はせんとした者は、前項と同様とする。
- 6 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法(明治四十年法律第四十五号)總則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

(自首減免)
第十二条 第六条第一号、第七条第一号、第九号又は前条第一項から第四項までの罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

(国外犯)
第十三条 第四条から第十号まで及び第十二条第一項から第五項までの罪は、刑法第二十一条に従う。

(この法律の解釈適用)
第十四条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的権利を不当に害するようなことがあってはならない。

附則
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表(第二条関係)

- 一 防衛のための業務等に関する事項
- イ 防衛のための機密、能力若しくは行動に関する情報、方針若しくは計画又はその実施の状況
- ロ 自衛隊の部隊の構成又は装備
- ハ 自衛隊の部隊の任務、配備、行動又は教育訓練
- ニ 自衛隊の施設の構造、性能又は強度
- ホ 自衛隊の部隊の輸送、通信の内容又は番号
- ヘ 防衛上必要な外国に関する情報
- 二 自衛隊の任務の遂行に必要な機密品及び資料に関する事項
- イ 艦船、航空機、兵器、弾薬、通信器材、電波探知機その他の機密品及び資料(以下「機密品等」という。))の構造、性能若しくは操作、保管若しくは管理に関する技術、使用の方法又は品目及び数量
- ロ 機密品等の研究開発若しくは実験の計画、その実施の状況又はその成果
- 三 外交に関する事項
- イ 外交上の方針
- ロ 外交交渉の内容
- ハ 外交上必要な外国に関する情報
- ニ 外交上の通信に用いる暗号

国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案 報告書 対照表

対象となる秘密	国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案 ※ 自民党が昭和60年第102回国会に提出 → 同年第103回国会で廃案	秘密保全のための法制の在り方について (報告書) ※ 平成23年8月8日 秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議
秘密の対象となる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家秘密 防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画、又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、公になつていないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別秘密 行政機関についての別表に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、国の安全上、外交上、公共の安全及び秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの
秘密の管理のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 標記・通知等の秘密の保護上必要な措置(政令に委任) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 標記・通知による指定 ○ 指定の有効期間・解除 ○ 取扱者の適性評価(セキュリティ・クリアランス) ○ 秘密の作成・取得から廃棄・移管までの各段階における保全措置等
外国通報による我が国の安全を著しく害する危険の生じる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国通報目的又は不当な方法により探知収集した国家秘密…①【死刑又は無期懲役】 ○ 国家秘密を取り扱うことを業務とする者…②【死刑又は無期懲役】 ○ ①②以外の者【無期又は3年以上の懲役】 	
外国通報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国通報目的又は不当な方法により探知収集した国家秘密…③【無期又は3年以上の懲役】 ○ 国家秘密を取り扱うことを業務とする者…④【無期又は3年以上の懲役】 ○ ③④以外の者【2年以上の有期懲役】 	
取得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国通報目的による探知収集【2年以上の有期懲役】 ○ 不当な方法による探知収集【10年以下の懲役】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理侵害行為又は詐欺等行為による特別秘密の取得(特定取得行為)【5年/10年以下の懲役】【罰金刑の任意的併科】
漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家秘密を取り扱うことを業務とする者…⑤【10年以下の懲役】 ○ ⑤以外の者【5年以下の懲役】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務により特別秘密を取り扱う者(取扱業務者・業務知得者)【5年/10年以下の懲役】【罰金刑の任意的併科】
過失漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家秘密を取り扱うことを業務とする者…⑥【2年以下の禁錮又は20万以下の罰金】 ○ 業務により国家秘密を知得・領有した者(⑥を除く)【1年以下の禁錮又は10万円以下の罰金】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務により特別秘密を取り扱う者(取扱業務者・業務知得者)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未遂・予備・陰謀・教唆・せん動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未遂・共謀・独立教唆・煽動

(注)「外国」には、「外国のために行動する者」が含まれる。

対象行為と罰則

国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案・特別秘密の保護に関する法律案 対照表①

— 秘密の範囲・管理上の措置 —

対象となる秘密	国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案 ※ 自民党が昭和60年第102回国会に提出し、同年第103回国会で廃案	特別秘密の保護に関する法律案
定義・要件	<p>○ 国家秘密 防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画、又は物件で、我が国の防衛上秘密することを要し、かつ、公になつていないもの</p>	<p>○ 特別秘密 我が国の防衛、外交又は公共の安全及び秩序の維持に関する別表に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なもの</p>
別表	<p>○ 防衛のための態勢等に関する事項 イ 防衛のための態勢、能力若しくは行動に関する構想、方針若しくは計画又はその実施の状況 ロ 自衛隊の部隊の編成又は装備 ハ 自衛隊の部隊の任務、配備、行動又は教育訓練 ニ 自衛隊の施設の構造、性能又は強度 ホ 自衛隊の部隊の輸送、通信の内容又は暗号 ヘ 防衛上必要な外国に関する情報 ○ 自衛隊の任務の遂行に必要な装備品及び資材に関する事項 イ 装備品等(※)の構造、性能若しくは製作、保管若しくは修理に関する技術、使用の方法又は品目及び数量 ロ 装備品等の研究開発若しくは実験の計画、その実施の状況又はその成果</p>	<p>○ 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの イ 自衛隊の運用又はこれに関する見知り若しくは計画若しくは研究 ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 防衛力の整備に関する見知り若しくは計画又は研究 ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量 ヘ ト 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの ヌ 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。)</p>
外交	<p>○ 外交に関する事項 イ 外交上の方針 ロ 外交交渉の内容 ハ 外交上必要な外国に関する情報 ニ 外交上の通信に用いる暗号</p>	<p>○ 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針 ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容 ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報 ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力 ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号</p>
公共の安全及び秩序の維持		<p>○ 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究 ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報 ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号</p>
管理上の措置	<p>○ 標記・通知等の秘密の保護上必要な措置(政令に委任)</p>	<p>○ 標記・通知による指定 ○ 指定の有効期間・解除 ○ 適性評価制度 ○ その他特別秘密の保護上必要な措置(政令に委任) 等</p>

(※)「装備品等」とは、「艦船、航空機、武器、弾薬、通信器材、兵器器材その他の装備品及び資材」を指す。

国家秘密に係るスパイ行為等防止に関する法律案・特別秘密の保護に関する法律案 対照表②

— 対象行為と罰則 —

国家秘密に係るスパイ行為等防止に関する法律案		特別秘密の保護に関する法律案
外国通報による我が国の 安全を著しく害する 危険の生起	<p>※ 自民党が昭和60年第102回国会に提出 — 同年第103回国会で廃案</p> <p>○ 外国通報目的又は不当な方法により探知収集した国家秘密…① 【死刑又は無期懲役】</p> <p>○ 国家秘密を取り扱うことを業務とする者…② 【死刑又は無期懲役】</p> <p>○ ①②以外の者 【無期又は3年以上の懲役】</p>	
	<p>○ 外国通報目的又は不当な方法により探知収集した国家秘密…③ 【無期又は3年以上の懲役】</p> <p>○ 国家秘密を取り扱うことを業務とする者…④ 【無期又は3年以上の懲役】</p> <p>○ ③④以外の者 【2年以上の有期懲役】</p>	
外国通報	<p>○ 外国通報目的による探知収集 【2年以上の有期懲役】</p> <p>○ 不当な方法による探知収集 【10年以下の懲役】</p>	<p>○ 欺罔、財物の窃取、施設への侵入、いわゆる盗聴・盗撮行為等による取得行為 【10年以下の懲役】【100万円以下の罰金刑の任意的併科】</p>
取得	<p>○ 国家秘密を取り扱うことを業務とする者…⑤ 【10年以下の懲役】</p> <p>○ ⑤以外の者 【5年以下の懲役】</p>	<p>○ 特別秘密を取り扱うことを業務とする者…① 【10年以下の懲役】【100万円以下の罰金刑の任意的併科】</p> <p>○ 業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員(①を除く) 【5年以下の懲役】【50万円以下の罰金刑の任意的併科】</p>
漏えい	<p>○ 国家秘密を取り扱うことを業務とする者…⑥ 【2年以下の禁錮又は20万円以下の罰金】</p> <p>○ 業務により国家秘密を知得・領有した者(⑥を除く) 【1年以下の禁錮又は10万円以下の罰金】</p>	<p>○ 特別秘密を取り扱うことを業務とする者…② 【2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金刑】</p> <p>○ 業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員(②を除く) 【1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金刑】</p>
過失漏えい	<p>○ 未遂・予備・陰謀・教唆・せん動</p>	<p>○ 未遂・共謀・独立教唆・煽動</p>
その他		

(注) 「外国」には、「外国のために行動する者」が含まれる。

2 秘密保全法制の必要性・効果

1 我が国における秘密保全に対する脅威

- 外国情報機関等から工作を受けた公務員が情報を漏えいする事案は、検挙数こそ多くないものの、平成20年には内閣情報調査室職員が在日ロシア大使館員に情報を漏えいする事件が起きており、この種の事案の検挙が必ずしも容易でないことや、外国情報機関等が活動を停止した証左もないことに鑑みると、外国情報機関等への情報漏えいの脅威は依然として高いレベルで存在するものと考えられる。
- また、近年のインターネットの普及によりパソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになった中で情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がっていると考えられるが、インターネット上への情報の漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大であって、対策が急務である。

(参考) 過去の主要な漏えい事件等の概要

政府機関、防衛産業に対する標的型サイバー攻撃の事例(報道等を基に作成)

2 尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は立法事実となるのか

尖閣ビデオ流出事案は、政府部内にとどまるべき情報として位置付けられていた資料を、一職員が独断でインターネットを利用して容易に広く流出させたものであり、本事案は、インターネットの普及により情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったこと、インターネット上への情報の漏えいの被害が極めて甚大であって対策が急務であることを示すものである。

3 現行の法令では不十分な理由

秘密保全に関する我が国の現行法令をみると、防衛の分野では、自衛隊法上の防衛秘密や、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法上の特別防衛秘密に関する保全制度があるが、必ずしも包括的なものではない上、防衛以外の分野ではそのような法律上の制度がない。また、国家公務員法等において一般的な守秘義務が定められているが、秘密の漏えいを防止するための管理に関する規定がない上、守秘義務規定に係る罰則の懲役刑が1年以下とされており、その抑止力も十分とはいえない(※)。

(※) 国家公務員法の改正ではなく新法を作ることが必要な理由

国家公務員法は主に行政内部の服務規律の維持を目的として守秘義務を定めており、罰則の引上げが必ずしも容易でない上、委託先の民間業者に守秘義務を課すことが困難であるなど、秘密保全のための法制の受け皿として適当でない。

このため、国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密の漏えいの防止を図る観点から、自衛隊法の防衛秘密制度を基に、対象となる秘密の範囲の拡大、適性評価制度の法制化及び罰則の強化を新規立法の形式で行うことが適当であると考えられる。

4 秘密保全法制を整備することにより期待される効果

- 外国情報機関等による情報収集活動等に対し、実効力ある秘密保全制度が確立される。
- 特別秘密を関係省庁で共有するための制度が整備され、政府における情報機能の強化に不可欠な政府部内の情報共有が促進される。
- 秘密保全に係る外国との信頼が強固なものとなり、外国との情報共有が進展する。

5 秘密保全法制があれば漏えい事案は防止できるか

- 秘密保全法制の整備により、適性評価制度を導入し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者からあらかじめ除外するなど特別秘密の管理の厳格化を図るほか、特別秘密の漏えい罪等を設け、これに相当程度重い罰則を科すこととすれば、特に秘匿を要する政府の重要な情報の漏えい事案の発生を防止する効果が相当程度期待できる。
- また、秘密保全のためには、法制の整備と並行して、情報システムの改善等を含む諸対策を総合的に実施していくことが重要である。特に、情報保全システムについては、情報保全システムに関する有識者会議が平成23年7月に政府における情報保全に関する検討委員会に提出した報告書に掲げられた施策について、関係6省庁（内閣情報調査室、警察庁、公安調査庁、外務省、海上保安庁及び防衛省）が実施計画を作成し、その着実な実施に努めているところである。

(参考)

- ・ 情報システムに必要と考えられる措置
- ・ 特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システムの強化に向けた取組の推進について（平成 23 年 7 月 1 日政府における情報保全に関する検討委員会決定）

過去の主要な情報漏えい事件等の概要

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボガチョンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したものの	○ 自衛隊法違反 (懲役10月) ○ 懲戒免職
シェルコノゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長(元航空自衛官)に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したものの	○ MDA秘密保護法違反 (起訴猶予処分)
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員(元自衛官)が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したものの	○ 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用 (起訴猶予処分)
イージスシステムに係る情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官3名に渡り、更に他の自衛官に渡ったものの	○ MDA秘密保護法違反 (懲役2年6月猶予4年) ○ 懲戒免職
内閣情報調査室職員による情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したものの	○ 国家公務員法違反 収賄 (起訴猶予処分) ○ 懲戒免職
尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官(巡視艇乗組員)が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたものの	○ 国家公務員法違反 (起訴猶予処分) ○ 停職12か月 (辞職)
国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案		国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	

政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例（報道等を基に作成）

平成23年7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省四国地方整備局のパソコンがウィルスに感染し、感染したパソコンを経由して同整備局のネットワークにログインするためのID及びパスワードがサーバから抜き取られた可能性があるほか、合計886名分の個人情報が流出したおそれがある。 ・ 衆議院議員が、メールの添付ファイルを開いたため、パソコンやサーバー内の情報を外部サイトに送信する「トロイの木馬」と呼ばれるウィルスに感染した。 ・ 防衛大臣（当時）を含む参議院議員7人に「トロイの木馬」型のウィルスが仕組まれた標的型メールが送信されたが、感染しておらず、情報流出は確認されていない。 ・ 総務省において、東日本大震災に関連する件名のメールの添付ファイルを開いたため、複数のパソコンが「トロイの木馬」型ウィルスに感染。外部への情報流出等については調査中だが、感染したパソコンが米国のサイトに繰り返しアクセスしていた模様。
平成23年8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三菱重工業の約80台のサーバやパソコンがウィルスに感染し、何らかのデータの一部が社外に流出した可能性があることが確認された。しかし、10月24日時点で防衛や原子力に関する保護すべき情報が社外へ流出したことは確認されていない。 ・ 防衛関連企業が加盟する社団法人「日本航空宇宙工業会」のパソコンがウィルスに感染し、盗み取られたメールを基に、偽装されたウィルスメールが川崎重工に送付された。そのメールには、米国内のサイトに強制接続させる不正なプログラムが仕組まれていたが、すぐに接続を遮断したため、情報流出は免れたとされる。
平成23年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ IHI、三菱電機に対してサイバー攻撃がなされた（感染の時期等は不明）。三菱電機は、添付ファイルを開けると外部に強制接続して端末内の情報を抜き取る標的型メールによる攻撃を受け、一部の端末がウィルスに感染したとされる。 ・ 9月中旬、内閣官房の職員に、外部からの情報抜き取りを狙った標的型攻撃メールが複数送信され、コンピューター1台がウィルスに感染したが、情報流出は確認されていない。
平成23年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の在外公館において、情報の窃取を目的にした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。 ・ 国土地理院において、観測データを扱うサーバーがサイバー攻撃を受け、IDとパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。

情報保全システムに必要と考えられる措置

必要と考えられる措置	漏洩防止のための対策 (具体的に漏洩を防ぐ)	[Redacted]
1 端末のデータの書き出し対策	電磁的記録媒体への書き出し制限	電磁的記録媒体への書き出しログ
2 印刷・コピー対策	印刷・コピーの制限	印刷ログ
3 電子機器及び紙の持ち出し及び持ち込み対策	電子機器及び紙の持ち出し及び持ち込みの制限	入退館等のログ
4 外部への通信制御	外部への通信制限	外部との通信ログ
5 アクセス制御	アクセス制限	<ul style="list-style-type: none"> ・個人認証ログ ・端末・サーバ内のアクセスログ ・端末・サーバ間の通信ログ
6 出張時の通信対策	出張時に使用する端末及び通信回線の制限	-

特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システムの
強化に向けた取組の推進について

平成 23 年 7 月 1 日
政府における情報保全に
関する検討委員会決定

- 1 関係 6 省庁（内閣情報調査室、警察庁、公安調査庁、外務省、海上保安庁及び防衛省。以下同じ。）は、平成 23 年 7 月 1 日に情報保全システムに関する有識者会議が取りまとめた報告書「特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システムに関し必要と考えられる措置について」の内容を十分に尊重するとともに、同報告書別添 3 に掲げられた施策の実施計画を同年 8 月末を目指して作成し、着実な実行に努めること。
- 2 関係 6 省庁は、上記 1 の実施計画を直近の当検討委員会に報告すること。また、内閣情報調査室は、定期的にその実施状況を取りまとめ、当検討委員会に報告すること。

3 秘密の範囲（個別の事例の特別秘密該当性について）

1 尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案等で流出したビデオ

特別秘密の指定は、現にその情報を取り扱う行政機関の長が、諸般の情勢を勘案してその必要性を決定すべきものであり、当該ビデオが特別秘密に該当するか否かについて断定することは困難であるが、敢えて判断するとすれば、特別秘密に指定するための要件を充足していたとは断定できない。

2 原発事故に関する情報

秘密保全法制の整備に当たっては、有識者会議の報告書も踏まえ、我が国の防衛に加え、外交、公共の安全と秩序の維持を対象となる秘密の範囲に含めることを検討しているが、ここでいう公共の安全と秩序の維持には大規模な自然災害や大規模な事故は含まれず、原発事故に関する情報がこれに含まれることは想定していない。

3 TPPに関する情報

- 我が国の防衛に加え、外交、公共の安全と秩序の維持を対象となる秘密の範囲に含めることを検討しているが、TPPに関する情報が、外交に関する情報に含まれることは想定していない。

（更に経済的な問題に関する情報は特別秘密に該当する余地がないのかと問われた場合、）

- 経済的な問題は、一般的に国の存立にとって重要な秘密との関係は希薄であるが、経済的な問題が国及び国民の安全を脅かすに至った場合には、「国の安全」に含まれる余地はあり得る。

4 諸外国（米、英、独、仏）の適性評価制度について

1 根拠

諸外国（英、米、独、仏をいう。以下同じ。）の適性評価制度についても、法令等により根拠付けられている。

2 対象となる者

諸外国の適性評価制度において、対象者は原則として秘密の取扱者全てであり、その中には民間事業者等の職員も含まれている。大統領や首相、大臣等は評価の対象外とされている。

3 実施権者

諸外国の適性評価制度において、各官庁や警察機関等が実施権者となっている。

4 適性評価の有効期間

諸外国の適性評価制度において、その有効期間は概ね5年から10年の間とされている。

5 主な調査事項

諸外国の適性評価制度において、本人に対し、人定事項、暴力的な政府転覆活動への関与、犯罪歴、ITシステムの取扱いに係る非違歴、薬物の使用・影響、精神疾患、アルコールの消費、信用状態等の事項について調査している。また、配偶者等に対しても調査を行っており、中には評価対象者とほぼ同様の事項についても調査している国（独）もある。

6 同意の取得

諸外国の適性評価制度において、書面の提出により同意を取得している。また、米英については本人のみの同意を取得し、独については本人及び配偶者の同意を取得している（仏については不明）。

7 評価のプロセス

諸外国の適性評価制度において、本人による調査票の提出、本人への面接、公私の団体への照会、本人をよく知る者からの聴取が行われている。

8 結果・理由の通知

諸外国の適性評価制度において、米英仏は本人に適性評価の結果を通知しており、独は適性を認めない場合にのみ結果を通知している。その際、米英独は可能な範囲で理由を通知することとしている（仏については不明）。

（参考）諸外国の秘密保全制度における適性評価手続

○諸外国の秘密保全制度における適性評価手続

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	合衆国法典及び行政命令	政府声明及びセキュリティ・ポリシーの枠組み(政府統一基準で各省に義務的履行を求めるもの)	保安審査法	国防法典及び国防秘密保全に関する政府間通達
対象者	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)	国の各官庁及び警察機関の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)及びその配偶者	秘密を取り扱う者(本人)
対象外の者	大統領及び副大統領	首相及び大臣(閣外大臣及び政務次官を含む。)	連邦大統領、連邦首相及び連邦大臣	大統領、首相及び大臣
実施権者	連邦政府の各官庁	国の各官庁及び警察機関	連邦政府の各官庁	首相の委任を受けた者
有効期間	5年	7年(初回は5年)	10年(5年目に調査票を再提出)	最長5年(その職に在任中のみ有効)
調査票の主な記入事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。)) 出生地、社会保障番号、身長・体重等) ・ 暴力的な政府転覆活動・テロリズム・国民の憲法上の権利の行使を暴力的に妨害する違法な活動への関与 ・ 犯罪歴(継続中のものも含む。) ・ ITシステムの取扱いに係る非違歴 ・ 薬物の使用・影響 ・ 精神疾患 ・ アルコールの消費 ・ 信用状態、民事訴訟歴 ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 外国渡航歴・活動歴・外国人との交友関係・外国にある財産の状況 ・ 本人をよく知る者(友人、同僚、上司、近隣者等)の氏名・連絡先 ・ 過去の適性評価の実施状況 ○ 配偶者に関するもの(本人が記入) <ul style="list-style-type: none"> ・ 人定事項(氏名、住所、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地、社 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地、旅券番号等) ・ 議会制民主主義の転覆・弱化を目的とする活動、スパイ、破壊工作活動、テロリズムへの関与 ・ 犯罪歴 ・ 薬物の使用・影響 ・ 精神疾患 ・ アルコールの消費 ・ 信用状態、財産・家計の状況 ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 外国居住歴・外国にある財産の状況 ・ 本人をよく知る者(友人、同僚、上司等)の氏名・連絡先等 ・ 過去の適性評価の実施状況 ○ 配偶者に関するもの(本人が記入) <ul style="list-style-type: none"> ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。)) 出生地 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地、身分証明書番号等) ・ 反憲法組織、旧東独・外国情報機関への関与 ・ 継続中の刑事・懲戒手続 ・ 信用状態、強制執行措置履歴 ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ セキュリティ上懸念される外国との関係(渡航歴・滞在歴等) ・ 身元確認のための情報提供者の氏名・連絡先 ・ 過去の適性評価の実施状況 ○ 配偶者に関するもの(配偶者が記入) <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人と同様の事項(ただし、学歴・職歴・軍歴、過去の適性評価の実施状況等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地、身分証明書番号等) ・ 学歴等・職歴・軍歴 ・ 外国渡航歴 ○ 配偶者に関するもの(本人が記入) <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人と同様の事項(ただし、職歴

調査票 の主な 記入事 項	会保障番号等) ・ 婚姻の日等	等) ・ 婚姻の日等 ・ 信用状態、財産・家計 の状況 ・ 現在の職業 ・ 外国居住歴、外国にあ る財産の状況 ・ 配偶者の両親の人定事 項(氏名、現住所、生年 月日、国籍(帰化情報 を含む。)、出生地等) ・ 配偶者の両親の現在の 職業	を除く。)	は現在の職業の み。)	
	○ 過去の配偶者に関する もの(本人が記入) ・ 人定事項(氏名、住所、 生年月日、国籍、出生地等) ・ 離婚の日等	○ 過去の配偶者に関する もの(本人が記入) ・ 人定事項(氏名、住所 歴、生年月日、国籍(帰 化情報を含む。))出生地) ・ 離婚の日等 ・ 現在の職業 ・ 外国居住歴			
	○ 家族・同居人に関する もの(本人が記入) ・ 人定事項(氏名、現住 所、生年月日、国籍(帰 化情報を含む。))、出生地 等)	○ 家族・同居人に関する もの(本人が記入) ・ 人定事項(氏名、現住 所、生年月日、国籍(帰 化情報を含む。))、出生 地) ・ 現在の職業	○ 家族に関するもの(本人 及び配偶者がそれぞれの親 族について記入) ・ 人定事項(氏名、現住所、 生年月日、国籍、出生地)	○ 家族・同居人に 関するもの(本人 が記入) ・ 人定事項(氏 名、現住所、生年 月日、国籍(帰化 情報を含む。))、出 生地等)	
同意の 取得	・ 書面の提出により取得 する。 ・ 本人以外の者の同意は 取得していない。	・ 書面の提出により取得 する。 ・ 本人以外の者の同意は 取得していない。	・ 本人及び配偶者につい て、それぞれ書面の提出に より取得する。 ・ 本人及び配偶者以外の者 の同意は取得していない。	・ 調査票を提出す ることをもって 同意したものと 解されている。	
プロセ ス及び 手法	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者から の聴取	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者から の聴取	・ 本人及び配偶者がそれぞ れ調査票に記入し、提出 ・ 本人及び配偶者それぞ れへの面接(必要な場合) ・ 公私の団体への照会 ・ 本人及び配偶者につい て、それぞれよく知る者か らの聴取	・ 本人が調査票に 記入し、提出 ・ 公私の団体への 照会 ・ 本人をよく知る 者からの聴取	
結果の 通知	・ 本人に通知する。	・ 本人に通知する。	・ 適性を認めない場合、本 人に通知する。	・ 本人に通知す る。	
理由 の 通知	・ 適性を認めない場合、 国家安全保障上の利益及 び他の法令が許容する限 りにおいて包括的かつ詳 細に通知する。	・ 適性を認めない場合、 可能な範囲で通知する。	※ 適性を認めないと判断す る場合は、情報源の保護が 保証される範囲で、あらか じめその判断の理由となる 事実が示される。なお、情 報保護上著しい不利益が生 じ得る場合には示されない ことがある。	不明	

注：機密性が最も高い区分の秘密を取り扱う際に必要となる適性評価手続について記載している。

5 罰則

(1) 特別秘密・防衛秘密・特別防衛秘密・合衆国軍隊の機密についての罰則の比較

(次頁の表参照)

特別秘密・防衛秘密・特別防衛秘密・合衆国軍隊の秘密についての罰則の比較

	特別秘密の保護に関する法律案 (特別秘密)	自衛隊法 (防衛秘密)	MDA秘密保護法 (特別防衛秘密)	刑事特別法 (合衆国軍隊の秘密)
漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務により特別秘密を取り扱う者 ・ 取扱業務者(第17条第1項) 【10年以下の懲役又は情状により10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金】 ※ 未遂処罰あり(第17条第3項) ・ 業務知得者(第17条第2項) 【5年以下の懲役又は情状により5年以下の懲役及び500万円以下の罰金】 ※ 未遂処罰あり(第17条第3項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者(第122条第1項) 【5年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第122条第2項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者(第3条第1項第3号) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) ○ 我が国の安全を害する目的(第3条第1項第2号) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) ○ 上記以外の者(第3条第2項) 【5年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者(第6条第2項) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第6条第3項)
過失漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務により特別秘密を取り扱う者 ・ 取扱業務者(第17条第4項) 【2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金】 ・ 業務知得者(第17条第5項) 【1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者(第122条第3項) 【1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者(第4条第1項) 【2年以下の禁錮又は5万円以下の罰金】 ○ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者以外で業務により特別防衛秘密を知得・保有した者(第4条第2項) 【1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金】 	
取得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 欺罔、財物の窃取等による特別秘密の取得行為(第18条第1項) 【10年以下の懲役又は情状により10年以下の懲役及び1千万円以下の罰金】 ※ 未遂処罰あり(第18条第2項) 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 不当な方法による探知収集(第3条第1項第1号) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) ○ 我が国の安全を害すべき用途に供する目的による探知収集(第3条第1項第1号) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的による探知収集(第6条第1項) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第6条第3項) ○ 不当な方法による探知収集(第6条第1項) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第6条第3項)
周辺の行為	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共謀、独立教唆、煽動 ・ 取扱業務者の漏えい(第19条第1項) 【5年以下の懲役】 ・ 業務知得者の漏えい(第19条第2項) 【3年以下の懲役】 ・ 欺罔、財物の窃取等による特別秘密の取得行為(第19条第1項) 【5年以下の懲役又】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共謀、独立教唆、煽動 ・ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者の漏えい(第122条第4項) 【3年以下の懲役】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸謀、独立教唆、せん動 ・ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者の漏えい(第5条第1項、第3項)※ ・ 我が国の安全を害する目的とする漏えい(第5条第1項、第3項)※ ・ 不当な方法による探知収集(第5条第1項、第3項) ・ 我が国の安全を害すべき用途に供する目的による探知収集(第5条第1項、第3項) ※ 以外の者による漏えい(第5条第2項) 【3年以下の懲役】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸謀、独立教唆、せん動 ・ 通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者(第7条第1項、2項) ・ 合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的による探知収集(第7条第1項、第2項) ・ 不当な方法による探知収集(第7条第1項、第2項) 【5年以下の懲役】

(2) 諸外国の例について

- 諸外国における罰則の例について概括的に言えば、国を害し、外国を利する目的による漏えい等の伝達行為は、単純な国家秘密の漏えいに比して重い刑罰を科している。
- 他方、そうした国を害する目的や利敵的な目的を有しない国家秘密の漏えいについてはより軽い刑罰が科されているが、例えば、米国では「防衛情報の収集、伝達、若しくは紛失」について10年以下の懲役又は罰金刑を定めている。また、独国では国家機密を伝達又は公表した場合について6月以上5年以下の自由刑（特に重大なケースでは1年以上10年以下の自由刑）を定めている。

(参考) 諸外国の秘密保全制度における主な罰則

○諸外国の秘密保全制度における主な罰則

	アメリカ (合衆国法典)	イギリス (公務秘密法)	ドイツ (刑法)	フランス (刑法)
目的等による故意の加重漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ・米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、外国政府への国防情報の漏えい ・戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の漏えい <p>【死刑、無期刑又は有期刑(上限なし)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国に損害を与え、又は外国を利することがあり得ると信じるに足る理由を有する者による、不正アクセスにより取得した政府指定の国防情報の漏えい <p>【10年(再犯の場合は20年)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国の安全と利益を損ない、又は米国に害をもたらし外国政府を利する目的による、米国・外国政府の暗号等の漏えい <p>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の漏えい <p>【3年以上14年以下の自由刑】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツに不利益を与え、又は外国の勢力に利益を与える目的による、国家機密(※1)の外国勢力への漏えい <p>【1年以上の自由刑(犯情の特に重い事案(※2)では、無期又は5年以上の自由刑)】</p> <p>※1 「国家機密」とは、限定された範囲の者のみに入手可能で、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす危険を回避するため、外国の勢力に対して秘密にしておかなければならない事実、物又は知識をいう。</p> <p>※2 「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、①国家機密の保持をその者に特別に義務付ける責任ある地位を濫用したとき、又は②その行為により、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、特に重大な不利益を及ぼす危険を生じたとき、をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国防情報の漏えい <p>【15年以下の自由刑及び罰金】</p> <p>※3 「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の一体性、国の安全性、共和政体、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境とその周辺状況の調和並びに国の科学・経済力及び文化的遺産の重要な要素をいう。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・国防情報の漏えい ・米国・外国政府の暗号等の漏えい ・国防情報にアクセスする権限がある者による、当該情報の漏えい ・行政機関の職員又は行政機関が過半数の株式を所有する企業の職員による、大統領等が指定した国防情報の外国政府への漏えい <p>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防諜・諜報職員による国防情報の漏えい ・公務員又は政府と契約関係にある者による、①国防情報、②防衛情報、③国防情報、④国防情報、⑤国防情報の漏えい ・漏えいにより秘密情報を取得した者による漏えい <p>【2年(略式手続の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国防情報の漏えい <p>【6月以上5年以下の自由刑(犯情の特に重い事案では、1年以上10年以下の自由刑)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公務員による秘密情報の漏えい <p>【5年以下の自由刑又は罰金】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身分、職業によつて、又は職務若しくはは一時的若しくはは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による漏えい <p>【7年以下の自由刑及び罰金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の者による国防上の秘密の漏えい <p>【5年以下の自由刑及び罰金】</p>

	アメリカ (合衆国法典)	イギリス (公務秘密法)	ドイツ (刑法)	フランス (刑法)
過失犯	<ul style="list-style-type: none"> 国防情報を委託され、又は適法に所持し、若しくは管理している者が、重過失によって、委託に反する適切な保管場所からの移動等を可能にした場合 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 	<ul style="list-style-type: none"> 公務員又は政府と契約関係にある者による秘密情報等に関する注意懈怠 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 	<ul style="list-style-type: none"> 国家機密を過失により無権限者に漏えいし、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【5年以下の自由刑又は罰金】 公務、職務上の地位又は官庁の委託により入手可能であった国家機密を、無権限者に軽率に取得させ、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【3年以下の自由刑又は罰金】 公務員が、過失による秘密の漏えいによって重要な公共利益を危うくしたとき 【1年以下の自由刑又は罰金】 	<ul style="list-style-type: none"> 身分、職業によって、又は職務若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による過失の漏えい 【3年以下の自由刑及び罰金】
目的による加重類型 取得	<ul style="list-style-type: none"> 戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の収集・記録 【死刑、無期刑又は有期刑(上限なし)】 米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防に関連する場所等への接近その他の方法による国防情報の取得 米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防情報の取得 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 	<ul style="list-style-type: none"> 国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得 国の治安・利益を損なう目的による、<u>禁止区域(※4)への接近、視察、立ち寄り、侵入又は付近での滞在</u> 【3年以上14年以下の自由刑】 <p>※4 国が所有する軍事関連施設等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 漏えいするための国家機密の取得 【1年以上10年以下の自由刑】 	<ul style="list-style-type: none"> 国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい目的での収集 【10年以下の自由刑及び罰金】
	<ul style="list-style-type: none"> 違法に取得された国防情報の取得又は受領 安全保障に関する秘密情報の外国政府による取得又は受領 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 			<ul style="list-style-type: none"> 国防上の秘密の取得 国防上の秘密として秘密指定された区域への無権限者の立入り 【5年以下の自由刑及び罰金】

※4: 国防に関する秘密以外のものを含んでいると考えられる秘密

下線部: 公務員等の身分要件

下線部: 取得の手段を特定しているもの

(3) マスコミの取材の自由の制限について

1 教唆罪、取得罪と取材の自由

(漏えいの教唆や取得行為を処罰対象とすることにより、マスコミの取材の自由を制限することになるのではないかとの意見もあるところ、)

- いわゆる西山事件の最高裁決定は、取材の手段・方法が刑罰法令に触れる場合や社会観念上是認できない態様のものである場合には漏えいの教唆として処罰の対象となるとする一方、取材行為は「真に報道の目的からでたものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為というべき」旨判示している。したがって、正当な取材行為により漏えい行為の教唆罪が成立しないことは明らかである。
- また、取得罪についても、正当な取材行為が対象とならないよう、処罰の対象となる特別秘密の取得行為を具体的に限定列挙することを検討している。

(参考 1) 西山事件最高裁決定(最決昭 53 年 5 月 31 日)(抜粋)

「(前略) 報道機関の国政に関する取材行為は、国家秘密の探知という点で公務員の守秘義務と対立拮抗するものであり、時としては誘導・唆誘的性質を伴うものであるから、報道機関が取材の目的で公務員に対し秘密を漏示するようにそそのかしたからといつて、そのことだけで、直ちに当該行為の違法性が推定されるものと解するのは相当ではなく、報道機関が公務員に対し根気強く執拗に説得ないし要請を続けることは、それが真に報道の目的からでたものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為というべきである。しかしながら、報道機関といえども、取材に関し他人の権利・自由を不当に侵害することのできる特権を有するものでないことはいうまでもなく、取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであつても、取材対象者の個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならない。(後略)」

(参考 2) 財団法人法曹会 「最高裁判所判例解説 刑事篇 昭和 53 年度」(西山事件解説部分)

「構成要件には違法性推定機能があり、ある行為が構成要件に該当するときは、特別の事情がないかぎり、その行為は違法性を帯びるものと推定される。ところが、本決定は、右の違法性推定機能が働かないと判示している。このような考え方は、団藤裁判官が説かれるところである。すなわち、同裁判官は、「違法性阻却原由の中には一つまり程度の差とおもわれるが一正当防衛などのようにいわば例外的・消極的に行為の違法性を解除するものと、職務行為や正当業務行為のように行為に原則的・積極的な社会的相当性を付与するものがある。そうして後者のばあいには、はじめから構成要件該当性そのものが否定されるばあいもありうるが、構成要件該当性が肯定されるべきばあいにも、その違法性推定機能は働かないものと考えられ

る。」と説く。本決定も、報道機関の取材行為については、その行為が「そそのかし」罪の構成要件該当性がある場合であっても、その社会的相当性のゆえに、その違法性推定機能が働かないものと解すべきであると判示したわけである。

第一審判決のように正当な取材行為の範囲につき、違法性阻却事由としての正当行為論からアプローチすることになれば、その判断は個々の具体的事案毎になされ、違法性が阻却されるのは例外的ということになるであろう。これに対し、本決定の立場によれば、取材行為としての「そそのかし」については、違法性が推定されないのであるから、取材行為が正当であるかどうかの点は、社会的相当性があることを裏付ける具体的な事実があるかという観点からアプローチする必要はなく、むしろ、法秩序全体の精神に照らし不相当であることを裏付ける特段の事実があるかどうかという観点からアプローチすることになり、違法性を帯びる方が例外的ということになるろう。

本決定は、通常の形態の取材行為については正当業務行為として違法性がないことを明らかにしたものと理解することができ、取材行為としての「そそのかし」が違法性を欠くという判断は、具体的な事案毎にするというよりは、むしろ、かなりの程度類型的なもので足りることが多いであろう。」

2 萎縮効果

- 秘密保全法制においては、正当な取材活動は処罰対象とならず、同法制の整備により取材活動が萎縮することにはならないものと考えられる。

(取材を受ける公務員側が萎縮するのではないかとの意見もあり得るところ、)

- 公務員が政府の諸活動を国民に説明する責務を全うすべきことは当然であるが、他方で、法律上の守秘義務を遵守することも必要である。
- なお、秘密保全法制の整備により、特に秘匿することが必要である秘密の範囲がより明確となることから、本法制の整備が、取材を受ける公務員に萎縮効果をもたらすものではないと考える。(※ただし、特別秘密に該当しない情報であっても国家公務員法上の秘密に該当することに留意。)

(4) 刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について

- これまでの国家公務員法違反等の秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法が採られている。外形立証とは、①秘密の指定基準（指定権者、指定される秘密の範囲、指定及び解除の手続）が定められていること、②当該秘密が国家機関内部の適正な運用基準に則って指定されていること、③当該秘密の種類、性質、秘扱いをする由縁等を立証することにより、当該秘密が実質秘であることを推認する方法をいい、判例上も「秘密扱いに指定、表示された必要性、相当性および秘密扱いの実情などを調査検討して、なお、それが実体的真実発見の場である公判廷に顕出できない相当の理由があると認められるときは、（中略）それが刑罰による保護に値する実体を備えるものと認定することも許されるものというべきである。」（東京高裁昭和44年3月18日判決）として許容されている。

このような外形立証は、秘密の内容そのものを明らかにしないまま実質秘性を支障なく立証する方法として実務上確立している。

- 秘密保全法制においても、厳格な要件により実質秘性が典型的に担保された上で指定が行われ、かつ、解除や有効期間といった適切な指定を担保するための措置が定められるよう検討しているところであり、これにより秘密の内容そのもの以外の事実を立証することで実質秘性を推認することが十分可能となり、外形立証が有効に機能し得ると考えられる。

資料（判例）

- 西山事件最高裁決定（5(3)「マスコミの取材の自由の制限について」関係）
- 東京高裁昭和44年3月18日判決（5(4)「刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について」関係）

西山事件最高裁決定
(最高裁昭和51年(あ)第1581号同53年5月31日第一小法廷決定)

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

(上告趣意に対する判断)

弁護人伊達秋雄、同高木一、同大野正男、同山川洋一郎、同西垣道夫の上告趣意第一点は、憲法二一条違反をいうが、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であり、同第二点は、単なる法令違反の主張であり、同第三点は、憲法二一条違反をいう点もあるが、実質はすべて単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ。

(職権による判断)

一 国家公務員法一〇九条一、二号、一〇〇条一項にいう秘密とは、非公知の事実であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいい(最高裁昭和四八年(あ)第二七一六号同五二年一二月一九日第二小法廷決定)、その判定は司法判断に服するものである。

原判決が認定したところによれば、本件第一〇三四号電信文案には、昭和四六年五月二八日に愛知外務大臣とマイヤー駐日米国大使との間でなされた、いわゆる沖縄返還協定に関する会談の概要が記載され、その内容は非公知の事実であるというのである。そして、条約や協定の締結を目的とする外交交渉の過程で行われる会談の具体的内容については、当事国が公開しないという国際的外交慣行が存在するのであり、これが漏示されると相手国ばかりでなく第三国の不信を招き、当該外交交渉のみならず、将来における外交交渉の効果的遂行が阻害される危険性があるものというべきであるから、本件第一〇三四号電信文案の内容は、実質的にも秘密として保護するに値するものと認められる。右電信文案中に含まれている原判決対米請求権問題の財源については、日米双方の交渉担当者において、円滑な交渉妥結をは

かるため、それぞれの対内関係の考慮上秘匿することを必要としたものようであるが、わが国においては早晩国会における政府の政治責任として討議批判されるべきであつたもので、政府が右のいわゆる密約によつて憲法秩序に抵触するとまでいえるような行動をしたものではないのであつて、違法秘密といわれるべきものではなく、この点も外交交渉の一部をなすものとして実質的に秘密として保護するに値するものである。したがつて右電信文案に違法秘密に属する事項が含まれていると主張する所論はその前提を欠き、右電信文案が国家公務員法一〇九条一二号、一〇〇条一項にいう秘密にあたるとした原判断は相当である。

二 国家公務員法一一一条にいう同法一〇九条一二号、一〇〇条一項所定の行為の「そそのかし」とは、右一〇九条一二号、一〇〇条一項所定の秘密漏示行為を実行させる目的をもつて、公務員に対し、その行為を実行する決意を新に生じさせるに足りる態通行為をすることを意味するものと解するのが相当であるところ（最高裁昭和二七年（あ）第五七七九号同二九年四月二七日第三小法廷判決・刑集八卷四号五五五頁、同四一年（あ）第一一二九号同四四年四月二日大法廷判決・刑集二三卷五号六八五頁、同四三年（あ）第二七八〇号同四八年四月二五日大法廷判決・刑集二七卷四号五四七頁参照）、原判決が認定したところによると、被告人はA新聞社東京本社編集局政治部に勤務し、外務省担当記者であつた者であるが、当時外務事務官として原判示職務を担当していたBと原判示「ホテルC」で肉体関係をもつた直後、「取材に困っている、助けると思つて安川審議官のところに来る書類を見せてくれ。君や外務省には絶対に迷惑をかけない。特に沖縄関係の秘密文書を頼む。」という趣旨の依頼をして懇願し、一応同女の受諾を得たうえ、さらに、原判示D政策研究所事務所において、同女に対し「五月二八日愛知外務大臣とマイヤー大使とが請求権問題で会談するので、その関係書類を持ち出してもらいたい。」旨申し向けたというのであるから、被告人の右行為は、国家公務員法一一一条、一〇九条一

二号、一〇〇条一項の「そそのかし」にあたるものというべきである。

ところで、報道機関の国政に関する報道は、民主主義社会において、国民が国政に
関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、いわゆる国民の知る権利に奉仕す
るものであるから、報道の自由は、憲法二一条が保障する表現の自由のうちでも特
に重要なものであり、また、このような報道が正しい内容をもつためには、報道の
ための取材の自由もまた、憲法二一条の精神に照らし、十分尊重に値するものとい
わなければならない（最高裁昭和四四年（し）第六八号同年一月二六日大法院決
定・刑集二三卷一一号一四九〇頁）。そして、報道機関の国政に関する取材行為は、
国家秘密の探知という点で公務員の守秘義務と対立拮抗するものであり、時として
は誘導・唆誘的性質を伴うものであるから、報道機関が取材の目的で公務員に対し
秘密を漏示するようにそそのかしたからといつて、そのことだけで、直ちに当該行
為の違法性が推定されるものと解するのは相当ではなく、報道機関が公務員に対し
根気強く執拗に説得ないし要請を続けることは、それが真に報道の目的からでたも
のであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念
上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為というべき
である。しかしながら、報道機関といえども、取材に関し他人の権利・自由を不当
に侵害することのできる特権を有するものでないことはいうまでもなく、取材の手
段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、
その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであつても、取材対象者の個人と
しての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認す
ることのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法
性を帯びるものといわなければならない。これを本件についてみると原判決及び記
録によれば、被告人は、昭和四六年五月一八日頃、従前それほど親交のあつたわけ
でもなく、また愛情を寄せていたものでもない前記Bをはじめて誘つて一夕の酒食

を共にしたうえ、かなり強引に同女と肉体関係を持ち、さらに、同月二二日原判示「ホテルC」に誘って再び肉体関係をもつた直後に、前記のように秘密文書の持出しを依頼して懇願し、同女の一応の受諾を得、さらに、電話でその決断を促し、その後も同女との関係を継続して、同女が被告人との右関係のため、その依頼を拒み難い心理状態になつたのに乗じ、以後十数回にわたり秘密文書の持出しをさせていたもので、本件そそのかし行為もその一環としてなされたものであるところ、同年六月一七日いわゆる沖縄返還協定が締結され、もはや取材の必要がなくなり、同月二八日被告人が渡米して八月上旬帰国した後は、同女に対する態度を急変して他人行儀となり、同女との関係も立消えとなり、加えて、被告人は、本件第一〇三四号電信文案については、その情報源が外務省内部の特定の者にあることが容易に判明するようなその写を国会議員に交付していることなどが認められる。そのような被告人の一連の行為を通じてみるに、被告人は、当初から秘密文書を入手するための手段として利用する意図で右Bと肉体関係を持ち、同女が右関係のため被告人の依頼を拒み難い心理状態に陥つたことに乗じて秘密文書を持ち出させたが、同女を利用する必要がなくなるや、同女との右関係を消滅させその後は同女を顧みなくなつたものであつて、取材対象者であるBの個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪したものとわざるをえず、このような被告人の取材行為は、その手段・方法において法秩序全体の精神に照らし社会観念上、到底是認することのできない不相当なものであるから、正当な取材活動の範囲を逸脱しているものというべきである。

三 以上の次第であるから、被告人の行為は、国家公務員法一一一条（一〇九条一二号、一〇〇条一項）の罪を構成するものというべきであり、原判決はその結論において正当である。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五三年五月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長	岸		盛	一
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	本	山		亨

東京高裁昭和43年(う)第2508号同44年3月18日判決

主 文
本件控訴を棄却する。
当審における未決勾留日数中九〇日を原判決の刑に算入する。
理 由

本件控訴の趣意は、弁護士上田誠吉、同田代博之、同西嶋勝彦連名提出の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は、検察官松本卓矣提出の答弁書記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

控訴趣意第二、第三点について

所論は、原判決が原判示第三の電信文を国家公務員法上の秘密に当たると認定したのは、秘密の意義、必要性、立証責任を誤つたものであつて、ひいては、判決に影響を及ぼすこと明らかな事実の誤認法令適用の誤りおよび訴訟手続の法令違反があるというものである。

しかしながら、原判決が判示第三の秘密の電信文につき、それが形式的にも実質的にも、国の電信文であり、秘密指定の手続の相当性等からその実質的秘匿性を認定できるとして、それが国家公務員法所定秘密に当たるとした点は、つぎの点を加えるほか、相当として是認することができる。すなわち、国家公務員法上の秘密を漏らす罪およびこれをそそのかす罪は、いわゆる刑罰法規であつて、罪刑法定主義の精神にのっとり、これを厳格に解しなげなければならないところ、同法にいわゆる「秘密」がいかなる事項を指称するかについて、内容的にも手続的にもなんら明らかにされておらず、したがつて、なにが同法の秘密であるかについては、所論のよきな見解もなりたちるところであるが、他方、行政官庁は、その行政目的を達するため、法律の趣旨に適合し必要かつ相当と認めて、一定の事項を指定して秘密の取扱いをすることができるのであるから、行政官庁がそれにのっとり秘密の取扱いをする旨を指定、表示した以上、その官庁における秘扱の判断は、尊重されてしるべきであり、その解除のなされない限り、一応その指定、表示を受けているという事態そのものによりその秘匿性の必要性、相当性および要保護性は、充足されるべきであつて、したがつて、職員が、正当の事由もなく、その内容が秘密に値しないとしてこれを他に漏らすことの許されないのは、もとより当然である。しかしながら、証人Aの原審公判廷における供述にもあらわれとおり、行政官庁の秘密扱い文書等についての取扱いは、ときには、しかく厳正に行なわれしていないこともありうることなどの事情を勘案し、かつ、秘密が秘密として保護に値するのは、秘密の取扱いを受けるに相応する実質を備えている限りにおいてであるから、秘密の指定、表示があつても、すでにそれが事実上公表され一般人の了知するところとなつたものについてまで、刑罰の制裁をもつてこれを保護する理由も必要性もないのである。したがつて、国家公務員法に秘密を漏らす罪およびこれをそそのかす罪にいわゆる「秘密」とは、行政官庁により秘密扱いの指定、表示がなされたものであつて、その実体が刑罰による保護に値するものをいうと解すべきところ、訴訟法上、右秘密扱いの指定、表示のあつたことについての立証は、容易であつても、それが刑罰による保護に値する実体を備えているものであるかどうかについては、しかく容易ではない。なんとなれば、秘密扱いとされたものが公開の法廷に顕出されることにより、それが公表され、一般人に了知されることによつて、秘匿性を失うことになりかねないからである。かかる場合には、それが秘密扱いに指定、表示された必要性、相当性および秘密扱いの実情などを調査検討して、なお、それが実体的真実発見の場である公判廷に顕出できない相当の理由があると認められるときは、原判示のような方法により、それが刑罰による保護に値する実体を備えるものと認定することも許されるものというべきである。しかして、北朝鮮帰還協定交渉関係の交渉の開始から決裂にいたるまでの両赤十字社の方針、経過等は、所論のように、連日の新聞等により報道され、公知のものであつたにしても、外務省において受信した右帰還協定についての赤十字会談に関する原判示第三の電信文の内容が、外務省によつて公式発表され、それが報道されたものと認めるべき証拠は記録上存在しないばかりでなく、原判決挙示の関係証拠によれば、原判示第三の秘密の電信文は、その発信人たるソ連駐在のB大使およびジュネーブ駐在のC大使によつて、外務省の手続準則にのっとり、「極秘」または「秘」の指定がなされて、D外務大臣にあて発信され、「極秘」扱い電信文は、高度の秘匿性を有する暗号により発信された電信を解読したものであつて、これら「極秘」または「秘」扱い電信文の秘密の必要性、相当性は、いまなお強く維持され、その解除、放棄は

なされていないことが認められるから、右電信文を原審公判廷に顕出できないことについて相当の理由のあることが肯認されるのである。したがって、原判決が、その判示のような方法により、右電信文の秘密性が刑罰による保護に値する実体を備えているものと認定したのは、相当であり、右電信文そのものが証拠に提出されな
いからといって、その立証ができないとするわけにはいかないのであつて、もとよ
り所論のように検察官の立証責任を誤解したものではない。所論は、独自の見解に
基づき、原判決の適正な認定を非難し、刑事訴訟法違反があるとするものであつ
て、どうてい採用しがたい。されば、原判決には、所論のような事実の誤認、法令
適用の誤り、訴訟手続の法令違反はなく、論旨は、理由がない。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 吉田作穂 判事 横地恒夫 判事 金子仙太郎)

【ご連絡】 秘密保全法制に関する内閣法制局との協議メモについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年12月28日 11:10

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室); [redacted] 櫻井 壯太郎
(副長官補本室); [redacted]

[redacted]; 丸山 洋平(安危本室); [redacted]

[redacted]; 淡路 恵介(副長官補本室); [redacted]

添付ファイル: 法制局協議メモ(各省配付).jtd (31 KB)

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

12月27日(木)に、秘密保全法制について、内閣法制局との協議を実施いたしました。

その際の協議メモをご参考までに送付いたします。

審査対象の資料は、12月26日(水)に各省に送付した資料(第54回資料)です。

(法制局への持込みは、12月26日(水)です。)

内閣官房内閣情報調査室総務部

[redacted]

[redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307
